

自治総研

THE JICHI-SOKEN

2025年 **4**月号
VOL.51
通巻第558号

CONTENTS

	1
コロナ禍鎮静後の地域格差の再拡大と人口・産業 成長する東京都と衰退する遠隔地域 ……………	町田俊彦
	17
2024年度普通交付税算定結果の検証 ……………	飛田博史
今月のマガジン・ラック	65
資料室増加月報	68
巻頭コラム	
「ふるさと納税」はどこへ行く ……………	沼尾波子

「ふるさと納税」はどこへ行く

沼尾波子

「ふるさと納税」は、個人が自分のふるさとや応援したい地域に寄付を行うと、所得税・個人住民税の寄付金控除を受けることができる制度としてスタートした。だが自治体からの「返礼品」が制度化され、競争が過熱したことにより、「ふるさと納税」は、いまやお得なネットショッピングと同義になりつつある。

寄付額のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。さらに、寄付額の3割を上限に、返礼品を受け取ることができる。この制度により、多くの人々は、自分の懐を痛めない範囲で「ふるさと納税」の申し込みができるサイト等から自分の欲しい「返礼品」を検索し、「寄付」を行っている。

多くの自治体では、寄付を集めようと魅力的な返礼品創出に汗を流す。ふるさと納税のサイトを見ると、高級肉や海鮮などにとどまらず、米やティッシュペーパーなどの日用品も人気となっている。最近では、数千万円の刀剣やキャンプカーまでもが返礼品リストに登場する。

この制度には様々な問題がある。第1に本来であれば公共サービスに使われるはずの税が、それ以外の目的に使われてしまうことである。現在、返礼品は寄付額の3割を上限とすることとされているが、これに仲介業者への手数料等を差し引くと、実際に寄付先の自治体で施策に使われるのは寄付額の5割程度となる。納税に代えて寄付を行い、その一定割合が寄付者への返礼品とその手数料に充てられるとすれば、マクロ的に見た場合、行政サービスに充てることのできる財源は減少する。むしろ、地場産品を返礼品に採用することで、地場産業振興を図るという考え方もありうるが、財政難で巨額の公債発行を行う状況下では、歳出のあり方が問われるだろう。

さらに問題なのは、高額所得者ほど、多くの「利得」を享受できる「逆進性」が生じていることである。現在の所得税・個人住民税の控除の仕組みの下では、高額所得者ほど高額な返礼品という「利得」を享受することができる。個人住民税減収分が事実上公債発行で補填されていることを考えれば、高額所得者が寄付を通じて高級和牛などの返礼品を手に入れ、国が借金でそれらを肩代わりしているとみることもできる。

「ふるさと納税」による寄付額は、令和5年度に1兆円を突破した。寄付額の61.8%が三大都市圏、なかでも東京都民の寄付が24.5%を占める。東京特別区では個人住民税収の約1割に相当する933億円（令和6年）が流出した。自治体の個人住民税減収分については、地方交付税により、その75%が措置される。だが、東京特別区や川崎市などの普通交付税不交付団体の場合には、税収に丸々穴があく。交付団体であっても、25%分は穴があいた形となる。

巨額の税収が流出する大都市自治体では対抗策として、自らもふるさと納税に参戦するようになった。大都市自治体が寄付金を集めるために様々な返礼品を用意、さらに仲介サイトとして2024年12月にアマゾンが参入するなど、寄付金獲得とふるさと納税ビジネスをめぐる競争は激化している。

ふるさと納税による寄付金を集める自治体が特定の市町村に大きく偏っている実情もある。令和4年度の場合、寄付額トップの宮崎県都城市をはじめ、上位6市町村で全国の寄付額の約10%を集めた。

返礼品は「自治体の区域内で生産または提供されるサービス」とされており、地方圏の自治体の中には、この制度を巧みに活用し、地域の社会経済循環の再構築に役立っている。なかには、税収額の何倍もの寄付金を集め、保育無償化や手厚い若者の移住支援などを推し進める自治体も出てきた。また、ふるさと納税を通じて、寄付者とながりを創出する取り組みを図る自治体もある。だが、寄付である以上、決して安定的な財源ではない。

地域の公共サービスに対する応益負担としての性格を有する個人住民税の性格を踏まえても、行き過ぎた寄付金控除の仕組みの見直しが必要であろう。今日のような返礼品の仕組みを容認するのであれば、控除の上限を定額とするか、返礼品上限を定額として抑制し、高所得者を優遇する仕組みを排除すべきである。

地域を支援し、地域振興に協力することを目的とした金銭による参加が、「ふるさと」を応援する寄付の形であろう。こうした本来の寄付の理念を支え、広げる税財政制度とその運営が求められる。

コロナ禍鎮静後の地域格差の再拡大と人口・産業 成長する東京都と衰退する遠隔地域

町 田 俊 彦

<要 旨>

リーマンショック後の不況が克服された2010年代に加速化した「東京圏」一極集中は、コロナ禍で東京都の転出入がほぼ均衡、ブレーキがかかった。東京都からの大量の転出では、東京圏3県が主たる受け皿、東京圏に隣接した北関東・甲信が副次的な受け皿となっており、地方創生政策が目標とした「東京圏から地方への転出入均衡」は実現していない。コロナ禍の鎮静化により、国内人口移動の流れが変わり「東京都一極集中」が顕著となっている。コロナ禍鎮静後に就業者数が増加した産業は情報通信業と医療・福祉に限られた。情報通信業は大企業本社が集積している東京都への集中度が高く、その急速な雇用拡大が人口の「東京都一極集中」を支えた。地方圏の遠隔地域は雇用面で医療・福祉への依存度が高いが、後期高齢者数の伸びが3大都市圏や地方圏の中間地域を下回り、医療・福祉従業者数の増加を制約し、人口流出を招いている。

はじめに

リーマンショック後の不況が克服された2010年代に加速化した「東京圏」一極集中は、コロナ禍で東京都の転出入がほぼ均衡、ブレーキがかかった。しかしコロナ禍が鎮静化すると地域格差は再拡大している。

コロナ禍鎮静後の地域格差の動向は、3大都市圏対地方圏という構図では十分には捉えられなくなっている。3大都市圏内、さらには東京圏内でも分極化が進み、「東京都一極集中」が顕著になっている。地方圏においても3大都市圏に隣接するか、工業集積が進んでいる中間地域とそれ以外の遠隔地域では分極化が進み、遠隔地域では衰退が顕著になっている。

本稿では圏域の分極化を踏まえて、成長する東京都と衰退する遠隔地域のコントラストが明瞭になりつつあるコロナ禍鎮静後の地域格差再拡大の動向と要因を分析する。

本稿の地域区分は下記の通りである。

3大都市圏

東京圏…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

名古屋圏…岐阜県、愛知県、三重県

大阪圏…京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

地方圏

中間地域……北関東（茨城県、栃木県、群馬県）、甲信（山梨県、長野県）、東海（静岡県）、近畿（滋賀県、和歌山県）、山陽（岡山県、広島県、山口県）、北四国（徳島県、香川県）、北九州（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県）

遠隔地域……北海道、東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）、北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）、山陰（鳥取県、島根県）、南四国（愛媛県、高知県）、南九州（熊本県、宮崎県、鹿児島県）、沖縄県

1 人口の「東京都一極集中」

(1) 人口移動の全数と国内人口移動

人口移動（人口の社会増減）の統計には、総務省「人口動態調査」（「住民基本台帳人口・人口動態及び世帯数表」として公表）と総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」がある。いずれも総務省が住民基本台帳に基づき調査している。2013年調査からは外国人住民の数も集計している。2014年調査から、調査時点を転勤などに伴う移動が多い3月末から1月末に変更している。

「人口動態調査」には、出入国に伴う住民登録の

記載・抹消が転入・転出として含まれ、人口移動の全数が集計されている。東京都の2023年の転入超過数は国内人口移動では68,285人であるが、国外との移動を含む人口移動ではその1.7倍にあたる119,144人にのぼる（表1参照）。外国人住民の転入超過数が国内人口移動では9,796人ときわめて少ないが、国外との移動を含む人口移動では63,977人にのぼるからである。東京都の2023年の自然増減数をみると48,907人の自然減となっている。入国して東京都で住民登録した外国人が膨大であったために、転入超過数は119,144人にのぼり、人口は70,237人の増加となったのである。

表1 東京都における転入超過数 — 2023年 —

	計	日本人住民	外国人住民
全数移動	119,144	55,167	63,977
国内移動	68,285	58,489	9,796

出所：総務省「住民基本台帳人口・人口動態及び世帯数表」2023年
総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」2023年

(2) 人口移動の長期的推移

高度成長期には、3大都市圏を構成する東京圏、名古屋圏、大阪圏のいずれにおいても、膨大な人口流入、転入超過がみられた（図1参照）。人口流入の主なプル要因としては、3大都市圏に集積した重化学工業の高成長と旺盛な若年労働力への需要がある。地方圏の側のプッシュ要因として、農業が中心であった地方圏において、後継ぎである男子1名とその配偶者となる女子1名以外は余剰人口であり、第1次ベビーブーム世代が中学卒業の15歳、あるいは高校卒業の18歳となる1960年代に3大都市圏への移動が大量に発生した。

転型期（1971年～1974年）以降、3大都市圏の転入超過数は変動するが、ピーク時の山は高度成長期よりはかなり低く、人口面でのプッシュ要因が大幅に弱まったことが作用している。変動要因としては、経済成長率、産業構造及び成長産業の全国的配置の変化、財政調整機能が大きく作用する。

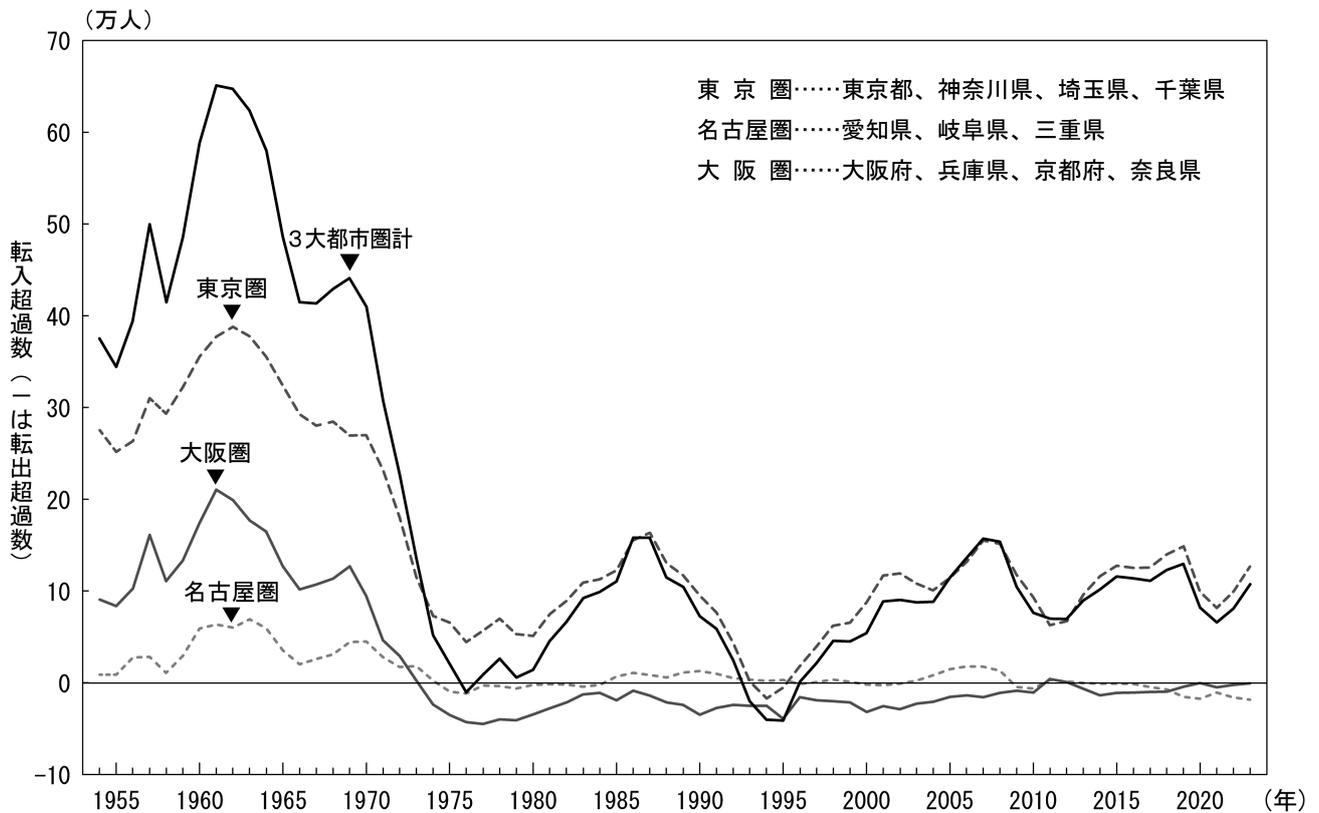
1970年代には、3大都市圏の転入超過数は大幅に縮小、「地方の時代」が喧伝された。(i)経済成長

率の低下、(ii)経済成長を主導した製造業の安価な用地と労働力を求めての地方分散、(iii)活発な公共投資による財政調整機能の高まりが影響した。

安定成長期（1975年以降）の都道府県間人口移動の特徴は名古屋圏・大阪圏への転入超過はほとんどみられなくなり、「東京圏一極集中」が顕著に現れていることである。安定成長期における3大都市圏の転入超過数のピークは、バブル期の前半、リーマンショック前の2007年、コロナ禍直前の3回現れているが、名古屋圏と大阪圏では転入超過はほとんどみられない。

「東京圏一極集中」に大きな影響を及ぼしたのは、産業構造の変化である。第1次石油危機後の深刻な不況を契機として、製造業の中心が鉄鋼、石油化学などの素材型から電気機器、自動車などの加工組立型へ転換するとともに、脱工業化、第3次産業が肥大化するサービス経済化が進行した。第3次産業の中で成長産業となったのは、情報通信業とビル管理・人材派遣などの事業所サービス業である。成長性の高いサービス業は、大企業本社が集積している

図1 3大都市圏の転入超過数の推移（1954年～2023年）



注：1954年～2013年までは日本人住民のみ
出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告 2023年結果」

東京都に集中した。大阪府や愛知県では、製造業で大きなウェイトを占めた素材型が縮小するとともに、サービス産業が肥大化した。情報通信業など高次サービス産業の集積度は低い。

(3) コロナ禍における人口移動

2020年3月、WHOは新型コロナウイルスの感染拡大について、パンデミック（世界的流行）との認識をした。同年4月には7都府県を対象として第1回目の緊急事態宣言が出された。2021年7月には第4回目の緊急事態宣言が出され、同年9月に解除された。

緊急事態宣言によるコロナ禍の行動制限等により、人口移動で大きな影響を受けたのは東京都である。東京都の転入超過数は2019年の82,982人から2020年の31,125人に激減し、2021年には5,433人とほぼ転出入均衡の状態に陥った（表2参照）。

東京圏の転入超過数は2019年の148,783人から2021年の81,699人に減少したものの、地方創生政策

が目標とした「東京圏から地方への転出入均衡」には程遠い。東京圏のうち東京都を除く3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）の転入超過数が2019年の65,801人から2021年の76,266人に増加したからである。地方圏のうちでも東京圏に隣接した北関東・甲信は2019年の7,239人の転出超過から2021年には544人の転入超過に転じている。

東京都からの大量の転出では、東京圏3県が主たる受け皿、東京圏に隣接した北関東・甲信が副次的な受け皿となっている。東京都の転出の相手地域をみると、2019年～2021年に30,867人増加したうち、2/3にあたる20,903人が東京圏3県に対する分である。4,045人増加した北関東・甲信を除く地方圏に対しては5,137人増加したにすぎない。

2019年～2021年に地方圏の転出超過数は129,669人から65,873人に63,796人減少している。転出者数が74,128人減少していることによるものである。転入者数は北関東・甲信を除く中間地域で8,928人、遠隔地域で5,987人減少しており、地方創生政策が

表2 コロナ禍とコロナ禍鎮静後の圏域別人口移動

		実数			増減数	
		2019年	2021年	2023年	2019～21年	2021～23年
転入者数	全国計	2,568,086	2,476,640	2,544,639	-91,446	67,999
	3大都市圏	1,609,164	1,528,050	1,583,387	-81,114	55,337
	東京圏	1,063,360	1,006,135	1,041,706	-57,225	35,571
	東京都	466,849	420,167	454,133	-46,682	33,966
	3県	596,511	585,968	587,573	-10,543	1,605
	名古屋圏	192,695	180,736	186,916	-11,959	6,180
	大阪圏	353,109	341,179	354,765	-11,930	13,586
	地方圏	958,922	948,290	961,252	-10,332	12,662
	中間地域	558,453	554,108	566,087	-4,345	11,979
	北関東・甲信	42,573	47,156	46,649	4,583	-507
	その他の地域	515,880	506,952	519,438	-8,928	12,486
	遠隔地域	400,469	394,482	395,165	-5,987	683
転出者数	全国計	2,568,086	2,476,640	2,544,639	-91,446	67,999
	3大都市圏	1,479,495	1,462,177	1,475,752	-17,318	13,575
	東京圏	914,577	924,436	915,191	9,859	-9,245
	東京都	383,867	414,734	385,848	30,867	-28,886
	3県	530,710	509,702	529,343	-21,008	19,641
	名古屋圏	207,712	191,650	205,237	-16,062	13,587
	大阪圏	357,206	346,091	355,324	-11,115	9,233
	地方圏	1,088,591	1,014,463	1,068,887	-74,128	54,424
	中間地域	619,483	577,019	613,595	-42,464	36,576
	北関東・甲信	49,812	46,612	49,163	-3,200	2,551
	その他の地域	569,671	530,407	564,432	-39,264	34,025
	遠隔地域	469,108	437,444	455,292	-31,664	17,848
転入超過数	全国計	0	0	0	0	0
	3大都市圏	129,669	65,873	107,635	-63,796	41,762
	東京圏	148,783	81,699	126,515	-67,084	44,816
	東京都	82,982	5,433	68,285	-77,549	62,852
	3県	65,801	76,266	58,230	10,465	-18,036
	名古屋圏	-15,017	-10,914	-18,321	4,103	-7,407
	大阪圏	-4,097	-4,912	-559	-815	4,353
	地方圏	-129,669	-65,873	-107,635	63,796	-41,762
	中間地域	-61,030	-22,911	-47,508	38,119	-24,597
	北関東・甲信	-7,239	544	-2,514	7,783	-3,058
	その他の地域	-53,791	-23,455	-44,994	30,336	-21,539
	遠隔地域	-68,639	-42,962	-60,127	25,677	-17,165

出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」2019年、2021年、2023年

期待するコロナ禍とテレワークの普及による地方圏に対する東京圏からの転入者数の拡大は生じていない。

(4) コロナ禍の鎮静と東京都への人口逆流

コロナ禍の鎮静化により、国内人口移動の流れが変わった。3大都市圏の転入超過数は、2021年～2023年に41,762人も拡大し、その分だけ地方圏の転出超過数は拡大している。3大都市圏のうちで転入超過数が44,816人と顕著に増加したのは東京圏であり、大阪圏は4,353人の増加にとどまり、名古屋圏は転出超過になっている。

ただし「東京圏一極集中」が再現したわけではない。転入超過数が東京都では62,852人増加した反面、東京圏3県では18,036人減少している。東京都の相手地域別社会増減をみると、2021年度には40,934人の大幅な転出超過を示した東京圏3県に対して、転出超過数は8,785人に大幅に縮小している。地方圏のうち転出超過を示した北関東・甲信に対しては転入超過に転じている。コロナ禍で東京都の転入超過数縮小の主な対象となった地域との関係で、コロナ禍鎮静後は逆流が生じているのが特徴的である。高度成長期の3大都市圏集中から安定成長期の「東京圏一極集中」へ、さらにコロナ禍鎮静後の「東京都一極集中」へと移行しつつある。

2021年～2023年に地方圏では北関東・甲信を除く中間地域と遠隔地域で転入者数が増加に転じた。北関東・甲信を除く中間地域の12,486人に対して、遠隔地域では683人ととどまっている。転出者数も拡大に転じ、転入者数の拡大よりも大幅である。その結果、転出超過数も拡大に転じ、北関東・甲信を除く中間地域では21,539人、遠隔地域で17,165人に拡大している。2023年の転出超過数を2019年と比較すると、北関東・甲信を除く中間地域の83%に対して、遠隔地域は87%と高く、コロナ禍前の大幅な転出超過の状態への回帰が早い。

2 外国人住民の3大都市圏集中

(1) 国際的にみて著しく低い外国人住民比率

2010年代に入ると、日本人住民の総人口は減少局面に入った。1月1日現在の日本人住民の人口が前年比で増加した都道府県は、2014年に8都県にすぎなかったが、2015年6都県、2019年5都県とさらに減少、東京圏の4都県を除くと、出生率が高い沖縄県のみとなった。2022年には一貫して増加を示してきた東京都と神奈川県においても日本人住民は減少となり、増加は沖縄県のみとなった。2023年には沖縄県も減少となり、全都道府県で日本人住民の人口は減少することになった。

外国人の入国超過数は2013年頃から2019年にかけて急増した。政府は「移民政策」をとらないとの建前に拘泥しているが、いわば「裏口」からの労働力受け入れを行ってきた。住民基本台帳人口によると、総人口に占める外国人住民の割合は2015年の1.6%から2020年の2.3%へ上昇し、2023年には2.4%になっている。

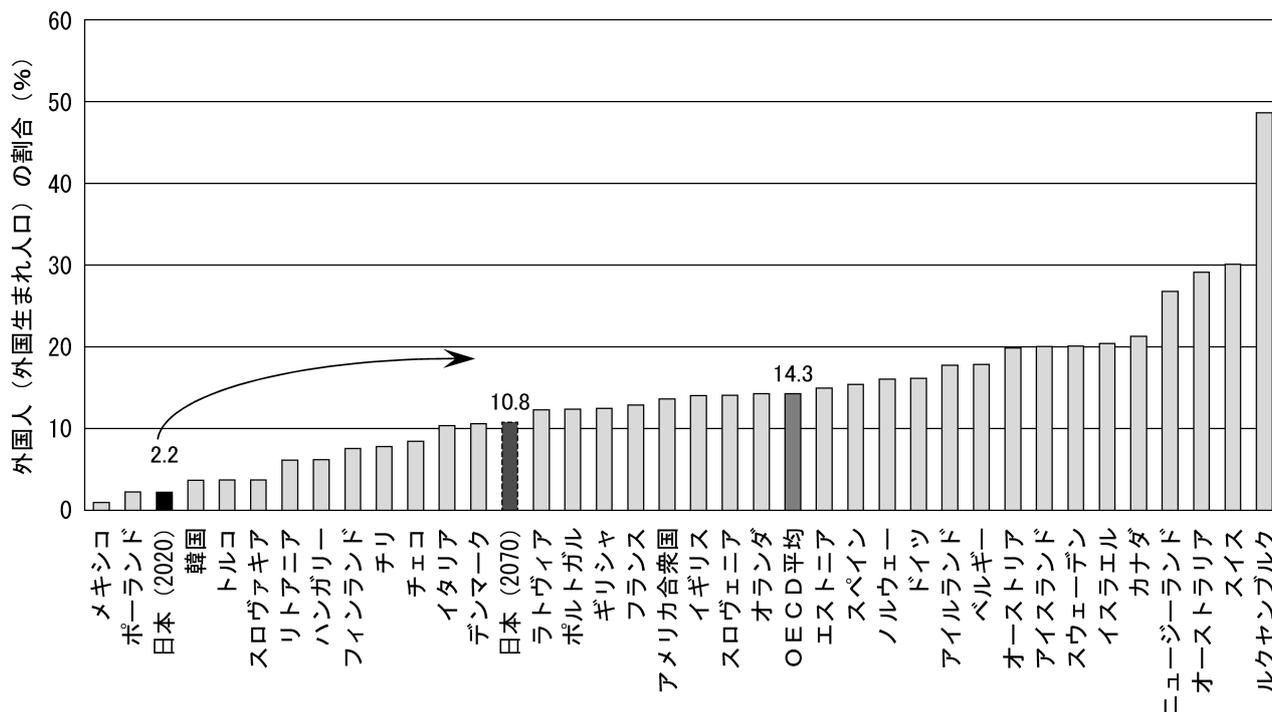
国勢調査人口では2020年における外国人住民の割合は2.2%であるが、OECD平均（2021年前後）の14.3%と比較すると著しく低く、メキシコ、ポーランドとともに最下位グループを構成している（図2参照）。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（中位推計）によると、日本人住民数は2020年の1億2,340万人から2050年9,740万人、2060年8,767万人、2070年7,761万人と急減する（表3参照）。一方、外国人住民は2020年の275万人から2050年729万人、2060年848万人、2070年939万人と急増してゆく。その結果、外国人住民比率は2020年の2.18%から2050年6.96%、2060年8.82%、2070年10.79%と上昇してゆく⁽¹⁾。

外国人住民の圏域間配分をみると、日本人住民の配分は3大都市圏1/2強、地方圏1/2弱であるが、外国人住民では3大都市圏7対地方圏3となっており、大都市圏への集中が顕著である（表4参照）。

3大都市圏のうちでも東京圏のシェアは日本人住民

(1) 外国人住民は一時的に滞在する移民労働者ではなく永住者になってゆく者。

図2 OECD加盟国における外国人住民（外国生まれの人口）比率



注：International Migration Outlook 2022（OECD）。日本以外の国については2021年、あるいは2021前後の年次。日本については2020年（令和2年国勢調査）および2070年（出生中位（死亡中位）推計）。
 出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」令和5年推計

表3 外国人住民比率の将来推計 — 中位推計 —

	総数 (A)	日本人住民	外国人住民 (B)	外国人住民比率 (B) / (A)
2020年	126,146	123,399	2,747	2.18
2030年	120,116	115,912	4,204	3.50
2040年	112,837	106,982	5,855	5.19
2050年	104,686	97,395	7,291	6.96
2060年	96,148	87,670	8,478	8.82
2070年	86,996	77,606	9,390	10.79

出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」令和5年推計

の29%に対して、外国人住民では40%と著しく高い。従って外国人住民の流入地域が現行とあまり変わらないとしても、日本人住民と外国人住民を合わせた

人口の地域分布において、3大都市圏のウエイトが高まっていくことは確実である。

表4 日本人住民・外国人住民別人口の対全国シェアの推移

		%			
		2015	2018	2020	2023
総計	全国計	100.00	100.00	100.00	100.00
	3大都市圏	51.39	51.91	52.29	52.69
	東京圏	28.05	28.56	28.91	29.3
	名古屋圏	8.92	8.96	8.98	8.98
	大阪圏	14.41	14.39	14.39	14.41
	地方圏	48.61	48.09	47.71	47.31
日本人住民	全国計	100.00	100.00	100.00	100.00
	3大都市圏	51.07	51.54	51.89	52.28
	東京圏	27.86	28.31	28.64	29.03
	名古屋圏	8.85	8.87	8.88	8.88
	大阪圏	14.36	14.36	14.37	14.38
	地方圏	48.93	48.46	48.11	47.72
外国人住民	全国計	100.00	100.00	100.00	100.00
	3大都市圏	70.68	70.38	69.62	69.31
	東京圏	39.83	41.14	40.57	40.32
	名古屋圏	13.45	13.3	13.53	13.23
	大阪圏	17.4	15.94	15.51	15.75
	地方圏	29.32	29.62	30.38	30.69

出所：総務省「住民基本台帳人口・世帯数表」各年版

3 人口移動の諸問題 — 「ダム機能」と「ブラックホール型自治体」 —

(1) 人口の「ダム機能」の低下

東京圏以外の地方地域の大都市については人口の「ダム機能」を果たすことが期待されている。人口の「ダム機能」とは、東京圏への転出超過を阻止、「東京圏一極集中」に歯止めをかけることである。

東京都の相手地域別転入超過数をみると、大阪府と愛知県が1位と2位を占め、2023年における東京都の転入超過数に22.8%寄与している（表5参照）。

福岡県、宮城県といった地方圏のブロックの中核都市が所在する県も4位、5位と上位にいる。上位5府県を合わせると、41.3%の寄与率になる。2021年～2023年に上位5府県の東京都に対する転出超過数は拡大しており、コロナ禍鎮静後にこれらの府県の人口の「ダム機能」は低下している。

2023年における東京圏に対する転出超過数は、愛知県では12,813人、大阪府では11,193人に達する（表6参照）。愛知県は東京圏以外の地域に対する転入超過数（5,405人）を大幅に上回り、全国に対して転出超過となっている。大阪府では、東京圏に対する転出超過数は東京圏以外の地域に対する転入超過数（21,985人）の約1/2であり、全国に対す

表5 東京都の相手地域別転入超過数（上位5府県）

	2021年	2023年	増減数	人
全国計	5,433	68,285 (100.0)		62,852
大阪府	5,597	7,836 (11.5)		2,239
愛知県	6,131	7,731 (11.3)		1,600
兵庫県	3,629	4,745 (6.9)		1,116
福岡県	2,323	4,222 (6.2)		1,899
宮城県	2,242	3,638 (5.3)		1,396
上記5府県計	19,922	28,172 (41.3)		8,250

注：（ ）内は東京都の転入超過数に対する各府県の転入超過数の比率（%）

出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」2021年、2023年

表6 愛知県と大阪府の相手地域別転入超過数 — 2023年 —

	愛知県	大阪府
計	-7,408	10,792
東京圏	-12,813	-11,193
うち東京都	-7,731	-7,836
東京圏以外	5,405	21,985

出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」2023年

る転入超過数は10,792人で東京都（68,285人）の16%にとどまっている。

天野馨南子 [2024] によると、東京圏以外で最大の社会増エリアになっている大阪府は、2023年に1,000人以上の流入がある6府県から1万2,651人の転入超過が生じているが、東京圏に対して約1万人の転出超過になっている。大阪府や愛知県では周辺エリアから広く人口を集めながらも、それを域内にとどめる「人口ダム機能」は崩壊しているという⁽²⁾。

(2) 「ブラックホール型自治体」と東京都

地方創生戦略では「東京への人口集中が、日本全体の少子化、人口減少につながっている」として、若い世代の地方定着に資する社会環境の整備の方針が示された。2024年4月に発表された人口戦略会議の新たなレポートでは、「消滅可能性自治体」に出生率が低く、他地域からの人口流入に依存しているとされる「ブラックホール型自治体」論の議論が加わった。その典型は東京都で、2023年の合計特殊出生率は0.99で全国最低である。東京都の16区や大阪市など全国25区市町村が「ブラックホール型自治体」に該当するとされた。

藤波 匠 [2019] は、東京一極集中が少子化を招いているという考え方は非合理であるとしている⁽³⁾。出生率低下について要因分析を行うと、出生率の低下、女性の年齢構成の高まり、女性の減少の3要因で近年の出生数の減少は決まっており、居住地変更の影響は極小であるという。毎年一定数の東京都への人口流入があるものの、東京都の転入超過数は全国の居住人口比率を大きく変えるほどではない。

2018年における15歳～49歳の女性の転入超過数は5.3万人であったが、東京都における同世代の人口の1.7%にすぎない。東京への人口流入があったとしても、都道府県別の居住人口比率の変更は微々たるものにとどまり、出生率の変化に与える影響も小さい。

中里 透 [2024] は、合計特殊出生率という指標は少子化の現況や将来の人口の推移を把握する上では有効であるが、出生率の地域差を論じる場合には、この指標がノイズを伴うことを理解しなければならないとしている⁽⁴⁾。例えば2020年の合計特殊出生率をみると、岩手県1.32、東京都1.12で0.2ポイントの開きがある。だが、同じデータで女性千人当たりの出生数を求めると、岩手県と東京都区部では同数となる。進学や就職に伴う未婚女性の流入で、20代の女性の出生率を計算する際の分母に大きな影響が生じるため、東京都区部の合計特殊出生率は低めに出るという。

東京の出生率が低いことについて「子育ての環境が整っていないから」という見解があるが、この点についても誤解がないか点検する必要があるという。結婚している女性を対象とした出生率の指標（有配偶出生率）でみると、東京の出生率は全国と同じかそれをやや上回る水準となっている。結論として、少子化をめぐる問題を論じる際に、未婚・非婚を意識しないと、議論が偏ったものになってしまうとしている。

(2) 天野馨南子 [2024] 22～23頁。

(3) 藤波 匠 [2019] 1頁、6～8頁。

(4) 中里 透「少子化への対応に冷静な議論を」『日本経済新聞』、「経済学教室」2024年6月27日付。

4 産業構造の変化と従業者数増減の圏域間格差

(1) 就業者レベルの産業構造の変化：情報通信業と医療・福祉の急拡大

就業者数や従業者数の地域間伸び率格差に大きな影響を及ぼす主な要因は産業構造の変化である。産業別の就業者の増減数を示すと表7の通りである。2015年～2020年の就業者の増加数は医療・福祉が79

万人で最大であり、サービス業（他に分類されないもの、45万人）、教育・学習支援業（37万人）、情報通信業（31万人）がそれに次いでいたが、その他の多くの産業も小幅ではあるが増加した。

コロナ鎮静後の2020年～2023年には、目立って増加している産業は医療・福祉（43万人）と情報通信業（37万人）に限られている。就業者数が多い産業の中では卸売業・小売業が21万人も減少している。地方圏の雇用を支えてきた製造業の就業者数が停滞的であるのも目につく。

表7 産業別就業者数とその増減数

	実数（万人）				増減数（万人）		
	2015年	2018年	2020年	2023年	2015～18年	2018～20年	2020～23年
産業計	6,402	6,682	6,710	6,747	280	28	37
建設業	503	505	494	483	2	-11	-11
製造業	1,039	1,064	1,051	1,055	25	-13	4
情報通信業	210	221	241	278	11	20	37
運輸業・郵便業	336	342	349	349	6	7	0
卸売業・小売業	1,058	1,076	1,062	1,041	18	-14	-21
金融業・保険業	154	164	167	155	10	3	-12
不動産業・物品賃貸業	121	130	140	139	9	10	-1
宿泊業・飲食サービス業	385	417	392	398	32	-25	6
生活関連サービス業等	231	236	236	225	5	0	-11
教育・学習支援業	304	322	341	344	18	19	3
医療・福祉	788	834	867	910	46	33	43
複合サービス業	59	57	51	47	-2	-6	-4
サービス業	409	446	454	458	37	8	4
公務	231	233	249	253	2	16	4

注：1）産業計には上記以外の産業が含まれる

2）サービス業はその他に分類されないもの

出所：「労働力調査年報」各年版

(2) 圏域別就業者数の増減

次に就業者数の増減を圏域別にみる。「労働力調査年報」の地域区分は、北海道、東北、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄であり、地方圏の中間地域と遠隔地域を区分したデータが得られない。そこで経済センサスにより民営事業所の産業別・圏域別従業者数とその増減率を示したのが表8である。

民営事業所の産業計の従業者数の増減率をみると、2012年～2016年と2016年～2021年は1.9%で同率であるが、3大都市圏で2.8%から3.1%に上昇した反面、地方圏では0.8%から0.5%へ低下している（表

8参照）。3大都市圏では東京圏と大阪圏で増加率が高まった反面、名古屋圏では低下している。東京都の増加率が4.0%から6.5%へ上昇して際立った高さを示している。地方圏では2012年～2016年には中間地域と遠隔地域は0.8%で同率であった。2016年～2021年には中間地域は横ばいであったが、遠隔地域では0.1%に低下している。東京都の高い増加率と遠隔地域の低い増加率が顕著なコントラストを示しており、本論文の副題である「成長する東京都と衰退する遠隔地域」が最も明瞭に現れているのが、コロナ禍終息後の民間事業所の従業者数の伸び率格差である。

表8 産業別・圏域別従業者数（民営事業所）の増減率

%

		産業計	建設業	製造業	情報通信業	卸売・小売業	飲食等	医療・福祉
全国計	2012-16年	1.9	-4.8	-4.1	0.9	0.8	-1.1	19.4
	2016-21年	1.9	1.3	-0.7	21.0	-2.0	-12.7	10.7
3大都市圏	2012-16年	2.8	-5.6	-5.7	4.0	2.0	-0.4	22.1
	2016-21年	3.1	3.8	-1.3	24.0	-1.4	-13.6	13.1
東京圏	2012-16年	3.6	-4.7	-9.9	7.2	2.9	1.3	24.4
	2016-21年	4.1	4.3	-2.7	24.0	-0.8	-13.8	14.5
東京都	2012-16年	4.0	-2.4	-16.5	7.9	3.3	1.6	24.5
	2016-21年	6.5	6.1	-4.8	27.9	-0.7	-15.0	13.7
名古屋圏	2012-16年	2.2	-5.0	-0.3	0.3	0.8	-1.6	20.4
	2016-21年	1.3	0.1	0.4	13.3	-1.0	-14.3	12.3
大阪圏	2012-16年	1.4	-8.1	-4.9	-9.9	1.1	-3.0	19.1
	2016-21年	2.2	5.4	-1.2	29.2	-2.9	-12.6	11.2
地方圏	2012-16年	0.8	-4.1	-2.7	-8.9	-0.6	-1.9	15.7
	2016-21年	0.5	-0.9	-0.1	10.0	-2.6	-11.7	9.4
中間地域	2012-16年	0.8	-6.1	-2.7	-8.6	-0.3	-1.8	17.6
	2016-21年	0.8	-0.7	0.4	11.6	-2.5	-11.8	8.9
遠隔地域	2012-16年	0.8	-2.2	-2.6	-9.3	-0.9	-2.0	16.0
	2016-21年	0.1	-1.0	-0.8	8.2	-2.8	-11.5	7.7

出所：総務省「経済センサス・活動調査」2012年、2016年、2021年

(3) 主要産業の地域分布

産業構造の変化が地域格差の動向に影響を及ぼすのは、従業者数の地域分布が産業によって異なるからである。

産業計、製造業、情報通信業、医療・福祉について、民営事業所従業者数の地域別対全国シェアをみたのが表9である。産業計では3大都市圏対地方圏は55対45であるが、製造業は49対52で地方分散型である。地方圏の中でも中間地域では製造業の対全国シェアは31.2%で産業計（24.4%）を上回っている。北関東、東海で特に産業計と比較した製造業の対全国シェアが高い。

一方、遠隔地域では産業計と製造業の対全国シェ

アは20%で差がない。地方分散型の「医療・福祉」の対全国シェアは23.6%で産業計（20.8%）を上回っている。医療・福祉の特化係数は地方圏では1.09、特に遠隔地域では1.12と高く、従業者数拡大を担う唯一の産業とみてよい。

大都市集中型は情報通信業である。3大都市圏の対全国シェアは80.5%に達している。東京圏の対全国シェアが63.8%と高く、名古屋圏は5.1%、大阪圏は11.6%にすぎない。東京都の対全国シェアは54.7%と過半を占め、その大半は特別区に分布している。都心4区だけで全国の3割強を占めており、情報通信業は「東京都（特別区）一極集中」の典型である。

表9 主要産業の民営事業所従業者の地域分布 — 2021年 —

	%			
	産業計	製造業	情報通信業	医療・福祉
全国計	100.0	100.0	100.0	100.0
3大都市圏	54.7	48.5	80.5	50.4
東京圏	30.8	19.2	63.8	27.0
東京都	16.6	6.4	54.7	11.2
うち特別区	14.0	4.8	52.3	7.9
うち都心4区	6.2	1.6	31.6	1.3
名古屋圏	9.5	15.2	5.1	7.8
愛知県	6.6	10.3	4.5	5.1
大阪圏	14.4	14.2	11.6	15.5
大阪府	7.8	6.7	9.2	7.9
地方圏	45.3	51.5	19.5	49.6
中間地域	24.4	31.2	10.4	26.1
遠隔地域	20.8	20.2	9.1	23.6

出所：総務省・経済産業省「経済センサス・活動調査」2021年

5 東京都を中心とする情報通信業の急成長と脆弱性

(1) 東京都における情報通信業従業者数の急速な拡大

主な産業（民営事業所）の従業者数の増減率をみると、2016年～2021年に製造業、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業など多くの産業がマイナスとなる中で、情報サービス業は21.0%と著しく高い（表8参照）。情報通信業が集中している東京都では27.9%と突出した高さを示している。

情報通信業の従業者数の内訳（2021年）をみると、ソフトウェア業91.8万人、情報処理・提供サービス業74.8万人、インターネット附随サービス業24.1万人、電気通信業21.4万人、出版業7.5万人の順となっており、IT産業が大半を占める。IT産業の従業者数における東京都のシェアは、ソフトウェア業63.4%、情報処理・提供サービス業71.7%、インターネット附随サービス業75.1%と情報通信業計よりも高い。

IOTやICTの長所は、小規模の分散した情報を瞬時に調整できる特性をもつがゆえに、効率的な地方分散型システムを構築できる点にあるが、日本

では時代遅れの「集中メインフレーム型」が支配的である⁽⁵⁾。この方式の下で、IT関連の発注は中核的研究部門を含めた本社から出される特性がみられる⁽⁶⁾。ソフトウェアは管理ソフトウェアと組込みソフトウェアに大別されるが、「東京都一極集中」が激しいのは前者に係る業務系ソフトウェア業である。一方、組込みソフトウェアは分散立地型である。

(2) 脆弱な日本の情報通信業

東京都を中心に急速に雇用を拡大している日本の情報通信業の特徴を最先進国であるアメリカとの比較で明らかにしよう。

情報通信業を日米比較すると、雇用者の伸びでは差がないが、実質生産額の伸びは2010年代以降、日本はアメリカを大幅に下回っている（表10参照）。その結果、労働生産性の伸びはアメリカを大幅に下回り、2021年の指数はアメリカの59.2%にとどまっている。

日本の情報通信産業の労働生産性の伸びが低いことは国際競争力を弱めている。総務省が財務省の「国際収支統計」などを基に作成した国際収支上の「デジタル関連収支」は2023年には5.3兆円の赤字であり、2014年（2.1兆円の赤字）と比較すると、

(5) 金子 勝 [2021] 141～142頁。

(6) 町田俊彦 [2016] 21頁。

表10 情報通信業の日米比較 — 2000年を100とする指数 —

		2000	2010	2015	2021
実質国内生産額	日本	100.0	108.5	115.6	121.6
	アメリカ	100.0	117.0	134.4	182.3
雇用者数	日本	100.0	85.3	85.3	89.2
	アメリカ	100.0	79.4	84.8	89.4
労働生産性	日本	100.0	154.1	172.7	178.6
	アメリカ	100.0	182.2	216.0	301.7

出所：総務省「ICTの経済分析に関する調査報告書」2023年3月

9年間に赤字は大幅に拡大している⁽⁷⁾。「デジタル関連収支」は「サービス」貿易の収支であり、スマートフォンやパソコンなどのデジタル関連の「財」貿易の収支は含まれない。

デジタル赤字が拡大した背景には、GAFAMを代表とした海外の巨大プラットフォームのサービス利用拡大がある。例えばOS分野（著作権など使用料）では、PC向けではMicrosoft、スマートフォン向けではApple、Googleが圧倒的シェアを有する。クラウドサービス（通信・コンピュータ・情報サービス）では、Amazon、Microsoft、Googleの3社で世界市場の6割超のシェアを有しており、日本においてもシェアが高い。日本においてGAFAMのサービスの利用が増えると、アメリカを中心とする海外への利用料支払が膨らみ、デジタル赤字が拡大することになる。

アメリカや中国の巨大IT企業はクラウドを運営し、そこからアプリを提供するプラットホーム企業に変貌した。日本企業は、スマートフォンやクラウドで対応する能力はなく、企業ごと、病院、銀行ごとに閉じたシステムを作る方式でやってきた。外部に閉じる方式なので安全だと主張しながら、サー

バーなどハードを売り、維持管理費用で稼ぐ方式である。東京都における情報通信産業は雇用レベルでは成長産業であるが、海外の巨大プラットフォームのサービス提供に依存しており脆弱である。

6 遠隔地域における医療・福祉従業者数の停滞

(1) 医療・福祉従業者数の圏域間伸び率格差

遠隔地域は就業者数拡大が大幅な医療・福祉に特化しているにもかかわらず、民営事業者従業者数の伸び率が低いのはなぜか、検討してみよう。医療・福祉は医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業に区分される。2010年には医療業が342万人で52%を占め、社会保険・社会福祉・介護事業は301万人で46%を占めていた（表11参照）。2010年～2022年には社会保険・社会福祉・介護事業が159万人と最大の増加を示し、2022年には460万人で51%と首座を占めている。

2016年～2021年の医療・福祉の従業者数（民営事業所）の増加率を圏域別にみると、地方圏は8.3%で3大都市圏の13.1%を下回っている（表12参照）。

表11 医療・福祉における就業者数

	実数		増加数
	2010年	2022年	2010～22年
総数	653	908	255
医療業	342	433	91
保健衛生	10	15	5
社会保険・社会福祉・介護事業	301	460	159

出所：総務省「日本統計年鑑」2012年、2024年

(7) 総務省 [2024] 「情報通信白書」2024年版、108頁。

表12 医療・福祉の圏域別従業者数（民営事業所）

	就業者数		増加率
	2016	2021	2016～21
全国計	7,374,844	8,162,398	10.7
3大都市圏	3,634,480	4,111,231	13.1
東京圏	1,926,236	2,205,688	14.5
東京都	802,679	912,794	13.7
名古屋圏	568,380	638,561	12.3
大阪圏	1,139,864	1,266,982	11.2
地方圏	3,740,364	4,051,167	8.3
中間地域	1,955,360	2,128,796	8.9
遠隔地域	1,785,016	1,922,341	7.7

出所：総務省・経済産業省「経済センサス・活動調査」2016年、2021年

地方圏の中でも就業構造で医療・福祉の特化係数が高い遠隔地域は7.7%で中間地域よりも低く、東京圏の1/2にとどまっている。

(2) 後期高齢者の圏域間伸び率格差

医療・福祉の従業者数の増加率は医療・福祉へのニーズが高い高齢者の増加率の影響を大きく受ける。2015年～2022年の高齢者の増加率を圏域別にみると、65歳以上の高齢者ではあまり差がない。75歳以上の後期高齢者では、3大都市圏の28.7%に対して、地

方圏では12.7%と大きな差がある（表13参照）。特に遠隔地域では9.0%と中間地域の16.5%を下回り、3大都市圏とは大きな差がある。人口のうち後期高齢者の比率は地方圏が3大都市圏よりも高いが、その上昇テンポは3大都市圏の方が速い。2015年～2022年の後期高齢化率の上昇幅は、3大都市圏の3.2ポイントに対して、地方圏では2.4ポイント、うち遠隔地域では2.2ポイントにとどまる。後期高齢者の増加率が低いことは、遠隔地域の産業、雇用を支えてきた医療・福祉の拡大を制約している。

表13 圏域別高齢化と後期高齢者の人口総数比、増減率

	高齢化率		後期高齢化率		2015年～2022年の増減率		
	2015年	2022年	2015年	2022年	計	65歳以上	75歳以上
全国計	26.3	29.0	12.7	15.5	-1.7	8.3	20.1
3大都市圏	24.6	26.7	11.3	14.5	0.4	8.6	28.7
東京圏	23.6	25.3	10.7	13.7	2.1	9.5	30.5
東京都	22.2	22.8	10.6	12.6	3.9	6.5	22.5
名古屋圏	25.0	27.3	11.6	14.7	-1.3	8.0	24.2
大阪圏	26.4	28.9	12.2	15.9	-1.7	7.5	28.2
地方圏	28.1	31.6	14.2	16.6	-4.0	8.0	12.7
中間地域	27.6	30.8	13.6	16.3	-3.1	8.2	16.5
遠隔地域	28.7	32.5	14.8	17.0	-4.9	7.7	9.0

注：1) 高齢化率と後期高齢化率は人口総数に対する65歳以上人口と75歳以上人口の比率

2) 2015年は国勢調査人口、2022年は推計人口

出所：総務省「日本統計年鑑」2017年、2024年

(3) 後期高齢者医療制度の1人当たり医療実績

後期高齢者医療制度の1人当たり医療実績の2020年度～2022年度の伸び率をみると、都道府県計の1.9%を上回っているのは遠隔地域の19道県のうち

山形県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の4県にすぎない（表14参照）。遠隔地域において、後期高齢者の増加率が低いことに加えて、1人当たり医療実績の伸びが低いことは医療ニーズの伸びを抑えている。

表14 1人当たり後期高齢者医療制度・実績医療費の増減率

	実績 (円)		増減率 (%)
	2020年度	2022年度	2020～22年度
全国計	900,574	917,912	1.9
遠隔地域			
北海道	1,039,112	1,039,457	0.0
青森県	795,414	779,233	-2.0
岩手県	744,424	744,868	0.1
宮城県	813,746	823,890	1.2
秋田県	794,730	784,928	-1.2
山形県	806,626	825,689	2.4
福島県	802,210	802,535	0.0
青森県	795,414	779,233	-2.0
岩手県	744,424	744,868	0.1
宮城県	813,746	823,890	1.2
秋田県	794,730	784,928	-1.2
山形県	806,626	825,689	2.4
福島県	802,210	802,535	0.0
新潟県	734,737	736,962	0.3
富山県	888,652	900,696	1.4
石川県	931,508	944,219	1.4
福井県	873,889	886,381	1.4
鳥取県	909,608	926,278	1.8
島根県	916,881	919,629	0.3
愛媛県	939,158	935,453	-0.4
高知県	1,141,682	1,132,769	-0.8
熊本県	1,036,591	1,055,571	1.8
宮崎県	877,685	895,033	2.0
鹿児島県	1,074,234	1,110,326	3.4
沖縄県	984,102	1,013,302	3.0

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析 後期高齢者医療制度の地域差」2020年度、2022年度

むすび

コロナ禍鎮静化後、「東京都一極集中」が加速化している。東京一極集中の是正については中央集権的な政府間関係の分権型への改革と東京の機能分散の必要性を説く論者が多い。

橘木俊詔・浦川邦夫 [2012] は、東京一極集中をやめる方策として、(i)地方への人材・企業・大学の誘致、(ii)首都機能の一部移転、(iii)地方分権の推進を挙げている⁽⁸⁾。

森川 洋 [2020] は、地方の大都市に「ダム機能」をもたせるには、東京圏の企業の税負担を強化、地方優遇政策をさらに大幅に強化するしか東京の機能

分散の道はないとする⁽⁹⁾。地方税における法人二税など一極集中が東京のインフラ整備を支え、それがさらに人口と企業の集中を加速させているので、地方税制の改正を行えば、企業の流出や人口流入減が起こるであろうとしている。

政府も税制改革に東京一極集中の是正を期待している。安倍政権は2014年12月の税制大綱で、地方創生の手段として、本社機能を東京23区から地方圏に移す企業に対する税制優遇（設備投資の7%の法人税額控除、地方での雇用拡大に1人当たり80万円の税額控除）を打ち出した。

内閣府地方創生推進事務局ほか「地方創生10年の取組と今後の推進方向」では10年の取組の成果として、企業の地方移転等の促進による地方における雇

(8) 橘木俊詔・浦川邦夫 [2012] 198～213頁。

(9) 森川 洋 [2020] 309～310頁。

用の創出を挙げ、首都圏から地方に本社を移転した企業数は、2021年より3年連続の転出超過となったとしている。地方拠点強化税制については、2015年度創設以降、認定件数は698件、雇用創出数は約31,000人となっていると成果を強調しているが、1件当たり雇用創出数は44.4人にすぎない。企業本社の地域間移動は零細企業を中心に行われており、その雇用効果は大きくはない。

税制による東京圏に集中している本社機能を地方に移転させようとする政策は効果をあげていない。大企業が本社機能を都心から移す動きが続いている（「日本経済新聞」2023年9月23日付）。2022年にはいすゞ自動車が品川区から補助金と税優遇措置が充実している横浜市へ移転している。横浜ゴムは2023年に港区から神奈川県平塚市へ移転している。2024年には富士通は本社機能を港区から川崎市へ移す。いずれも都心に本社がある大企業の移転先は税制優遇措置の対象とはならない東京圏内である。

地方分散の政策が効果を発揮できないのは、新自由主義による市場（民間経済）最優先による「小さな政府」指向、集権システムの下での地方公共サービスの民営化と地方公務員の削減という枠組みにとどまっているからである。「東京都一極集中」の産

業面での要因である情報通信業の東京集中は、大企業本社・研究開発拠点の東京圏集中とリンクしており、政策により東京圏以外の地方に分散させることは不可能である。大阪圏は分散立地が可能な組込みソフトウェア業を定着させるのにも人材不足が制約要因となっており、集中立地型の管理ソフトウェア業は発展の余地がない。

大企業本社と情報通信業の東京都集中に対抗できるのは、政府部門における安定雇用の拡大である。地方公共サービスの民営化と正規地方公務員の削減・非正規化にブレーキをかけることが緊要である。そのためには総務省の地方財政計画を通じる一般行政職員の抑制の転換が必須である。(i)大企業への内部留保課税、(ii)法人税の税率引き上げと優遇措置の圧縮、(iii)高額資産への「富裕税」の導入、(iv)所得税における高所得優遇の金融所得に対する分離比例課税から総合課税への転換により、国税の税収調達能力を回復させつつ、地方自治体の一般財源を拡充することが必要である。地方自治体の正規公務員を拡充するための財源保障を行うとともに、国税から地方税への税源移譲を進めることが課題である。

（まちだ としひこ 専修大学名誉教授）

キーワード：人口の転入超過／東京都一極集中／人口のダム機能／情報通信業／国際収支のデジタル赤字／遠隔地域と医療・福祉従業者数

【参考文献】

- 天野馨南子 [2024] 「地方消失の真因は若年女子の流出 — 正規雇用の拡大が課題」『週刊エコノミスト』2024年5月14.21日合併号、20～23頁。
- 金子 勝 [2021] 『人を救えない国 — 安倍・菅政権で失われた経済を取り戻す』朝日新聞出版。
- 総務省 [2024] 「情報通信白書」2024年版。
- 橋木俊詔・浦川邦夫 [2012] 『日本の地域格差：東京一極型から八ヶ岳方式へ』日本評論社。
- 内閣府官房田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局「地方創生10年の取組と今後の推進方向」2024年6月。
- 中里 透「少子化への対応に冷静な議論を」『日本経済新聞』、「経済学教室」2024年6月27日付。
- 藤波 匠 [2019] 「“出生数”から地方創生戦略を検証する — 一極集中は正は人口増加の特効薬にならず —」日本総研『地方創生再考シリーズ』(No. 2)
- 藤本典嗣 [2015] 「東京一極集中を加速する中枢管理機能の構造と情報通信の高速化」『都市問題』第106号、2015年2月、22～33頁。
- 町田俊彦 [2016] 「人口変動、所得・雇用、税収の3大都市圏・地方圏間格差と東京・大阪」『専修大学社会科学研究所月報』第635号、2016年5月、1～35頁。

森川 洋 [2020] 「地方創生政策とその問題点」 『人文地理』 第72巻第3号、309～310頁。

山崎福寿 [2015] 「都市集中のメカニズムと地方創生の問題点」 『土地総合研究』 2015年夏号、113～120頁。

2024年度普通交付税算定結果の検証

飛田博史

<要旨>

2024年7月23日に「令和6年度普通交付税大綱」が閣議報告された。過去最大となった2024年度の地方財政計画をもとに、2023年人事委員会勧告によるプラス給与改定、会計年度任用職員の勤勉手当を支給、物価高騰対策、岸田内閣のこども・子育て支援加速化プランなどが交付税算定に反映され、久々に多くの項目で単位費用の引き上げを通じて基準財政需要額が大幅に伸び交付税配分の増額へとつながった。また、2007年度の新型交付税の創設以来、地方交付税法の本則にもとづく経費項目として「こども子育て費」が新設され、社会福祉費などの経費から子育て関連需要が移されることで、社会保障や教育関連の需要構造が大きく変化したことも2024年度の注目点である。

地方交付税は長年のデフレ基調のもとで抑制的な算定を基本に、地方創生などの国の政策枠を臨時的経費で算定することで底上げを図ってきたが、2024年度はインフレ基調において項目全般の算定の充実に大きく踏み出した年度といえる。今後、インフレ基調における交付税算定のあり方が人口減少社会の課題とともに問われる。

はじめに

2024年7月23日に「令和6年度普通交付税大綱」が閣議報告された。2024年度の地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）では、岸田内閣のこども・子育て政策の強化（いわゆる加速化プラン）、2023年人事委員会勧告のプラス給与改定等、物価高騰対策などが盛り込まれ、普通交付税（以下「交付税」と呼ぶ）算定⁽¹⁾に反映された。とりわけ、こども・子育て政策を受けて、基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）に「こども子育て費」が新設されたことが注目される。

また12月17日に成立した2024年度補正予算にもと

づき交付税の再算定が行われた。再算定は交付税の法定原資である国税5税の当初見込みからの上振れ分を再交付するもので4年連続となった。

本稿では以上の動向を踏まえ、2024年度の交付税の当初算定結果を中心に概要と特徴について分析を交えて解説する⁽²⁾。

1. 2024年度交付税算定の特徴

(1) 2024年度地財計画からみた今年度の特徴

まず、交付税算定の大枠となる2024年度地財計画の特徴について確認しておこう。

◆ 地財計画の規模

地財計画（通常収支分）の規模は93兆6,338億円

(1) 普通交付税は地方交付税総額の94%に相当する部分で、各自治体への交付額は国の算定式（道府県分と市町村分に分かれる）にもとづき、自治体ごとに地方税等でまかなうべき経費（基準財政需要額）と地方税等の見込み額の75%相当（基準財政収入額）を計算し、その差額をもとに決定される。なお、残り6%は特別交付税として災害復旧などの個別自治体の状況を踏まえて省令にもとづき交付される

(2) 文中の制度解説や各種金額に言及する箇所では、一部昨年度と同じ文章を用いている

(前年度比伸び率1.7% 以下カッコ内同じ)、一般財源総額は65兆6,980億円(1.0%)といずれも3年連続で前年度を上回る最高額を更新した。財源不足は1兆8,132億円(▲8.9% ▲はマイナス以下同じ)と3年連続で減少し、実質的に財源不足が解消した1990年初頭以来最小となった。この結果、国と地方で財源不足を折半して補てんする「折半ルール」は3年連続で解消され、臨時財政対策債(以下「臨財債」と呼ぶ)⁽³⁾の発行は既発債の償還分にとどまり、新規の発行は行われなかった。

◆ 主な歳出の特徴

主な地財計画の歳出項目では、給与関係経費が20兆2,292億円(1.6%)、このうち退職手当以外は19兆1,527億円(2.0%)と給与改定分等が反映され、前年度を大きく上回っている。また、計画人員についても定年引き上げにともなう一時的な増員を含め、一般職員等、義務教育職諸学校教職員、警察官、消防職員のいずれも増員となっている。これらの内容は交付税算定において単位費用⁽⁴⁾の算定基礎となる標準団体⁽⁵⁾にも反映された。

一般行政経費は43兆6,893億円(3.8%)、このうち補助事業が25兆1,417億円(4.9%)と社会保障関係費の自然増や子育て施策の充実などにより大幅に増加しており、単独事業も15兆3,861億円(2.8%)と子育て施策の充実分、会計年度任用職員の処遇改善分、物価高騰にともなう公共施設の光熱費やゴミ

収集等の委託料など上昇分の経費などが盛り込まれた。このほか別枠で計上されている特別枠⁽⁶⁾「デジタル田園都市国家構想事業費」1兆2,500億円、「地域社会再生事業費」4,200億円は同額で存置された。

投資的経費は11兆9,896億円(0.1%)と微増にとどまっているが、こども・子育て支援事業費や庁舎移転事業の建設費の物価高騰対策費などの充実が図られた。なお、これらは起債事業のため、交付税算定では主に後年度の元利償還金の交付税対応分として反映される。

以上の大まかな地財計画の動向を踏まえた上で、2024年度の交付税算定の特徴をみていこう。

(2) 地財計画に対応した交付税算定の特徴

◆ 2023年度の給与改定分等の反映

2023年度の人事委員会勧告の給与改定等を踏まえ、地財計画では給与改定分として約3,300億円(うち会計年度任用職員分 600億円)、会計年度任用職員の勤勉手当の支給分として1,810億円が計上された。これらは交付税算定では単位費用の基礎数値に反映され、常勤職員については給与の統一単価、会計年度任用職員については職種に応じて関係項目に反映され、その他については包括算定経費で一括算定された。なお、具体的な項目や積算上想定する職種は図表1の通りである。

-
- (3) 2001年度より導入された仕組みで、普通交付税の一部を臨時財政対策債という地方債に振り替えるもので、各自治体の発行可能額を計算により確定して財源を確保する。借入にともなう元利償還金は、全額、基準財政需要額に算入されるため地方交付税の代替財源とみなされる
- (4) 需要額は経費ごとの一般財源充当単価である単位費用、各自治体の必要経費を反映する人口等の客観指標である測定単位、自治体間のさまざまな経費差を反映する補正係数の3つの要素を乗じて算定される
- (5) 単位費用を決定する際の基準となる自治体規模のことで、道府県分は人口170万人、面積6,500キロ㎡、市町村分は人口10万人、面積210キロ㎡などを標準団体として設定する。単位費用はこれらに要する単位当たりの一般財源充当経費を計算して決定する
- (6) 地財計画の歳出項目のうち、一般行政経費の単独事業の別枠で計上されるものについては本稿では「特別枠」と呼ぶ、一方、この特別枠を受けた交付税算定項目については「臨時的経費」と記述する

図表1 会計年度任用職員の給与改定分等の算定状況

単位費用の積算上、会計年度任用職員を想定している職種は以下のとおりであり、個別算定経費で措置していないものについては包括算定経費において計上している。

(道府県分)

経費の種類	細目	細節	積算上想定している職種
警察費	1 警察管理費	(2)警察職員費	相談員等
高等学校費 (測定単位：生徒数)	生徒経費	生徒経費	特別支援教育支援員、部活動指導員
特別支援学校費 (測定単位：学級数)	学級経費	学級経費	非常勤講師、学校司書
社会福祉費	1 社会福祉事業費	(4)婦人相談所費	婦人相談員
衛生費	1 保健所費	保健所	産休保健師
	6 生活衛生指導費	(2)廃棄物処理対策費	不法投棄監視員
	7 医療行政費	(4)看護師・保健師・助産師費	実習生アルバイト
こども子育て費	2 こども福祉費	(4)児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉対策費	母子・父子自立支援員等
労働費	3 地域雇用対策費	地域雇用対策費	相談員
地域振興費	1 地域振興費	地域振興共通経費	消費生活相談員

(市町村分)

経費の種類	細目	細節	積算上想定している職種
小学校費 (測定単位：児童数)	児童経費	児童経費	校庭整備作業員
小学校費 (測定単位：学校数)	学校経費	学校経費	特別支援教育支援員、学校司書
中学校費 (測定単位：生徒数)	生徒経費	生徒経費	校庭整備作業員
中学校費 (測定単位：学校数)	学校経費	学校経費	特別支援教育支援員、学校司書、部活動指導員
高等学校費 (測定単位：生徒数)	生徒経費	生徒経費	特別支援教育支援員、部活動指導員
その他の教育費 (測定単位：人口)	1 教育委員会費	教育委員会費	教科書専門員
社会福祉費	2 障害者福祉費	(1)障害者自立支援費	身体障害者・知的障害者相談員
保健衛生費	4 衛生諸費	衛生諸費	保健師
こども子育て費	1 こども成育費	(4)公立幼稚園費	特別支援教育支援員 母子・父子自立支援員等
	2 こども福祉費	(2)児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉対策費	
高齢者保健福祉費 (測定単位：65歳以上人口)	1 高齢者福祉(保健)費	(1)高齢者福祉(保健)費	保健師
清掃費	2 分別収集・廃棄物減量化対策費	分別収集・廃棄物減量化対策費	不法投棄監視員
林野水産行政費	1 林野水産行政費	一般経費	林業巡視員
地域振興費 (測定単位：人口)	1 地域振興費	地域振興共通経費	消費生活相談員

(資料) 地方財務協会『令和6年度 地方交付税制度解説(単位費用編)』2024年度、22ページより抜粋

◆ こども子育て費の新設

国のこども未来戦略に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」(2024~2028年度 以下「加速化プラン」と呼ぶ)の推進にあわせて、自治体の子育て対策の全般の財源保障を明確化するために需要額

に「こども子育て費」(測定単位：18歳以下人口)が新設された。同項目は地方交付税法の本則に位置付けられるもので、本則における新設項目としては2007年度の新型交付税導入以来である。

同項目では加速化プランの2024年度地方負担分

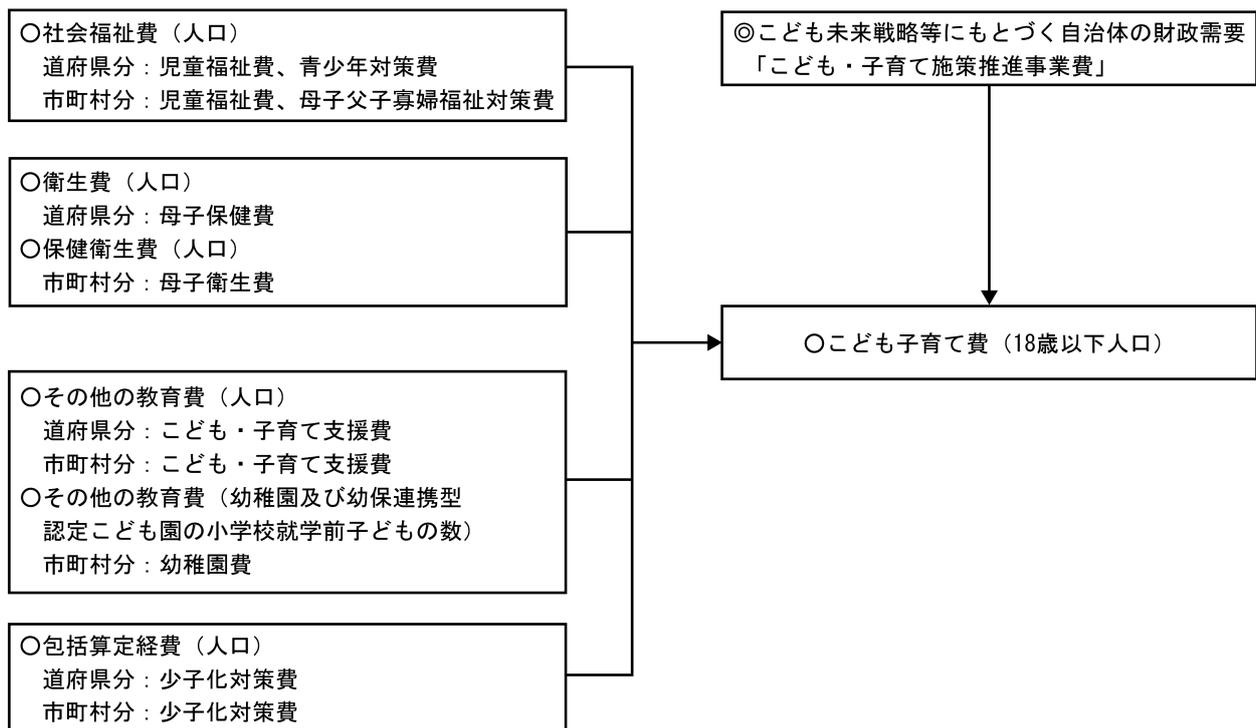
2,251億円、自治体独自のこども・子育て施策の実施分1,000億円などの新たな財政需要を算定するとともに、既存の項目から子育て関連の需要額を移行させた。具体的には社会福祉費（測定単位・人口）、（保健）衛生費（人口）、その他の教育費（人口および幼稚園等の就学前の子どもの数）、包括算定経費の一部が対象となった。なお、市町村分のその他の教育費のうち幼稚園等の就学前の子どもの数を測定単位とするものは、すべて移行したため測定単位から削除されている。

図表2はこども子育て費に移行した各需要額項目の経費内容とこども未来戦略等に基づく自治体の財政需要の内容である。児童福祉費、母子保健（衛生）費、幼稚園費などの制度上の経費のほか、こども・子育て支援費、少子化対策費などの政策経費が集約

されており、これに加えてこども未来戦略等にもとづくこども・子育て施策推進事業費が新設され、かなり大きな財政需要が算定されている。また、移行前と移行後では測定単位が異なるため各経費ごとに補正係数により従来 of 算定結果との調整を図っている。

単位費用は標準団体における人員や施設数などを設定した上で、各種事業の実施に要する一般財源所要額を積算し、これを標準団体の測定単位（こども子育て費の場合、18歳以下人口）で割って算出される単位当たりの費用である。算定基礎となる標準団体の規模内容は以下の通りであり、新たな測定単位のもとで、基本的には従来の内容が引き継がれており、道府県分の児童福祉司については増員されている。

図表2 各需要項目からこども子育て費への移行内容



(資料) 同上より作成

○標準団体の行政規模

道府県分 18歳以下人口 28万人

児童相談所3カ所 児童委員3,400人、福祉関係職員（現業員等90人、児童福祉司94人）、母子・父子自立支援員8人、児童福祉施設5カ所

市町村分 18歳以下人口 1万6千人

児童委員190人、福祉関係職員（現業員等13人）、保育所11カ所、児童厚生施設3カ所、児童遊園6カ所

こども子育て費の基準財政需要額の算定式については市町村分では以下の通りで、前年度の各項目から経費を寄せ集めたことから算式も重層的になっている。

○市町村分の算定式

単位費用×18歳以下人口×（C＋D＋E＋F＋G＋H＋I）

A：段階補正 小規模自治体への割増し

B：普通態容補正Ⅰ 地域手当差の補正

C：密度補正Ⅰ 公私立保育所等の施設区分や保育年齢層などの費用差の補正

D：密度補正Ⅱ 子ども・子育て支援新制度対象外の私立幼稚園の通園状況の補正等

E：密度補正Ⅲ 同上制度対象の私立幼稚園の通園状況の補正等

F：密度補正Ⅳ 公立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の通園状況の補正

G：事業費補正 施設整備事業の起債元利償還分

H：普通態容補正Ⅱ 政令市や中核市の児童福祉司の加配の補正

I：A×B

◆ 物価高騰にともなう公共施設等光熱費や施設管理等委託料上昇への対応

地財計画では2023年度に引き続き、物価高騰にともなう経費増を計上しており、2024年度は新たにゴミ処理等の行政サービスや施設管理委託料の上昇分として一般行政経費の単独分に300億円を加算し、総額700億円となった。交付税算定では光熱費分は包括算定経費に一括算定、各種委託料については関連する算定項目の単位費用に含まれる委託料を3％程度引き上げた。

◆ 児童福祉司等の増員（継続）

2020年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定され、2024年度までに児童福祉司約1,060名、2026年度までに児童心理司約950名を

追加増員する方針が示された。これを踏まえ毎年度の地財計画の計画人員では所要の増員が図られている。2024年度は児童福祉司を約530名、児童心理司を約240名増員しており、これを受けて交付税算定では、道府県分のこども子育て費において、標準団体の児童福祉司を86名から94名（8名増員）、児童心理司を35名から38名（3名増員）とそれぞれ拡充している。

(3) 交付税の算定方法における改定状況

2024年度は測定単位については毎年度の改定項目だけであり、補正係数についても以下で述べる地方創生関連の算定の見直し以外に特に目立ったものはない。

◆ 地方創生関連経費⁽⁷⁾の成果指標へのシフト (継続)

2015年度から地財計画で「まち・ひと・しごと創生事業費」として1兆円が計上され、交付税では「地域の元気創造事業費」(3,900億円 100億円は特別交付税)と「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円)として算定されており、2023年度から地財計画に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」においても、交付税の算定項目は存置されている。いずれも人口を測定単位として、人口の少ない自治体に割増し補正する「段階補正」が適用され、さらに地域の元気創造事業費では各種歳出抑制や徴税努力等の取り組みを割増し補正する「行革努力分」と産業活性化の程度を割増し補正する「地域経済活性化分」を「経常態容補正」として適用している。一方、人口減少等特別対策事業費では人口減少率や転出者人口比率などの指標が全国比で劣位にある場合に割増し補正する「取組の必要度」とそれらが全国比で優位にある場合に割増し補正する「取組の成果」を「経常態容補正」として適用している。

このうち「人口減少等特別対策事業費」については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(いわゆる「骨太方針」)において、2020年度以降5年間で「取組の必要度」から「取組の成果」へと需要額1,000億円分を段階的にシフトさせる方針が打ち出された。2024年度はその最終年度となり、道府県分、市町村分あわせて200億円のシフトが行われた。この間のシフトにあたっては、取組の成果の格差が団体別あるいは条件不利地域において生じるため、それらに配慮した算定式となっている。

この「シフト」の2025年度以降の継続は執筆時点では確認されていないが、いずれにしても地方創生以降も東京一局集中の流れが変わらないなかで、取組の成果に算定の重点を置いてきたことには無理があったと言わざるを得ない。

◆ 定額減税にともなう地方特例交付金の創設

2023年秋の岸田内閣による経済対策として定額減

税が実施され、2024年度の個人住民税の減収分9,234億円全額は地方特例交付金により補てんされた。基準財政収入額の算定ではその75%が算入された。

◆ 測定単位の改定

主に毎年度改定されている教育費関連における学校基本調査の数値、土木関連における道路橋りょう等の台帳数値の改定にとどまり、算定全体にかかわる大きな見直しはない。

2. 2024年度の普通交付税算定結果の概況

2024年度の普通交付税算定結果の概況についてみていこう。なお、本稿末尾の普通交付税大綱に関する資料もあわせて参照されたい。

(1) 交付税総額

普通交付税総額は当初算定ベースで17兆5,470億円(1.7%)と、3年連続で前年度を上回った。このうち道府県分は9兆2,325億円(0.3%)、市町村分は8兆3,145億円(3.3%)であった。財源不足の縮小にともない臨財債の発行可能額も4,454億円(▲54.3%)と3年連続で減少しており、昨年を引き続き半減している。このうち道府県分は2,399億円(▲54.8%)、市町村分は2,145億円(▲53.7%)となった。

交付税の臨財債への振替率を実質的な交付税(普通交付税+臨財債)に占める臨財債の割合で見ると道府県分、市町村分とも約2.5%であった。なお、2025年度の地財計画では臨財債の発行はゼロとなり、名目額と実質額が一致した。

(2) 基準財政需要額(全団体)の状況

図表3は財源不足団体と財源超過団体を合わせた需要額の算定結果である。臨財債振替後で見ると道府県分が2兆2,699億円(1.9%)、市町村分が2兆7,973億円(2.3%)、臨財債控除前の需要額では道

(7) 本稿では地財計画のデジタル田園都市国家構想事業費のうち地方創生推進費に対応した交付税算定の項目である「地域の元気創造事業費」と「人口減少等特別対策事業費」を合わせて「地方創生関連経費」と呼び、両経費と「地域社会再生事業費」と「地域デジタル社会推進費」の4項目の総称を「地方創生等臨時的経費」と呼ぶことにする

図表3 2024年度普通交付税算定結果総括表（全団体）

（単位：億円、％）

区 分	道 府 県 分			市 町 村 分			
	令和6年度 A	令和5年度 (当初) B	伸 率 A/B-1	令和6年度 C	令和5年度 (当初) D	伸 率 C/D-1	
基準財政需要額	個別算定経費 a (c～g 除き)	194,942	192,014	1.5	214,760	210,631	2.0
	包括算定経費 b	13,197	12,921	2.1	25,479	24,568	3.7
	地域の元気創造事業費 c	975	975	0.0	2,923	2,924	△0.0
	人口減少等特別対策事業費 d	2,000	1,999	0.0	3,997	3,999	△0.0
	地域社会再生事業費 e	2,108	2,107	0.1	2,092	2,093	△0.1
	地域デジタル社会推進費 f	799	799	△0.0	1,699	1,699	0.0
	公債費等 g	31,078	32,716	△5.0	30,987	32,357	△4.2
	小 計 (a + b + c + d + e + f + g) h	245,098	243,532	0.6	281,938	278,270	1.3
	臨時財政対策債振替相当額 i	2,399	5,311	△54.8	2,145	4,635	△53.7
合 計 j (h - i)	242,699	238,220	1.9	279,793	273,636	2.3	
基準財政収入額	156,041	150,775	3.5	211,982	207,033	2.4	

(注) 1 市町村分については、一般算定と合併算定替分を単純に合算したものである（a～f及び公債費は一本算定）。

2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない箇所がある。

(資料) 地方財務協会『地方財政』2024年9月号177ページより抜粋

府県分が24兆5,098億円（0.6％）、市町村分が28兆1,938億円（1.3％）と公債費等を除く各項目が前年度並みか前年度を上回った結果である。主な要因としては、既述の加速化プランの推進や給与改定等、物価高騰対策などによるもので、主に子育て支援を担う市町村分の伸び率が高くなっている。

(3) 基準財政収入額（全団体）の状況

同じ図表の最下部に記載されている収入額についてみると、道府県分が15兆6,041億円（3.5％）、市町村分が21兆1,982億円（2.4％）と不交付団体の高い伸び率が寄与している。

主な増加税目等としては、道府県分では法人事業税、特別法人事業譲与税、定額減税減収補てん特例交付金、市町村分では固定資産税および同特例交付金があげられる。

(4) 不交付団体の状況

昨年度の77団体から83団体（都道府県は東京都へと3年連続で増加しており、新たに不交付団体となったのは群馬県明和町、埼玉県朝霞市、千葉県君津市、東京都小平市・昭島市、愛知県名古屋市の6団体である。

(5) 再算定の状況

12月17日に成立した2024年度補正予算において、交付税法定率分の上振れ分が計上され、これに基づき普通交付税再算定大綱が12月24日付けで閣議報告された。なお、交付税増額分の活用の全体像については自治総研3月号を参照されたい。

図表4は2021年度以降の再算定による交付税の追加額を比較したものである。2024年度は総額1兆529億円（道府県分5,512億円、市町村分5,017億円）と2021年度に次ぐ追加交付額となった。

図表4 再算定の状況

(億円)

		2021		2022		2023		2024	
		道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分
	交付税増加額	11,072	8,346	2,326	2,346	2,938	2,498	5,512	5,017
参考(需要額ベースでみた追加額の内訳 財源超過団体含む)	臨時経済対策費	2,114	2,156	2,269	2,362	1,191	1,246	1,244	1,336
	給与改定費							2,080	2,247
	臨時財政対策債償還基金費	8,883	6,131			1,760	1,350	2,359	1,780
算定基準	臨時経済対策債	<ul style="list-style-type: none"> 一人当たり各産業売上高 人口増減率 年少者人口比率 人口密度 		<ul style="list-style-type: none"> 一人当たり各産業売上高 一人当たり事業所数 人口増減率 年少者人口比率 出生率 		<ul style="list-style-type: none"> 一人当たり各産業売上高 一人当たり事業所数 人口増減率 年少者人口比率 高齢者及び障がい者人口比率 		<ul style="list-style-type: none"> 一人当たり各産業売上高 一人当たり事業所数 人口増減率 年少者人口比率 高齢者及び障がい者人口比率 	
	給与改定費							人口を基本に法令により定数が定められている義務教育・高等学校の教職員数、警察職員数等を反映	
	臨時財政対策債償還基金費	2021年度臨財債発行可能額の27.4%				2024年度、2025年度の普通交付税算定で見込まれる臨財債償還額のうち3,000億円程度を算定		2025年度、2026年度の普通交付税算定で見込まれる臨財債償還額のうち4,000億円程度を算定	

(資料) 「令和6年度普通交付税再算定大綱」より作成

再算定では年度限りの需要額の項目として、補正予算の経済対策に対応する「臨時経済対策費」、臨時債の繰り上げ償還に充当する「臨時財政対策債償還基金費」のほか、年度内の給与改定遡及分の財源として新たに「給与改定費」が創設された。

具体的な算定方法については、臨時経済対策費は人口を測定単位として、地方創生施策やこども・子育て支援等に関する客観指標を用いており、前年度と同様に一人当たり事業所数や一人当たり産業売上高などの指標で補正をかけて各自治体に配分した。

給与改定費では地方公務員の給与改定に対応する算定となることから、人口を測定単位として、法令により定数が定められている義務教育・高等学校の教職員数や警察職員数等の状況により補正する。

臨財債償還基金費は当初の国税5税の見込み額を過少に見積もったことにより、本来であれば発行する必要がなかった臨財債の元利償還金に充当することを目的に配分するもので、2024年度は2025年度、2026年度に算定される臨財債償還費の各2分の1ずつを控除した上で、相当額に充てる基金を設置するものである。これらの基金費は、事実上臨財債元利

償還金の前払いとなるので、年々の公債費の需要額算定から除外されることになる。したがって、各自治体では臨時債の償還にあたり、基金と毎年度の交付税算入分の管理が複雑になる。

3. 項目別の需要額の状況

(1) 概況

次に当初算定の需要額の増減要因について項目ごとにみていこう。

図表5-1・2は道府県分(東京都除く)と市町村分(交付、不交付団体計)の項目別需要額の結果を前年度と比較したものである。

こども子育て費の創設により、他の項目から関連する経費が移行したため、厚生(労働)費を中心に顕著な増減となっており、項目別の増減の比較はできない。まず、こども子育て費は道府県分(東京都除く)で1兆6,269億円、市町村分(総額)で3兆2,614億円という算定結果で、市町村分では需要額項目のなかでもっとも多額となっており、道府県分でも警察費や高齢者保健福祉費(65歳以上人口)に

次ぐ規模となっている。一方、経費の移行元となった項目ではほぼ減少しており、その他の教育費（人口）で道府県分▲1,485億円（▲39.9%）市町村分▲1,350億円（▲7.6%）、その他の教育費（幼稚園等の幼児数⁽⁸⁾）で皆減、社会福祉費（人口）で道府県分▲1兆3,710億円（▲61.7%）市町村分▲2兆6,657億円（▲72.7%）、衛生費（人口）道府県分▲203億円（▲1.3%）、保健衛生費（人口）市町村分▲1,573億円（▲8.8%）という結果となった。このほか少子化対策費を含む包括算定経費（人口）ではいずれもプラスの算定結果となっており、需要額の移行の影響は顕著にはみられない。

その他の項目の減少額は比較的小幅にとどまり、そのなかで数百億円以上の減少となったのは、道府県分では道路橋りょう費（道路の延長）、地域振興費、公債費、市町村分では小学校費（学級数）、公債費である。小学校費を除けば起債の元利償還金算入の減少によるものと推察され、とりわけ公債費の減少幅が大きいのは、2023年度の再算定における臨財償還基金費の創設により、臨財債の償還額から相当額を控除する算定が影響しているものとみられる。小学校費（学級数）については、1人1台端末更新費用を児童数に移管したことが影響しているとみられる。なお、中学校費（学級数）についても同

様の移管が行われた。

一方、こども子育て費関連以外で数百億円以上の増加幅となる項目は、道府県分では警察費、小学校費（教職員数）、中学校費（教職員数）、高等学校費（教職員数）、特別支援学校費（教職員数）、高齢者保健福祉費（65歳以上人口・75歳以上人口）、包括算定経費（人口）。市町村分では消防費（人口）、その他の土木費（人口）、小学校費（児童数・学校数）、中学校費（生徒数）、高齢者保健福祉費（65歳以上人口・75歳以上人口）、清掃費（人口）、地域振興費（人口）、包括算定経費（人口）と多岐にわたっている。その主な要因は常勤職員や会計年度任用職員等の給与改定等による増額や物価高騰対策によるものである。

このほかの増加要因としては、道府県分の小学校費（教職員数）は段階的な学級編成の見直し（40人⇒35人）、高齢者保健福祉費は介護保険費の増加や後期高齢者医療給付負担金等の増加など。市町村分のその他の土木費（人口）では、内訳となる都市計画費や住宅土地対策費などの一連の経費が増額されたことによる。小学校費（児童数）については既述の通り端末更新費用の移管による。地域振興費（人口）は人づくり革命などの地方創生関連経費の増額などが寄与している。

(8) 幼稚園および幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数

図表5-1 項目別基準財政需要額（道府県分・東京都除く）

			(億円)				
項 目		測定単位	2023	2024	増減	伸び率	
個別算定経費	警察費		警察職員数	17,671	18,154	483	2.7%
	土 木 費	道路橋りょう費	道路の面積	2,629	2,650	21	0.8%
			道路の延長	4,565	4,361	-204	-4.5%
		河川費	河川の延長	892	960	68	7.7%
		港湾費（港湾）	係留施設の延長	313	319	6	2.0%
			外郭施設の延長	328	315	-13	-3.9%
		港湾費（漁港）	係留施設の延長	87	87	0	0.1%
			外郭施設の延長	171	160	-11	-6.3%
	その他の土木費	人口	1,059	1,117	57	5.4%	
	教 育 費	小学校費	教職員数	18,674	18,968	294	1.6%
		中学校費	教職員数	10,475	10,616	141	1.3%
		高等学校費	教職員数	11,232	11,351	119	1.1%
			生徒数	1,511	1,521	11	0.7%
		特別支援学校費	教職員数	4,955	5,060	105	2.1%
			学級数	669	679	10	1.5%
		その他の教育費	人口	3,723	2,238	-1,485	-39.9%
	公立大学等学生数		1,084	1,098	13	1.2%	
	私立大学等学生数		4,043	3,952	-91	-2.2%	
	厚 生 労 働 費	生活保護費	人口	895	879	-15	-1.7%
		社会福祉費	人口	22,229	8,519	-13,710	-61.7%
		衛生費	人口	15,998	15,796	-203	-1.3%
		こども子育て費	18歳以下人口			16,269	皆増
			65歳以上人口	18,229	18,429	200	1.1%
		高齢者保健福祉費	75歳以上人口	15,985	16,604	619	3.9%
			労働費	人口	457	473	17
	産 業 経 済 費	農業行政費	農家数	2,720	2,713	-7	-0.2%
		林野行政費	公有以外の林野の面積	859	866	8	0.9%
			公有林野の面積	254	255	2	0.6%
		水産行政費	水産業者数	318	316	-2	-0.6%
	総 務 費	商工行政費	人口	2,067	2,075	7	0.4%
		徴税费	世帯数	2,690	2,734	45	1.7%
		恩給費	恩給受給権者数	24	19	-4	-17.6%
地域振興費		人口	6,256	6,100	-156	-2.5%	
地域の元気創造事業費		人口	906	909	3	0.3%	
人口減少等特別対策事業費		人口	1,878	1,873	-4	-0.2%	
地域社会再生事業費		人口	2,073	2,073	0	0.0%	
地域デジタル社会推進費	人口	756	761	5	0.7%		
個別算定経費等計（公債費除く）				178,673	181,272	2,599	1.5%
公債費				31,523	30,017	-1,507	-4.8%
包括算定経費			人口	9,100	9,425	325	3.6%
			面積	3,276	3,215	-60	-1.8%
包括算定経費計				12,376	12,641	265	2.1%
合計（臨財債控除前）				222,572	223,929	1,357	0.6%
臨財債（控除）				5,311	2,399	-2,912	-54.8%
合計（控除後）				217,261	221,530	4,269	2.0%

(資料) 総務省「地方交付税関係計数資料」令和5年度、令和6年度版より作成

(注) 網掛けは前年度を下回る数値（増減値が億円単位に表れないマイナス値はゼロと見なし伸び率も0.0%と表記している）

図表5-2 項目別基準財政需要額（市町村分・総額）一本算定

		(億円)					
項 目		測定単位	2023	2024	増減	伸び率	
個別算定経費	消防費		人口	17,009	17,278	269	1.6%
	土 木 費	道路橋りょう費	道路の面積	5,543	5,600	58	1.0%
			道路の延長	3,708	3,653	-55	-1.5%
		港湾費（港湾）	係留施設の延長	148	150	2	1.4%
			外郭施設の延長	188	181	-8	-4.1%
		港湾費（漁港）	係留施設の延長	84	84	0	0.0%
			外郭施設の延長	89	83	-5	-6.2%
		都市計画費	都市計画区域における人口	1,725	1,709	-16	-0.9%
		公園費	人口	806	813	8	1.0%
	都市公園の面積		376	381	5	1.3%	
	下水道費	人口	6,641	6,630	-11	-0.2%	
	その他の土木費	人口	2,060	2,161	101	4.9%	
	教 育 費	小学校費	児童数	3,110	3,397	287	9.2%
			学級数	2,915	2,765	-150	-5.2%
			学校数	2,297	2,427	130	5.7%
		中学校費	生徒数	1,380	1,514	134	9.7%
			学級数	1,504	1,426	-78	-5.2%
			学校数	973	1,023	50	5.2%
		高等学校費	教職員数	712	720	8	1.1%
			生徒数	124	127	3	2.4%
		その他の教育費	人口	17,856	16,507	-1,350	-7.6%
			幼稚園等の幼児数	906		-906	皆減
	厚 生 費	生活保護費	市部人口	10,966	11,006	40	0.4%
		社会福祉費	人口	36,668	10,011	-26,657	-72.7%
		保健衛生費	人口	17,788	16,214	-1,573	-8.8%
		こども子育て費	18歳以下人口		32,614	32,614	皆増
		高齢者保健福祉費	65歳以上人口	25,283	25,436	153	0.6%
			75歳以上人口	15,408	15,816	408	2.6%
		清掃費	人口	8,706	8,963	257	3.0%
	経 産 業 費	農業行政費	農家数	2,133	2,073	-60	-2.8%
		林野水産行政費	林業水産業の従業員数	1,301	1,435	134	10.3%
		商工行政費	人口	2,071	2,088	17	0.8%
総 務 費	徴税費	世帯数	2,216	2,153	-63	-2.8%	
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	578	584	6	1.0%	
		世帯数	1,103	1,161	58	5.3%	
	地域振興費	人口	15,251	15,554	302	2.0%	
		面積	1,005	1,024	19	1.9%	
地域の元気創造事業費	人口	2,924	2,923	-0	0.0%		
人口減少等特別対策事業費	人口	3,999	3,997	-2	0.0%		
地域社会再生事業費	人口	2,093	2,092	-1	-0.1%		
地域デジタル社会推進費	人口	1,699	1,699	0	0.0%		
個別算定経費等計（公債費除く）			221,345	225,472	4,127	1.9%	
公債費			32,336	30,933	-1,403	-4.3%	
包括算定経費			人口	21,655	22,572	917	4.2%
			面積	2,913	2,907	-6	-0.2%
包括算定経費計				24,568	25,479	911	3.7%
合計（臨財債控除前）			278,249	281,885	3,635	1.3%	
臨財債（控除）			4,635	2,145	-2,490	-53.7%	
合計（控除後）			273,614	279,740	6,125	2.2%	

(資料) 図表5-1と同じ

(注) 網掛けは前年度を下回る数値（増減値が億円単位に表れないマイナス値はゼロと見なし伸び率も0.0%と表記している）

(2) 公債費等の状況

地方債の元利償還費の交付税算入状況をみてみよう。なお、主な元利償還費の交付税算入方法には、臨財債元利償還費のように個別項目として需要額に算入する「公債費方式」、各項目の補正係数で算定する「事業費補正方式」、単位費用の一部として算入する「標準事業費方式」があるが、本節では分析可能な前者2つの内訳をとりあげる。

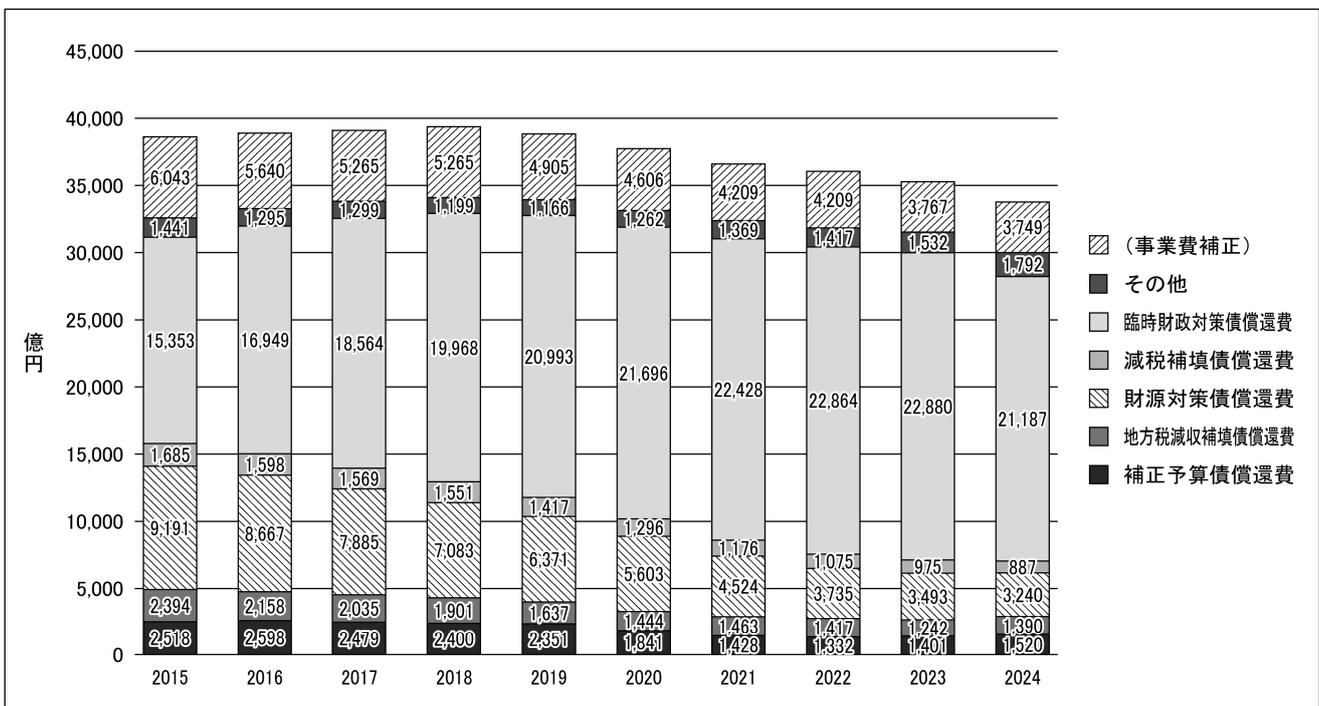
図表6-1・2は過去10年間の公債費の内訳と事業費補正の需要額加算分の推移を表したものである。

総額でみると道府県分、市町村分ともに減少傾向が続いており、2024年度の減少率は道府県分、市町

村分とも過去10年間で最も高くなっている。なかでも臨財債償還費の減少は顕著で、これは2021年度以降の再算定において臨財債償還基金費が創設され、後年度の償還分から基金相当分が控除されたことが影響しているものと推察される。

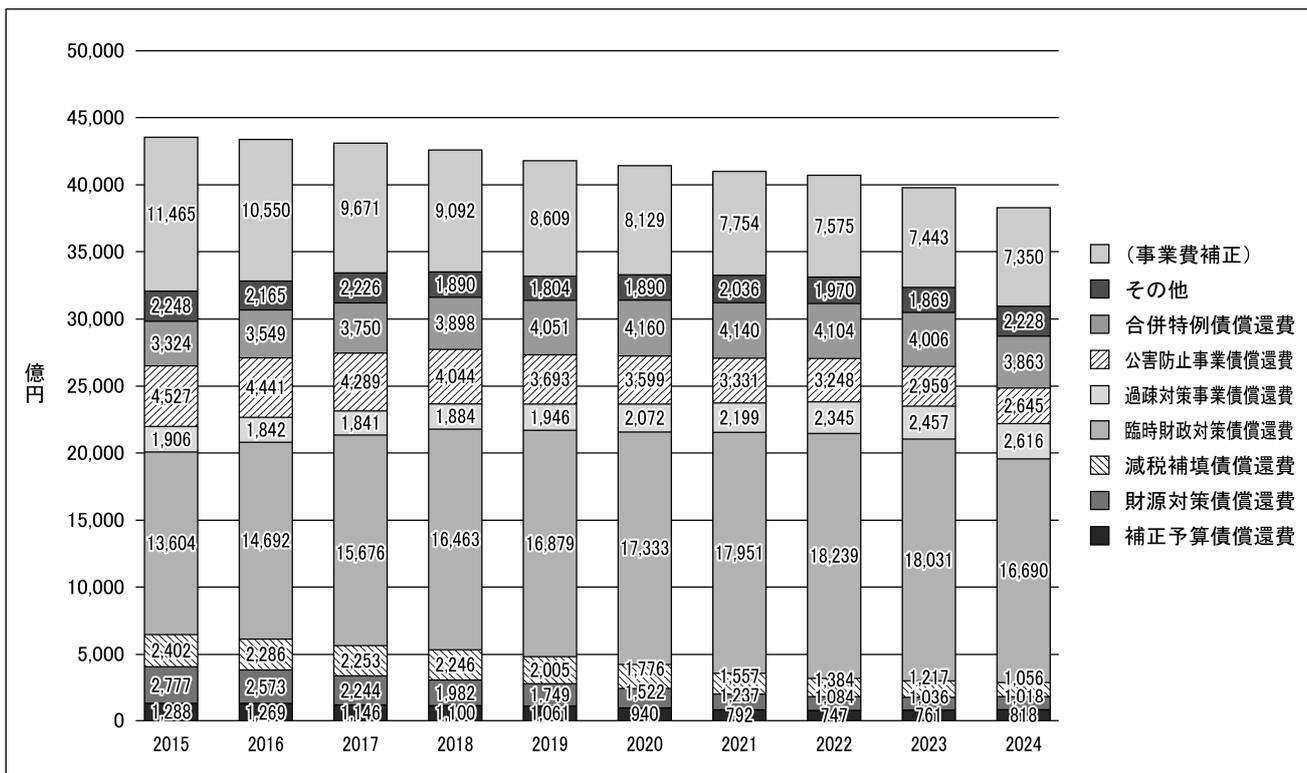
一方、増加要因に注目すると道府県分では補正予算債、地方税減収補填債、「その他」に含まれる災害復旧事業債等の各償還費、市町村分では補正予算債、過疎対策事業債、「その他」に含まれる災害復旧事業債等の各償還費が前年度を上回っており、特に近年頻発する自然災害に対応した災害復旧事業債の償還費の急増が目立つ。

図表6-1 主な公債費項目の推移（道府県分・東京都除く）



(資料) 同上より作成

図表6-2 主な公債費項目の推移（市町村分・総額 * 事業費補正含む）



(資料) 同上より作成

(3) 包括算定経費の状況

包括算定経費は道府県分、市町村分ともに人口と面積を測定単位として算定され、前者は主に総務費関連、後者は道路橋りょう費等の個別算定経費で算定される土木費関連以外の建設事業費を算定している。文字通り包括的に算定するため、単位費用の基礎となる標準団体の一般財源充当経費は百万円単位で積算され、適用される補正係数も人口については段階補正⁽⁹⁾、面積については土地形態に応じた種別補正のみであり、単位費用の動向と補正係数の変化が需要額に直接表れる。

◆ 人口を測定単位とする項目の状況

図表7-1・2は人口を測定単位とする項目の標準団体の経費総額を項目ごとに積み上げて道府県分、市町村分についてみたものである。

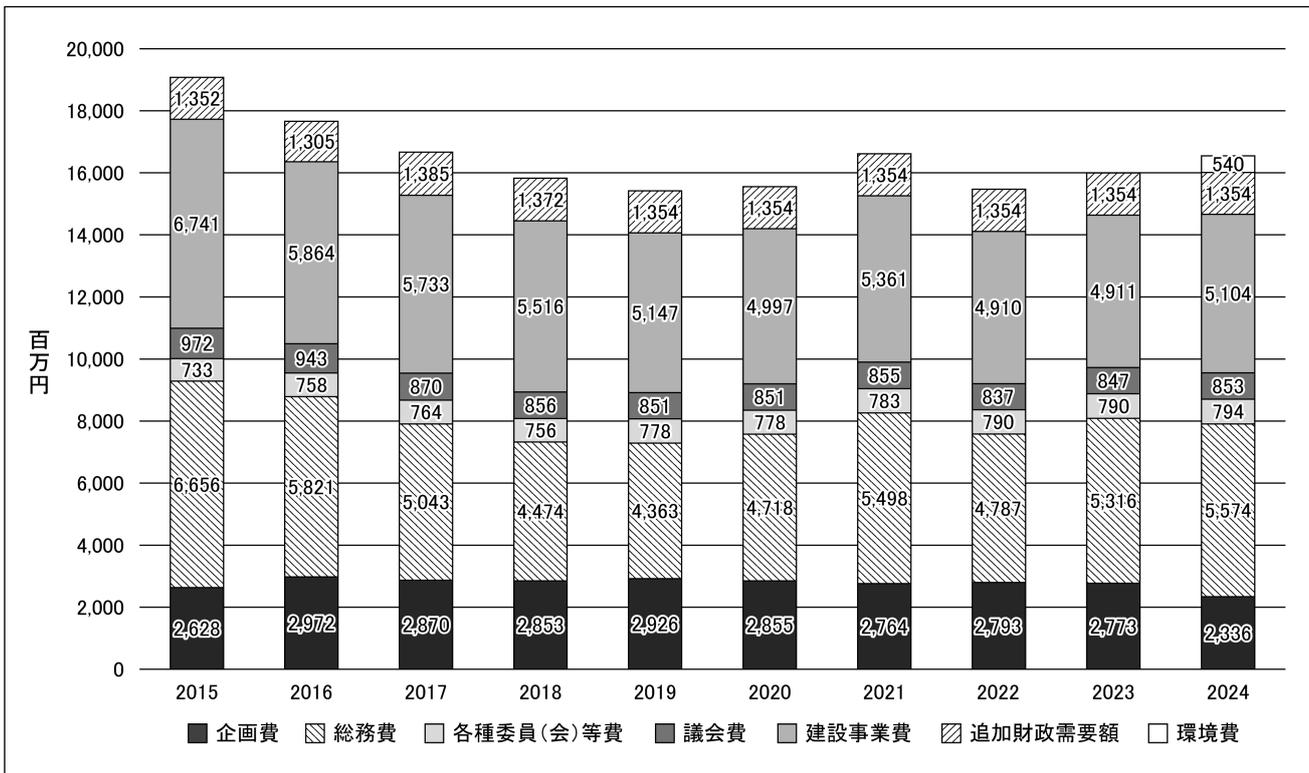
総額は道府県分が165.6億円(3.5%)、市町村分が19.4億円(4.5%)と2年連続で前年度を上回っている。

項目別にみると、道府県分、市町村分とも2023年度の給与改定分等の増額を反映して総務費が前年度を大きく上回っている。とりわけ会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給等の経費増が反映されたことが寄与している。また、建設事業費ではその他の建設事業費が前年度を大きく上回っており、特別支援学校校舎等の改修事業費なども増加している。なお、地財計画では物価高騰にともなう公共施設等の光熱費や委託料は前年度同額で計上されているが、総務費における光熱費高騰に対する経費は前年度を下回っており、その要因は不明である。ただし、個別算定経費においても物価高騰分が反映されていることから、算定の重点を見直した可能性が考えられる。

一方、企画費が減少しているのは、前年度までその内数として計上されてきた環境保全対策費が、新たに「環境費」として独立したことや同じく内数であった少子化対策費がこども子育て費に移行したこ

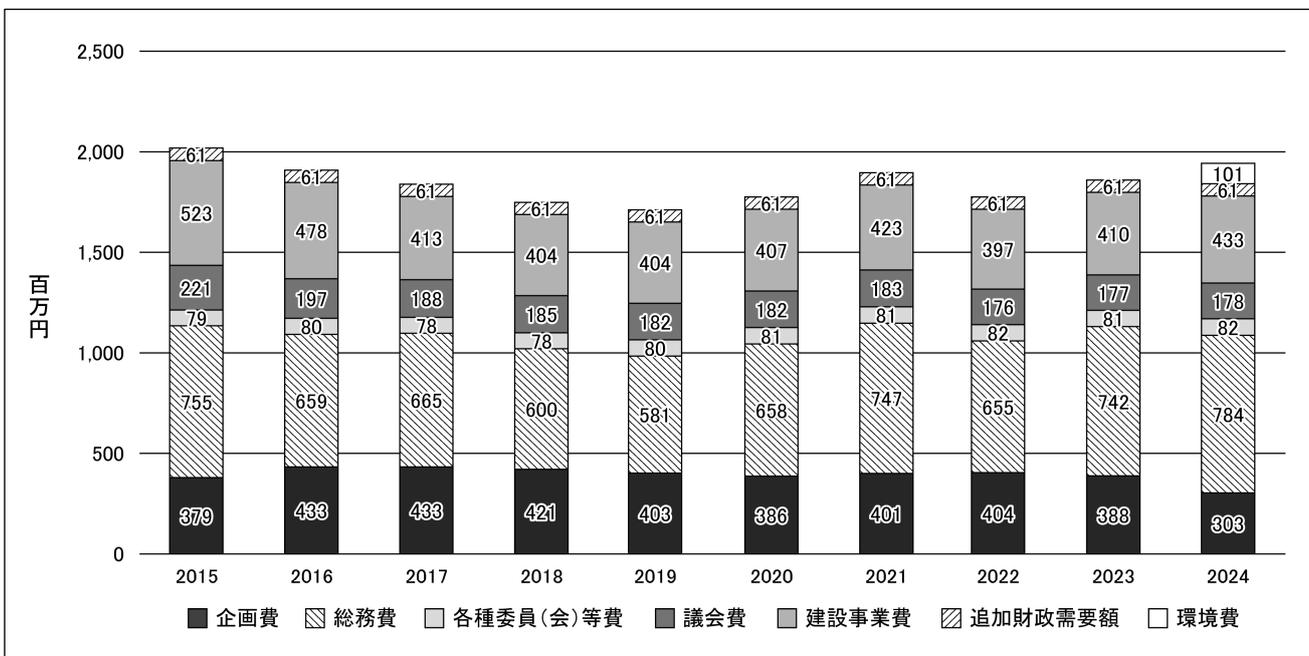
(9) 人口規模による経費差を補正するもので、人口規模が少ないほど行政コストが割高になるため係数が上昇する

図表 7-1 包括算定経費（道府県分・人口）の主な事業内訳の推移



(資料) 同上より作成

図表 7-2 包括算定経費（市町村分・人口）の主な事業内訳の推移



(資料) 同上より作成

とによるもので、実質的には前年度を上回る要素が多い。なお、企画費では会計年度任用職員の期末・

勤勉手当の支給等にもなうシステム改修経費が計上されている。

◆ 面積を測定単位とする項目の状況

図表8-1・2は面積を測定単位とする項目の経費を同じく積み上げでみたものである。

標準団体ベースの総額は道府県分が64.6億円（▲1.8%）、市町村分が1.7億円（▲0.6%）と引き続き減少傾向が続いている。

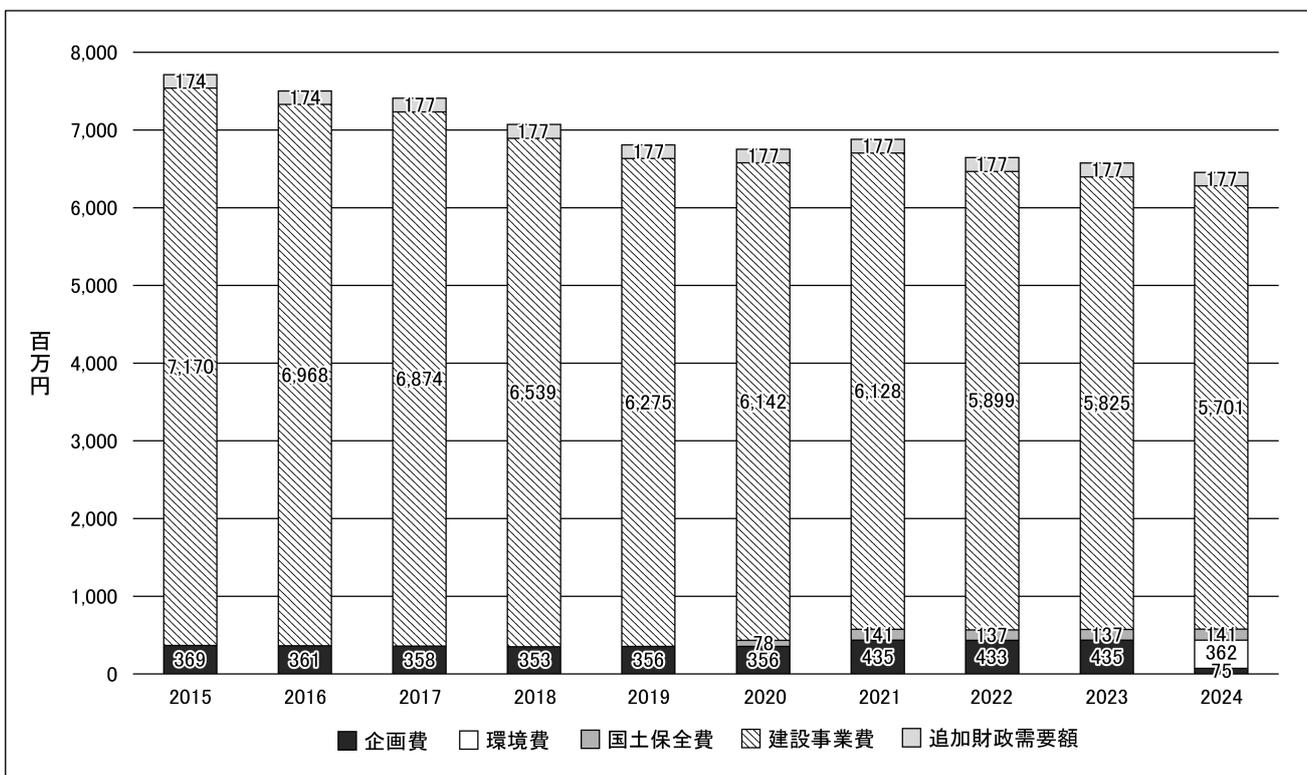
道府県分では前年度まで企画費の内数として計上されてきた環境保全対策費が、人口を測定単位とする項目と同様に、新たに「環境費」として独立し、金額も引き上げられた。その他、国土保全費、建設事業費のうちその他の建設事業費などが前年度を上回った。一方で建設事業費のうち河川・砂防施設改

良費や森林整備保全費などが減少している。

市町村分では項目の大きな見直しはなく、河川・水防費等のその他の経費が減少したが、他の経費は前年度同額となった。

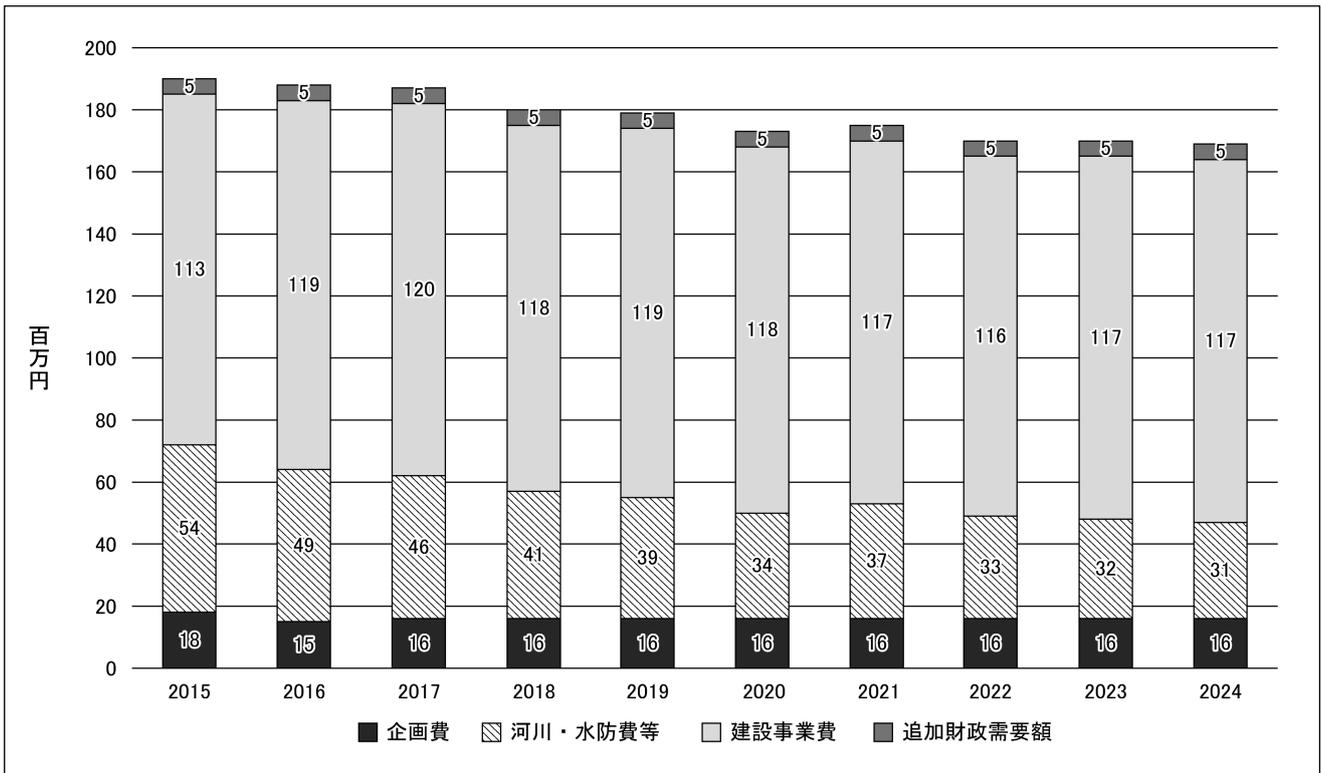
包括算定経費は筆者の過去の分析では、交付税算定上の留保財源の動きと相関が認められ、地方税の増収見通し（基準財政収入額と留保財源の増加）に対し包括算定経費（人口）が減少する傾向が過去に認められた。しかし、近年は地方税の増収に対して必ずしも包括算定経費（人口）が減少しない状況となっており、留保財源の増加以上に需要額の加算が上回っていることが推察される。

図表8-1 包括算定経費（道府県分・面積）の主な事業内訳の推移



(資料) 同上より作成

図表8-2 包括算定経費（市町村分・面積）の主な事業内訳の推移



(資料) 同上より作成

4. 需要額の算定基礎の分析

次に需要額の算定基礎となる単位費用、測定単位、補正係数の動向についてみていこう。

(1) 単位費用の動向

◆ 概況

図表9-1・2は公債費を除く項目別の単位費用と単位費用に含まれる給与費の前年度比較である⁽¹⁰⁾。道府県分、市町村分とも例年に比べてマイナス値をとる項目が大幅に減少しており、道路橋りょう費、

港湾費、包括算定経費（面積）など、起債の元利償還金の算定を多く含む項目に限られている。厚生（労働）費関連のマイナスは既述の通り、こども子育て費への移行によるものである。

全体に前年度を上回る項目が多いのは主に給与改定等を反映したことが寄与している。図表では単位費用に含まれる給与費部分の伸び率も記載しており、単位費用の伸び率が高い項目では給与費の伸び率もほぼ相関している。また、給与費以外に単位費用に含まれる会計年度任用職員の給与改定分もプラスに寄与しており、全体として単位費用の上昇をもたらしている。

(10) 単位費用は交付税の基準財政需要額を算定する際の一般財源を充当する経費単価で、標準団体（道府県分人口160万人、市町村分人口10万人など）における単位当たりの金額となる。給与費は単位費用の内数に含まれ、項目ごとに標準団体に必要な人員を設定し、既定の人員費単価を掛け合わせて単価を算出する

図表9-1 単位費用の状況（公債費除く・道府県分）

費目	測定単位	単位費用（円）			給与費の伸び率	
		2023	2024	単位費用伸び率		
警察費	警察職員数	8,489,000	8,687,000	2.3%	2.4%	
土木費	道路橋りょう費	道路の面積	136,000	137,000	0.7%	1.1%
		道路の延長	1,928,000	1,893,000	-1.8%	
	河川費	河川の延長	185,000	192,000	3.8%	1.1%
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	29,000	29,500	1.7%	1.3%
		外郭施設の延長	5,310	5,200	-2.1%	
	港湾費（漁港）	係留施設の延長	10,200	10,200	0.0%	1.1%
		外郭施設の延長	4,830	4,620	-4.3%	
	その他の土木費	人口	1,250	1,280	2.4%	1.4%
教育費	小学校費	教職員数	5,932,000	5,988,000	0.9%	0.8%
	中学校費	教職員数	5,847,000	5,909,000	1.1%	0.9%
	高等学校費	教職員数	6,659,000	6,736,000	1.2%	1.2%
		生徒数	59,800	62,100	3.8%	4.2%
	特別支援学校費	教職員数	5,536,000	5,583,000	0.8%	0.8%
		学級数	2,186,000	2,188,000	0.1%	0.9%
	その他の教育費	人口	3,490	2,180	-37.5%	0.9%
		公立大学等 学生数*1	213,000	214,000	0.5%	
私立学校等 生徒数*2		309,140	312,740	1.2%		
厚生労働費	生活保護費	町村部人口	9,430	9,450	0.2%	1.1%
	社会福祉費	人口	20,500	7,510	-63.4%	-63.2%
	衛生費	人口	15,000	14,900	-0.7%	1.1%
	こども子育て費	18歳以下人口		98,600	皆増	
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	57,600	58,200	1.0%	1.1%
		75歳以上人口	95,200	98,300	3.3%	
労働費	人口	435	450	3.4%	-21.4%	
産業経済費	農業行政費	農家数	116,000	117,000	0.9%	1.1%
	林野行政費	公有以外の 林野の面積	5,230	5,310	1.5%	1.1%
		公有林野の面積	15,400	15,500	0.6%	1.3%
	水産行政費	水産業者数	359,000	365,000	1.7%	1.1%
	商工行政費	人口	2,020	2,050	1.5%	1.2%
総務費	徴税費	世帯数	5,680	5,710	0.5%	1.1%
	恩給費	恩給受給権者数	828,000	829,000	0.1%	
	地域振興費	人口	543	553	1.8%	0.0%
地域の元気創造事業費	人口	950	950	0.0%		
人口減少等特別対策事業費	人口	1,700	1,700	0.0%		
地域社会再生事業費	人口	1,950	1,950	0.0%		
地域デジタル社会推進費	人口	520	520	0.0%		
包括算定経費	人口	9,410	9,740	3.5%		
	面積	1,082,000	1,062,000	-1.8%		

（資料） 地方財務協会『令和6年度 地方交付税制度解説（単位費用編）』より作成

（注） 網掛けは前年度比マイナスとなったもの

（*1） 高等専門学校及び大学の学生数

（*2） 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数

図表9-2 単位費用の状況（公債費除く・市町村分）

費目	測定単位	単位費用（円）		単位費用 伸び率	給与費の 伸び率	
		2023	2024			
消 防 費	人口	11,600	11,800	1.7%	1.9%	
土 木 費	道路橋りょう費	道路の面積	71,400	71,900	0.7%	0.8%
		道路の延長	189,000	188,000	-0.5%	
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	28,000	28,300	1.1%	0.8%
		外郭施設の延長	5,310	5,200	-2.1%	
	港湾費（漁港）	係留施設の延長	10,000	10,000	0.0%	0.6%
		外郭施設の延長	3,400	3,260	-4.1%	
	都市計画費	計画区域人口	969	981	1.2%	0.9%
	公園費	人口	530	538	1.5%	0.4%
		都市公園の面積	37,300	37,600	0.8%	
	下水道費	人口	103	105	1.9%	
その他の土木費	人口	1,380	1,420	2.9%	0.8%	
教 育 費	小学校費	児童数	45,800	51,300	12.0%	
		学級数	883,000	818,000	-7.4%	0.8%
		学校数	11,929,000	12,708,000	6.5%	11.1%
	中学校費	生徒数	42,300	47,400	12.1%	
		学級数	1,101,000	1,025,000	-6.9%	0.8%
		学校数	10,442,000	11,029,000	5.6%	12.2%
	高等学校費	教職員数	6,489,000	6,554,000	1.0%	1.0%
		生徒数	76,200	78,500	3.0%	4.8%
	その他の教育費	人口	5,710	4,420	-22.6%	1.0%
		幼稚園等就学前 子ども数*1	753,000		皆減	
厚 生 費	生活保護費	市部人口	9,400	9,430	0.3%	0.7%
	社会福祉費	人口	28,300	8,050	-71.6%	-46.2%
	保健衛生費	人口	8,330	7,180	-13.8%	-4.9%
	こども子育て費	18歳以下人口		159,000	皆増	
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	71,700	72,100	0.6%	0.8%
		75歳以上人口	83,200	84,900	2.0%	
清掃費	人口	5,040	5,160	2.4%	0.6%	
産 業 経 済 費	農業行政費	農家数	90,500	92,000	1.7%	0.6%
	林野水産行政費	林水産業従業者	471,000	525,000	11.5%	0.8%
	商工行政費	人口	1,350	1,360	0.7%	0.8%
総 務 費	徴税費	世帯数	4,220	4,120	-2.4%	0.0%
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,110	1,120	0.9%	1.1%
		世帯数	1,980	2,090	5.6%	2.2%
	地域振興費	人口	1,740	1,740	0.0%	0.8%
面積		1,022,000	1,024,000	0.2%	0.6%	
地域の元気創造事業費	人口	2,530	2,530	0.0%		
人口減少等特別対策事業費	人口	3,400	3,400	0.0%		
地域社会再生事業費	人口	1,950	1,950	0.0%		
地域デジタル社会推進費	人口	760	760	0.0%		
包括算定経費	人口	18,600	19,400	4.3%		
	面積	2,203,000	2,200,000	-0.1%		

（資料） 図表9-1と同じ

（注） 網掛けは前年度比マイナスとなったもの

（*1） 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数

次に単位費用の算定基礎の特徴についてみていこう。

◆ 給与費の統一単価（一般職員分）

需要額の単位費用では標準団体における職員数とその構成を項目ごとに設定し、これに給与の統一単価を乗じて人件費を算定している。項目ごとの職員配置は部・課長、職員A（経験年数の長い給与費の高い職員）、職員B（経験年数の浅い給与費の低い職員）の4つの区分からなる。

図表10は一般職員分の職員給与単価の状況である。

道府県分、市町村分とも本俸、期末勤勉手当、これらと連動する共済組合負担金で前年度を大きく上回っており、給与改定等が反映されたことが確認できる。退職手当の減少は定年延長にともない地財計画において2023年度と2024年度の所要額を平準化して計上しており、2024年度は2023年度の措置額を踏まえて推計した結果によっている。

図表10 職員の給与費単価（一般職員分）

		(円)												
		本俸	扶養手当	管理職手当 又は 時間外手当	管理職特別 勤務手当	期末勤勉 手当	退職手当	基金負担金	共済組合 負担金	通勤手当	住居手当	合計	給与単価 (千円)	
2023	道府県分	部長職	5,107,200	111,340	1,250,400	15,000	2,756,150	562,300	10,270	1,988,950	136,810	48,520	11,986,940	11,990
		課長職	4,572,000	111,340	872,400	12,800	1,968,680	503,380	8,420	1,683,860	136,810	48,520	9,918,210	9,920
		職員A	4,038,000	111,340	282,660		1,713,900	444,580	6,900	1,482,400	136,810	48,520	8,265,110	8,270
	市町村分	職員B	2,622,000	111,340	183,540		1,002,220	288,680	4,470	941,200	136,810	48,520	5,338,780	5,340
		部長職	4,641,600	102,900	986,400	12,800	1,994,940	531,930	9,640	1,655,000	66,240	34,000	10,035,450	10,040
		課長職	4,236,000	102,900	747,600	10,500	1,746,250	485,450	8,540	1,496,650	66,240	34,000	8,934,130	8,930
2024	道府県分	職員A	3,902,400	102,900	273,170		1,654,620	447,220	7,420	1,388,750	66,240	34,000	7,876,720	7,880
		職員B	2,529,600	102,900	177,070		965,250	289,890	4,770	882,940	66,240	34,000	5,052,660	5,050
		部長職	5,152,800	111,340	1,250,400	15,000	2,849,910	542,590	10,430	2,021,720	135,640	49,340	12,139,170	12,140
	市町村分	課長職	4,611,600	111,340	872,400	12,800	2,035,020	485,600	8,530	1,707,750	135,640	49,340	10,030,020	10,030
		職員A	4,072,800	111,340	285,100		1,763,880	428,870	7,000	1,501,670	135,640	49,340	8,355,640	8,360
		職員B	2,644,800	111,340	185,140		1,035,850	278,500	4,540	953,640	135,640	49,340	5,398,790	5,400
増減	道府県分	部長職	4,669,200	102,900	986,400	12,800	2,056,740	492,600	9,670	1,677,090	65,690	34,440	10,107,530	10,110
		課長職	4,261,200	102,900	747,600	10,500	1,800,320	449,560	8,570	1,516,390	65,690	34,440	8,997,170	9,000
		職員A	3,925,200	102,900	274,760		1,698,300	414,110	7,440	1,405,710	65,690	34,440	7,928,550	7,930
	市町村分	職員B	2,545,200	102,900	178,160		995,240	268,520	4,780	894,760	65,690	34,440	5,089,690	5,090
		部長職	45,600	0	0	0	93,760	-19,710	160	32,770	-1,170	820	152,230	150
		課長職	39,600	0	0	0	66,340	-17,780	110	23,890	-1,170	820	111,810	110
増減	道府県分	職員A	34,800	0	2,440	0	49,980	-15,710	100	19,270	-1,170	820	90,530	90
		職員B	22,800	0	1,600	0	33,630	-10,180	70	12,440	-1,170	820	60,010	60
		部長職	27,600	0	0	0	61,800	-39,330	30	22,090	-550	440	72,080	70
	市町村分	課長職	25,200	0	0	0	54,070	-35,890	30	19,740	-550	440	63,040	70
		職員A	22,800	0	1,590	0	43,680	-33,110	20	16,960	-550	440	51,830	50
		職員B	15,600	0	1,090	0	29,990	-21,370	10	11,820	-550	440	37,030	40

(資料) 同上

◆ 単位費用の主な増減理由

図表11で給与改定等以外の増減理由の主な特徴をみていこう。

・道府県分

前年度に引き続き、小学校費では小学校の35人学級への段階的移行にともなう標準団体職員数の増員のほか、中学校、高等学校を含めて定年引き上げにともなう一時的な増員を反映している。その他では包括算定経費に会計年度任用職員の勤勉手当の支給等の経費が算入されている。なお、既述のように包

括算定経費以外でも職種に応じて個別項目でも算入されている。また、昨年に引き続き特別交付税で算定されていた「地方創生の推進に要する経費」の一部を普通交付税の項目である地域振興費の「地方創生のための取り組みに要する経費」に移行している。

・市町村分

市町村分では毎年度の地財計画における消防職員の計画人員増員を踏まえて、昨年に引き続き救急業務費の職員数の増員が図られた。その他は概ね道府県分と同様の対応となっている。

図表11 単位費用の主な増減理由

		主 な 内 容
道 府 県 分	警察費（警察職員数）	手数料等の見直し
	小・中学校費（教職員数）	小学校費：標準団体職員数（教職員）の増員 中学校費：同左
	高等学校費（教職員数）	標準団体職員数（教職員）の増員
	特別支援学校費（教職員数）	標準団体職員数（教職員）の増員
	生活保護費（町村部人口）	扶助単価等の改定
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	介護給付費負担金の増加、第1号保険料の低所得者軽減強化に関する標準段階の見直しにともなう負担減
	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	後期高齢者医療給付費負担金の増加
	林野行政費（公有林以外の林野の面積）	森林環境譲与税の増加にともなう経費の増加
	地域振興費（人口）	特別交付税で算定されていた「地方創生の推進に要する経費」の一部移行
	包括算定経費（人口）	会計年度任用職員の勤勉手当の支給等による経費の算入
市 町 村 分	消防費	救急業務費の職員数の増員
	小学校費（児童数）	2021年関連法改正による学級当たりの児童数見直し
	小・中学校費（学校数）	特別支援教育支援員の経費の拡充、一人一台端末の更新に係る経費を学級数から移行
	生活保護費（市部人口）	扶助単価等の改定
	保健衛生費（人口）	新型コロナウイルスワクチン定期接種の経費の算入
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	介護給付費負担金の増加、第1号保険料の低所得者軽減強化に関する標準段階の見直しにともなう負担減
	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	後期高齢者医療給付費負担金の増加
	林野水産行政費（林業及び水産業の従業者数）	森林環境譲与税の増加にともなう経費の増加
包括算定経費（人口）	会計年度任用職員の勤勉手当の支給等による経費の算入	

（資料） 前掲『地方財政』2024年5月号および『制度解説（単位費用編）』より作成

（注） 網掛けは標準団体の人員が拡充された項目

（2） 測定単位の状況

今年度も国調人口の置き換えなどがないため、毎年度改定される道路面積・距離などの土木費関連、学校基本調査による教育費関連、都市計画区域人口、戸籍などの数値の変動が主なものである。

例年と同様に土木費関連では道路、港湾、漁港、河川などに関する数値が概ね増加しているのに対し、教育費関連では教職員、学級数、児童・生徒数などは団体規模にかかわらず減少傾向にあるが、小学校費の学級数については、段階的な学級編成の見直しにより町村以外で増加している。

（3） 補正係数の状況⁽¹¹⁾（市町村分）

◆ 市町村分の補正係数（加算項目）の動向

通常、交付税算定では、需要項目ごとに各種補正を連乗加算（乗算と加算を組み合わせる）して最終

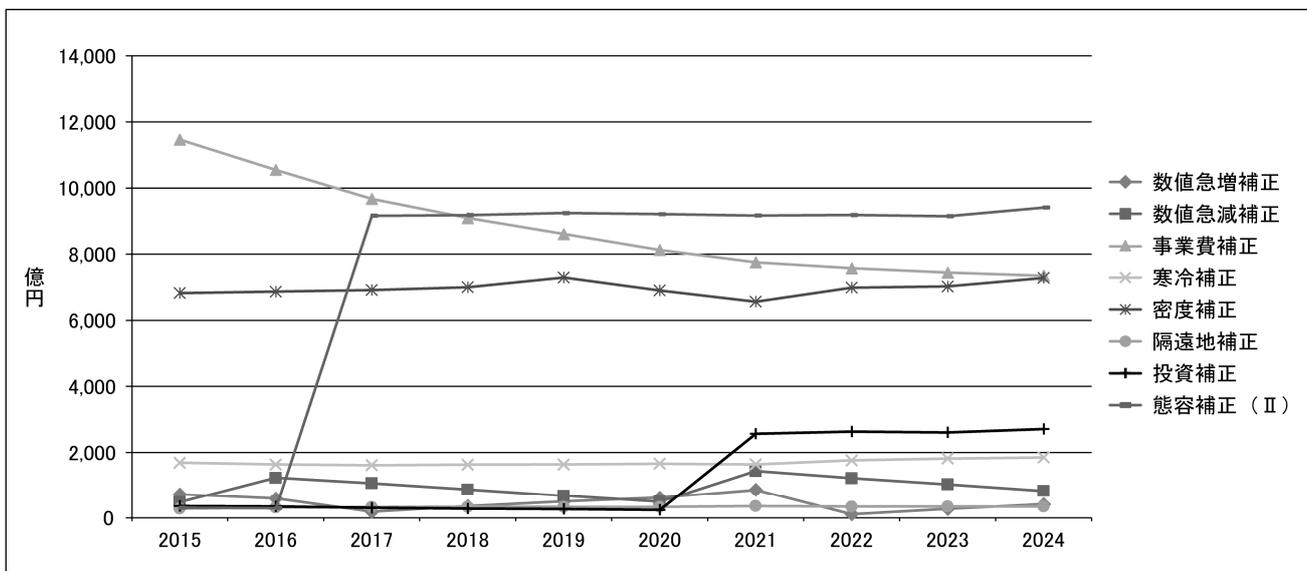
補正係数を算出し、これを測定単位に乗じた上で補正後の測定単位と単位費用を掛けて需要額を算出している。連乗加算のうち加算分の補正係数は需要額の割増し効果を直接把握することができるため、関係資料では補正係数ごとに加算額が記載されている。この資料を用いて市町村分について近年の補正係数の動向をみてみよう。

図表12は、補正係数の需要額への加算額の状況を直近10年間でみたものである。主な傾向や特徴的な点は以下の通りである。

・事業費補正：公債費の交付税措置の一つである事業費補正は、道路橋りょう費等の土木費関連、小中学校費（学級数）などさまざまな項目に適用されている。過去の事業費補正の見直しや公共事業が抑制されてきたことを背景に減少傾向にあり、2024年度も前年度を下回り、密度補正とほぼ同水準の加算

(11) 昨年の論稿では国調人口の改定前後だったため項目別の補正率を検証したが、今年度は平年度化しているため割愛した

図表12 補正係数（加算項目）の需要額加算の推移



(資料) 同上

額となった。

・態容補正（Ⅱ）：都市化の程度や行政権能等の状況を反映する態容補正の一つである「Ⅱ」は、その他の教育費（人口）、こども子育て費（前年度は社会福祉費に適用）、農業行政費、林野水産行政費に適用されている。

2017年度に義務教育教職員の給与負担等の権限が道府県から政令市に移譲されたため、その経費を「その他の教育費」で補正している。適用される項目自体が少ないため、ほぼ横ばいで推移してきたが、2024年度は社会福祉費からこども子育て費への移行による増加とともにすべての項目で前年度の加算額を上回ったため、グラフも若干上昇している。

・密度補正：人口や行政サービス利用者等の密度の違いによる費用の多寡を反映する密度補正は、消防費、下水道費、小中学校費等の教育費関連、社会福祉費等の保健衛生費などさまざまな項目に適用されており、事業費補正並みの水準となっている。

消防費（人口）、下水道費（人口）、小・中学校費（児童数・生徒数）、保健衛生費（人口）など多くの項目で前年度を上回っており、こども子育て費では既存の項目からの移行分も含めて最も大きな加算額となっている。

・投資補正：社会資本インフラや公共施設の整備の必要性を補正する投資補正は、下水道費、その他

の教育費、地域振興費（人口・面積）に適用されている。2021年度に下水道費とその他の教育費について加算項目となったため急増している。2024年度は地域振興費（人口）が他の項目の減少を上回って伸びたため、加算総額では前年度を上回った。なお、地域振興費（人口）では航空機燃料譲与税や事業所税に対応した財政需要を算入しており、空港関係自治体の状況を投資補正で反映させている。

・数値急減補正：国調人口、学級・学校数、農林水産業の就業者数といった測定単位の更新にともなう需要額の変動を緩和する数値急減補正は、小中学校費（学級数・学校数）、農業行政費、林野水産業費、地域振興費（人口）に適用される。更新後の測定単位の割増し補正をかけて段階的に本来の水準に帰着させる。2021年度は国調人口の更新があったことから補正率が上昇しているが段階的に低下傾向にある。

・寒冷補正：寒冷や積雪の程度による行政経費の差を補正する寒冷補正は、道路橋りょう費、港湾費、小中学校費、生活保護費等のさまざまな項目に適用されている。2022年度は積雪度の級地の見直しが行われ、級地が下がる自治体の影響を緩和するために5年間にわたり段階的に縮小する補正をかけている。多くの項目で加算額の増加がみられるが要因は不明である。

◆ 段階補正の上限値の動向

人口規模に応じた行政コストの多寡を補正する段階補正は、小規模自治体ほど割高なコストになるため、割増し補正がかかるようになってきている。同補正は加算項目ではないため、需要額の増額効果を直接みることはできないが、需要項目によってその上限値が設定されており、これに注目することで各年度の割増し効果を推測することができる。

図表13は段階補正が適用されている市町村分の項目の上限値について、過去10年間の推移をみたものである。

前年度に比べて6項目で上限値を上回っている。また、新たにこども子育て費（18歳以下人口）が創設され段階補正が適用され、上限値は1.556と設定されている。一方こども子育て費へ経費の一部が移行したその他の教育費と社会福祉費では段階補正の上限値が大幅に引き上げられている。

全体に以前に比べて段階補正が高止まりする傾向がみられ、人口減少傾向のなかで測定単位の減少による需要額の影響を一定程度緩和する役割が高まっているとみることができる。

図表13 段階補正の上限値の推移

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
消防費（人口）	2.095	2.110	2.120	2.120	2.105	2.115	2.735	2.890	3.045	3.045
その他の土木費（人口）	1.925	1.935	1.880	1.940	2.005	2.045	2.990	3.015	3.000	2.970
その他の教育費（人口）	2.210	2.205	2.190	2.210	2.205	2.130	2.145	2.110	2.090	2.405
社会福祉費（人口）	1.350	1.330	1.325	1.325	1.420	1.395	1.395	1.405	1.395	1.505
保健衛生費（人口）	2.865	2.875	2.860	2.895	2.880	2.900	2.960	3.035	3.010	2.910
こども子育て費（18歳以下人口）										1.556
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	1.734	1.702	1.651	1.718	1.685	1.657	1.635	1.586	1.601	1.601
農業行政費（農家数）	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.860	2.860	2.860	2.860
商工行政費（人口）	2.660	2.740	2.830	2.715	2.710	2.705	3.565	3.535	3.555	3.565
徴税費（人口）	3.540	3.600	3.670	3.660	3.750	3.810	4.380	4.625	4.584	4.591
戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	1.591	1.578	1.551	1.508	1.508	1.521	1.599	1.609	1.598	1.611
戸籍住民基本台帳費（世帯数）	2.420	2.380	2.440	2.440	3.470	3.470	3.630	3.834	3.852	3.853
地域の元気創造事業費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000
人口減少等特別対策事業費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000
地域社会再生事業費（人口）						10.000	10.000	10.000	10.000	10.000
包括算定経費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000

（資料）市町村の普通交付税算出資料より作成（かっこ内は測定単位）

（注）網掛けは前年度の数値を上回った項目

5. 算定結果の分析 — 都道府県・市町村団体別

(1) こども子育て費の算定

◆ 標準団体ベースの費用の積算状況

こども子育て費の算定について詳しくみてみよう。図表14は単位費用の一般財源ベースの積算内容を経費移行前の前年度の金額と比較したものである。

各積算内容の項目は前年度の内容をほぼ移行させたもので、新たな「こども・子育て施策推進事業費」はいずれも「こども福祉費」の最後に算入されている。合計額でみると道府県分は前年度を上回っている

が、市町村分は下回っており、こども成育行政費に含まれる経費のうち、前年度に算入されていた「地域子育て支援事業」がこども子育て費では移行されていないことが主な要因である。単純にみれば市町村分の移行後の単位費用は前年度を下回ることになるが、あくまで単位費用であり各種補正係数を加えた算定結果で調整されたものと推察される。

個別の積算内容をみると道府県分、市町村分ともに児童手当などの児童措置費、子育て施設の支援費、母子保健衛生など制度に則ったものを中心に前年度を上回っており、地財計画にもとづく給与改定の反映や施策の充実などによる増額が散見される。なお、地財計画では物価高騰対策として委託料の増額が盛

図表14 道府県分・市町村分のこども子育て費の積算内容と移行前の積算額との比較（一般財源ベース）

		(千円)			
		積算内容	2024	2023	備 考
道府県分	こども育成費	こども成育行政費	352,534	341,883	
		うち給与費	129,870	128,440	2023・2024年度職員数21人
		母子保健費	340,144	233,692	
		うち給与費	13,760	13,610	2023・2024年度職員数2人
		うち委託料	167,034	160,132	
		母子医療対策費	278,497	255,759	
		うち委託料	1,293	1,220	
		子ども・子育て支援費	19,027,331	17,287,597	
	こども福祉費	児童措置費	5,458,739	4,901,178	
		児童相談所費	1,026,842	956,915	
		うち給与費	896,080	820,590	2023年度134人 2024年度145人
		うち委託料	1,655	2,009	
		児童一時保護所費	89,882	69,128	
		うち給与費	52,080	51,510	2023・2024年度職員数8人
		うち委託料	539	654	
		児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉対策費	731,645	678,379	
		うち給与費	32,920	32,560	2023・2024年度職員数5人
		青少年保護育成費	21,213	20,990	
うち給与費		19,160	18,950	2023・2024年度職員数3人	
子ども・子育て施策推進事業費		284,719	60,000	2023年度は包括算定経費の少子化対策費	
合 計		27,611,546	24,805,521		
市町村分	こども成育費	こども成育行政費	58,228	94,933	
		うち給与費	37,290	37,010	2023・2024年度職員数6人
		母子衛生費	153,939	137,548	
		うち給与費	5,090	7,880	2023・2024年度職員数1人
		うち委託料	11,259	11,236	
		子ども・子育て支援費	1,751,181	1,685,863	
	こども福祉費	公立幼稚園費	74,397	316,210	2023年度は幼稚園費
		児童措置費	219,045	194,308	
		うち給与費	32,200	20,200	2023年度職員数4人・2024年度職員数5人
		児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉対策費	225,693	215,149	
		うち給与費	5,090	5,050	2023・2024年度職員数1人
		子ども・子育て施策推進事業費	65,748	10,000	2023年度は包括算定経費の少子化対策費
	合 計		2,548,231	2,654,011	

(資料) 地方財務協会『地方交付税制度解説(単位費用編)』2023年度、2024年度版から作成

り込まれ、積算内容ではこれが反映されているが、一部は前年度を下回っておりその要因は不明である。

(2) こども子育て費の算定結果

図表5-1・2でみたようにこども子育て費が創設され、社会福祉費等の子ども関連の経費を移行したことにより、移行元の需要額が大幅に減少した。そこであくまで粗い試算であることをお断りした上で、その他の教育費、社会福祉費、(保健)衛生費の減少額に対するこども子育て費の比率を「復元率」

と見なして算定結果を分析した。なお、包括算定経費(人口)においても一部子育て経費が移行しているが、金額が小さいことと包括算定経費自体が前年度を上回っていることから試算から除いた。

その結果、道府県分ではすべての都道府県、市町村分ではすべての政令市、中核市等(施行時特例市含む以下同じ)、一般市では89%、町村では81%の自治体で復元率が100%を超えた。ただし、一般市や町村では復元率の格差が大きく、一般市では最大で140%台、最小で80%台、町村では最大で250%台、

最小で50%台というケースがみられた。移行元の社会福祉費等の需要額は2023年度と2024年度で、こども子育て費への移行分以外の変動要因も含まれるため、これ以上の指摘はできないが、測定単位が変わったことによる算定結果への影響についてさらに個別自治体の算定結果に遡り検証する必要がある。

(3) 都道府県の需要額の状況

次に道府県分の需要額の算定結果を都道府県別にみてみよう。

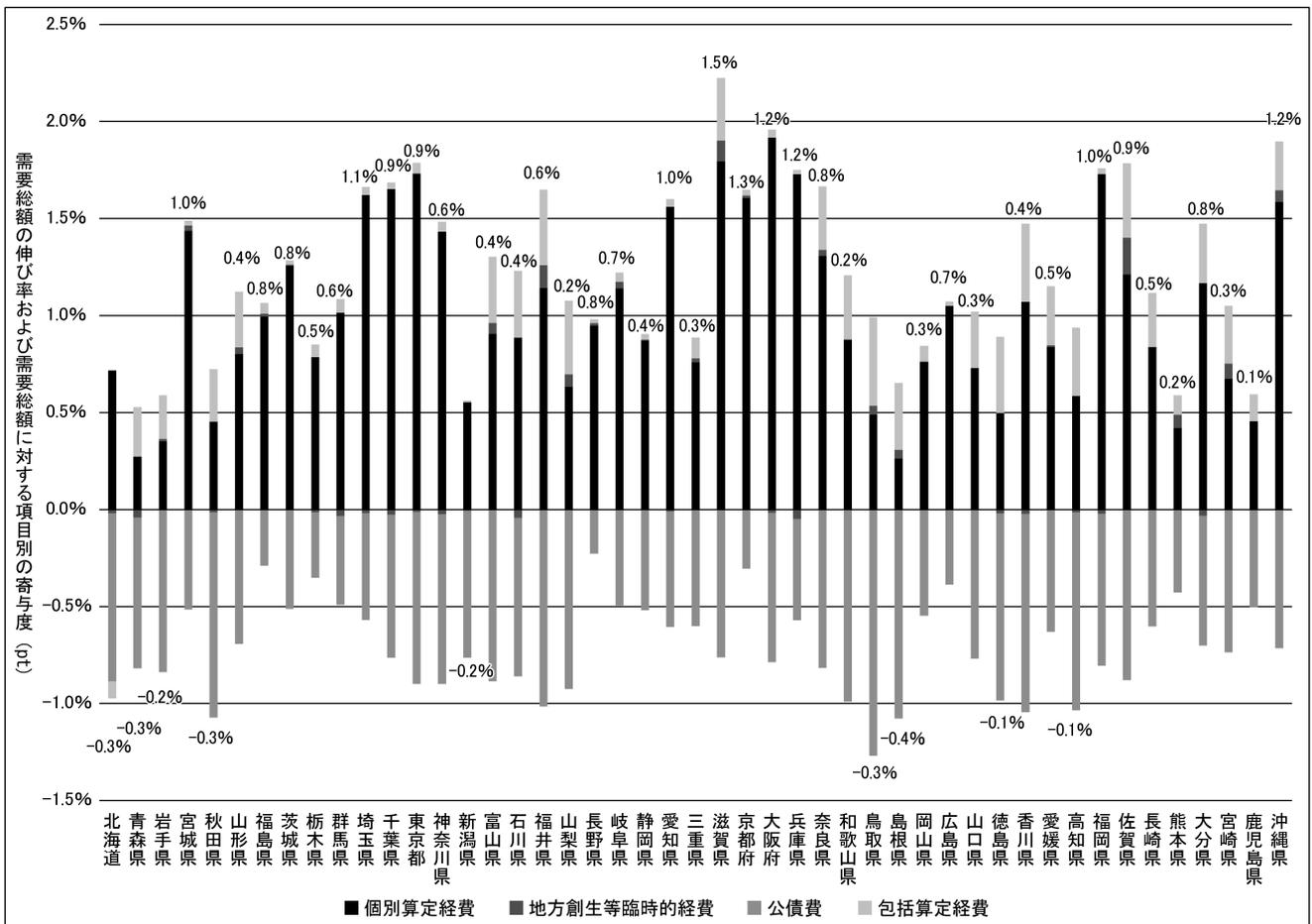
図表15は臨財債控除前の需要総額の伸び率を主要項目別に表したものである。図の見方はグラフ中の数値が需要総額の伸び率、棒グラフは需要総額の伸び率に対して各項目が何%寄与したかを寄与率で表したもので、各項目の合計が総額の伸び率となる。なお東京都の数値は都区合算のうち東京都分のみで

ある。

まず、総額の伸び率をみると、8割以上の都府県でプラスの伸び率となっており、個別算定経費や包括算定経費だけでみると北海道を除くほとんどの都府県でプラスに寄与している。一方、公債費はすべての都道府県で前年度を大きく下回っており、既述のように交付税再算定における臨財債償還基金費相当額の控除により大きく減少したとみられる。

最も伸び率の高かった滋賀県の個別算定経費の算定結果の内訳をみると、こども子育て費への移行によりその他の教育費、社会福祉費が大幅に減少する一方、衛生費は微減にとどまっており、こども子育て費がこれを上回ることによって減少を相殺している。このほか減少項目としては道路橋りょう費（道路の延長）、港湾費（港湾・外郭施設の延長、漁港・外郭施設の延長）、その他の教育費（私立学校等生徒

図表15 都道府県別（道府県分）の需要額（臨財債控除前）の伸び率および項目別寄与率



(資料) 総務省ホームページ「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html

数)、生活保護費(町村部人口)、包括算定経費(面積)などがあげられるがいずれも減少は小幅で、給与改定や物価高騰対策、社会保障の需要増などにより多くの項目で高い伸びがみられる。

一方、個別算定経費と包括算定経費を合わせた寄与率が最も小さかった青森県では、こども子育て費の移行関連項目の減少に加え、地域振興費の減少が目立っており、地域の元気創造事業費や人口減少等特別対策事業費も前年度を下回るなど減少項目が比較的多くみられる。地域振興費は主に公共事業債や単独事業債の元利償還金の減少であり、地域の元気創造事業費や人口減少等特別対策事業費のうち前者は係数の見直し、後者は地方創生の成果へのシフトなどの算定の見直しが行われていることから、若干の影響が表れたと推察される。なお、包括算定経費の寄与率は高めである。

(4) 市町村の需要額の状況

次に市町村の状況を交付団体、不交付団体(特別区分は除く)をあわせて団体別にみてみよう。

◆ 需要額の総額(臨財債控除前)

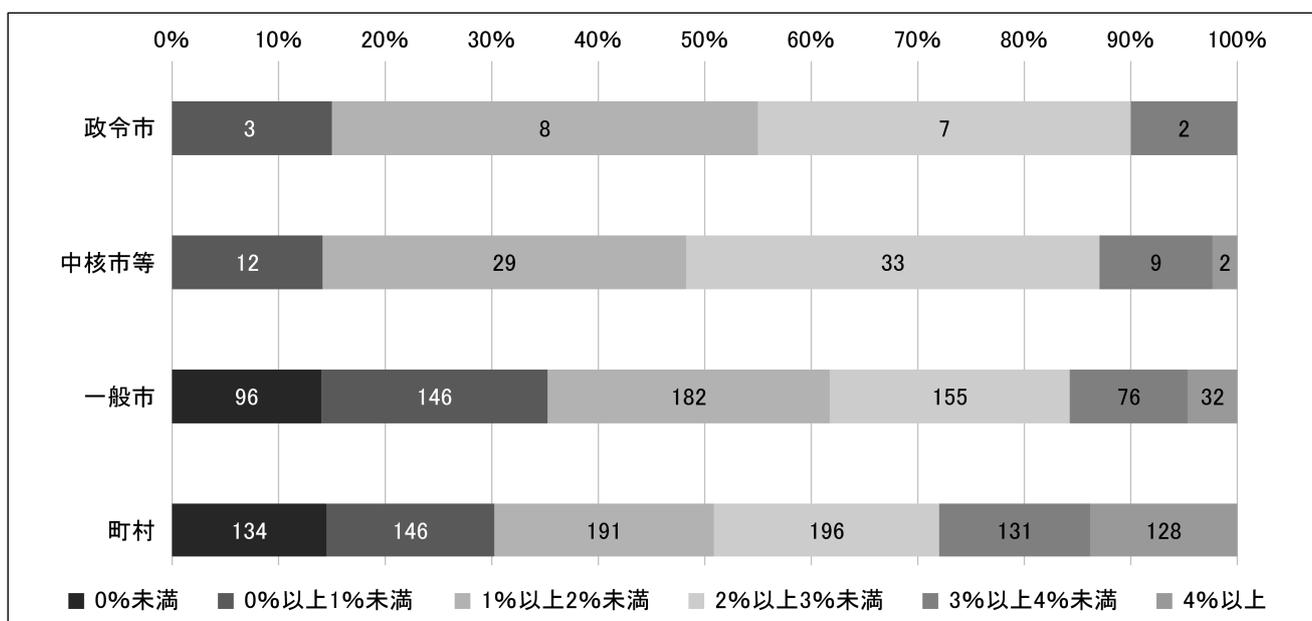
図表16-1は需要額の総額(臨財債控除前)の伸び率の分布状況である。図中の数字は各伸び率に含まれる自治体数を表している。

道府県分と同様に需要額が前年度を上回る自治体が大半を占めており、政令市及び中核市等ではすべて、一般市や町村でも85%以上となっている。2023年度の算定結果でも前年度を上回る自治体は多かったものの、伸び率は0%以上2%未満が中心であるのに対し、2024年度は2%以上が半数近い割合となっている。

大項目別の寄与率でみると概ね道府県分の傾向と一致しており、個別算定経費、包括算定経費がほぼプラスに寄与しており、地方創生等臨時的経費ではプラスに寄与している自治体が多いもののマイナスの自治体も散見される。公債費についてはマイナス値をとるものが多いが、一般市や町村では2割から3割程度はプラスの寄与率がみられる。

以下では主要項目である個別算定経費、公債費、包括算定経費のそれぞれの寄与率について団体別にみていこう。

図表16-1 需要総額(市町村分・臨財債控除前)の伸び率の団体別分布



(資料) 同上

◆ 個別算定経費(地方創生等臨時交付金を除く)
個別算定経費は需要額全体の7割を占めるため、

需要額全体の主要な決定要因となっている。

図表16-2は団体別の寄与率の分布を表したもの

である。昨年度に比べて前年度を下回る自治体の割合は低く、政令市や中核市等ではゼロ、一般市では11%、町村では17%にとどまる。一方、プラスの寄与率は昨年度に比べて高くなっており、3%以上が政令市では60%、中核市等が20%、一般市が13%、町村で12%を占めている。

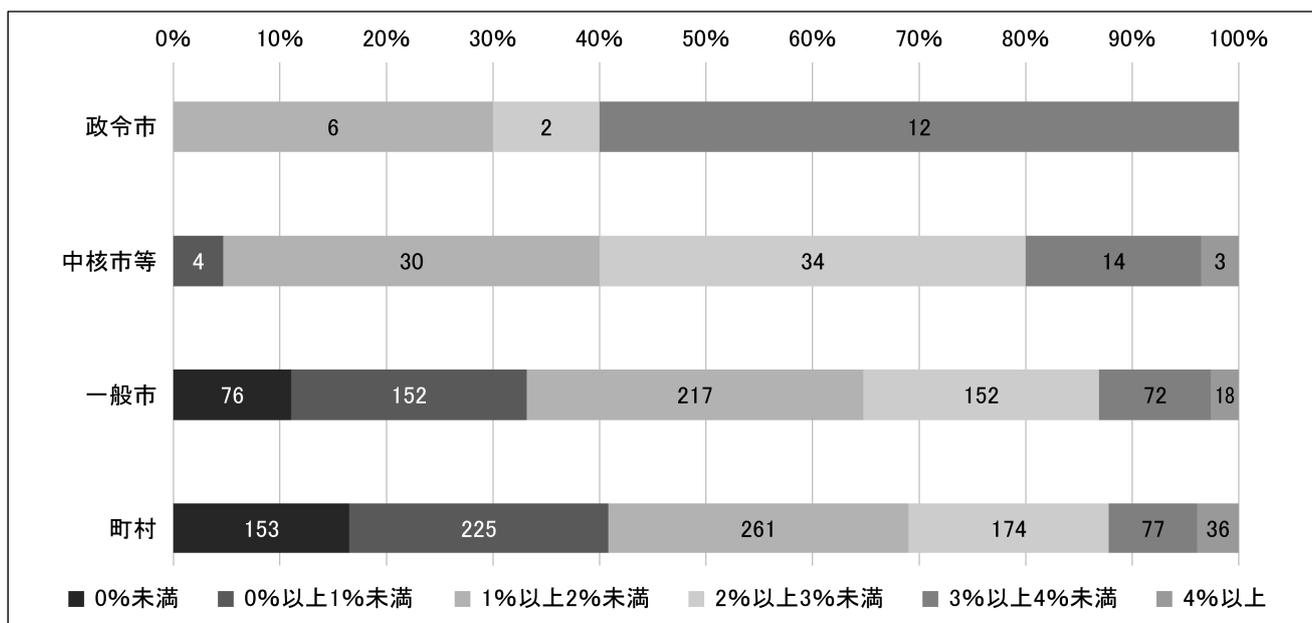
団体別の増減の要因は多岐にわたっているため、厳密な傾向をとらえることはできないが、マイナス値の分布がみられる一般市や町村の項目のうち前年度を下回る自治体数が5割を超える項目をみると、一般市では道路橋りょう費（道路の延長）、小・中学校費（学級数）、子ども子育て費移行関連（その他の教育費（人口・幼稚園等の子どもの数、社会福

祉費（人口））、保健衛生費（人口））、農業行政費（農家数）、徴税費（世帯数）、地域振興費（人口））があげられる。また、町村でもほぼ同じ傾向であるが、このほかに高齢者保健福祉費（65歳以上人口）があげられる。

このうち子ども子育て費移行関連の3項目の減少が、子ども子育て費の増額分を上回る自治体が一般市で74自治体、町村で178自治体となっており、子ども子育て関連の需要額のマイナスに影響している。

このほか、小・中学校費は毎年度改定される学級数の変動や事業費補正、農業行政費や地域振興費についても事業費補正の各動向が影響していると考えられる。

図表16-2 個別算定経費の寄与率の分布



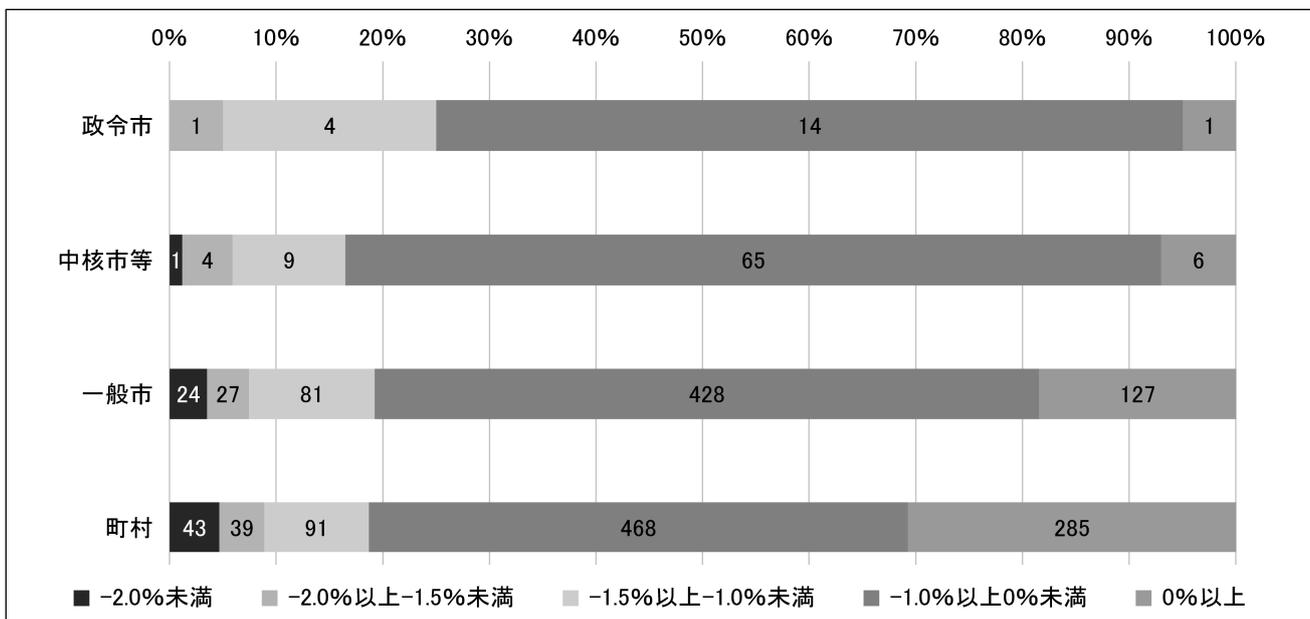
(資料) 同上

◆ 公債費

図表16-3は公債費の団体別の寄与率の分布である。全般的には各団体規模を通じてマイナスに寄与する自治体が多くみられ、道府県分と同様に臨財債元利償還費の減少および減税補てん債の減少などが主な要因となっている。

一方、一般市や町村でプラスの分布が多いのは過疎対策事業債償還費の増加によるもので、過疎対策事業債のソフト事業などが加わり地方債計画における発行枠が増えるなかで、償還費が増加したものとみられる。

図表16-3 公債費の寄与率



(資料) 同上

◆ 包括算定経費

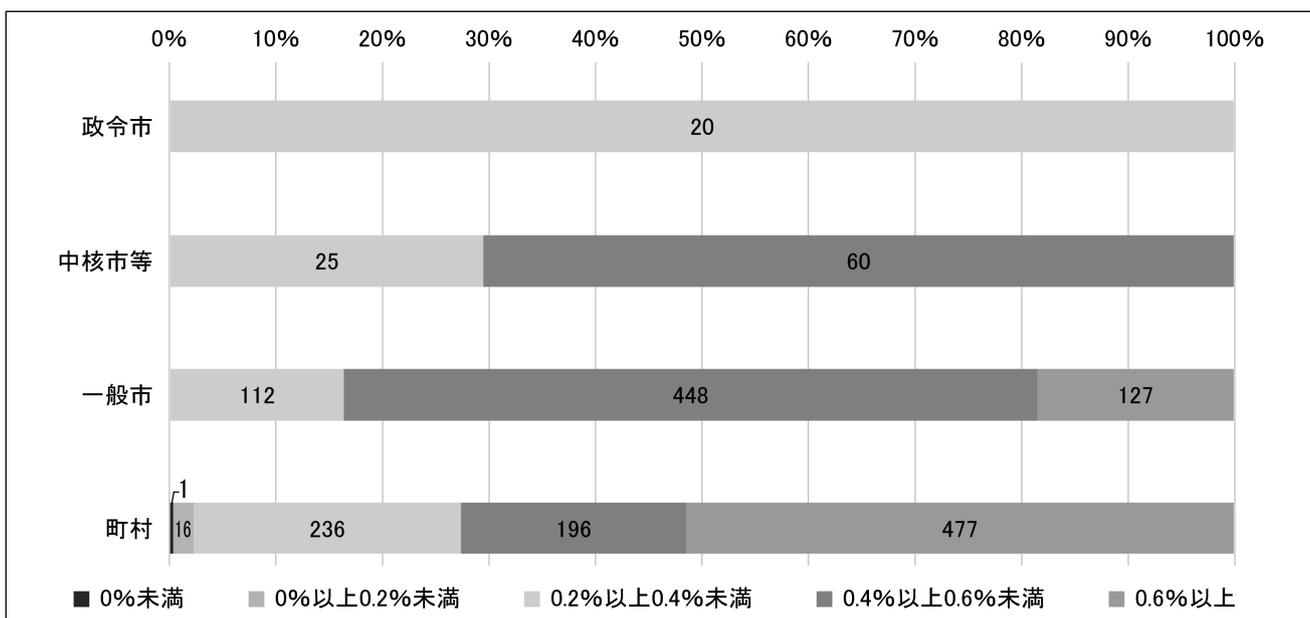
図表16-4は包括算定経費の寄与率である。

総額ではほぼすべての市町村でプラスの算定結果となっており、このうち人口を測定単位とする需要額では給与改定や会計年度任用職員の勤勉手当の支給などが単位費用を引き上げたことで全市町村で前年度を上回った。一方、河川・水防費や建設事業費

等を含む面積を測定単位とする需要額は単位費用の減少傾向が続いており、前年度比マイナスとなった自治体数は80%から90%台にのぼる。

団体別の分布状況を見ると一般市や町村では寄与率が0.6%以上の分布がみられ、とくに町村では50%超となっており、単位費用の引き上げに加えて段階補正が寄与しているものと推察される。

図表16-4 包括算定経費の寄与率



(資料) 同上

(5) 地方創生等臨時的経費の団体別算定結果

地方創生等臨時的経費については4項目の需要額や算定内容の変化を直接みることにする。

2024年度は臨時的経費の総額における変動はなく、各種算定式の見直しによる需要額への影響によるものである。

図表17は地方創生等臨時的経費の4項目の算定結

果を団体別に積み上げたものである。総額では政令市、中核市等が前年度を下回り、一般市、町村が上回った。項目別に見ると以下のような傾向となった。地域社会再生事業費以外は算定の内容を見直していることや採用する統計データの改定などにより算定結果で増減が見られるが、増減率はせいぜい数%以下にとどまる。

	政令市	中核市等	一般市	町村
地域の元気創造事業費	増	増	減	減
人口減少等特別対策事業費	減	減	増	増
地域社会再生事業費	前年度比同			
地域デジタル社会推進費	減	減	同	増

各項目の算定内容の見直しは以下の通りである。

◆ 地域の元気創造事業費

測定単位を人口として、段階補正と「行革努力分(経常態容補正Ⅰ)」および「地域経済活性化分(経常態容補正Ⅱ)」による補正をかける項目である。

行革努力分の指標は①ラスパイレス指数(前年度および直近5カ年平均)②経常的経費削減率③地方税徴収率④業務システムに対するクラウド導入率を採用し、全国の数値との差などに応じて割増しまたは割落とし補正をする。2024年度は①②の係数の見直しや③の比較年度の更新による数値(金額)の入れ替えなどが行われた。なお、②については比較年度の更新はなかったため係数は変わらなかった。

地域経済活性化分の指標は⑤農業算出額⑥製造品出荷額⑦小売業年間商品販売額⑧若年就業率⑨女性就業率⑩高齢者就業率⑪従業者数⑫事業所数⑬一人当たり地方税収を採用し、全国と比較して改善度合いが大きい団体の需要額を割増す。なお、⑪⑫については団体別の改善度合いで算定する。2024年度は⑥⑪⑫の比較年度の更新、統計データの入れ替えとそれともなう係数の見直し、⑨の係数の見直しなどが行われた。

行革努力分については主に①や③の実績値、地域経済活性化分は産業データの更新が、それぞれ補正係数に影響を与えたとみられ、特に地域経済活性化

分は経済活動が活発な都市部の割増し補正に優位に働くとみられ、政令市や中核市等の需要額の増加に表れたと推察される。

◆ 人口減少等特別対策事業費

測定単位を人口として、段階補正と地方創生の「取組の必要度(経常態容補正Ⅰ)」と「取組の成果(経常態容補正Ⅱ)」による補正をかける項目である。

取組の必要度の指標は①人口増減率②転入者人口比率③転出者人口比率④年少者人口比率⑤自然増減率⑥若年者就業率⑦女性就業率⑧有効求人倍率⑨一人当たり各産業の売上高を採用し、全国平均の増減率との比較で劣位にある場合に割増し補正する。2024年度は段階補正の引き上げ、①～④の比較年度の更新および係数の見直し、⑦の係数の見直しが行われた。

取組の成果の指標は⑩人口増減率⑪出生率⑫年少者人口比率⑬転出者人口比率⑭若年者就業率⑮女性就業率を採用し、全国平均と比較して改善度合いが大きい団体の需要額を割増す。このうち⑩⑫は団体別で比較して算定し、⑪以外は取組の必要度と同じ指標である。2024年度は⑩～⑬の比較年度の更新および係数の見直し、⑮の係数の見直しが行われた。

算定は段階的に取組の成果にシフトしているが、団体にかかわらず出生率や年少者人口比率などの指標が改善する自治体は限られており、各種指標が更

新されるなかで政令市や中核市等においても前年度を下回る結果となった可能性がある。一方、一般市や町村で増加した要因は不明だが、段階補正や条件不利地域に適用される割増率がプラスに寄与した可能性も考えられる。

◆ 地域社会再生事業費

人口減少社会を踏まえた需要額算定で、人口を測定単位として段階補正および人口減少率や非人口集中地区人口比率などを補正に用いるため、基本的には条件不利地域の財政需要に焦点を当てた項目である。2024年度は指標や係数を含めまったく変更がないため、団体にかかわらず前年度比同額となった。

◆ 地域デジタル社会推進費

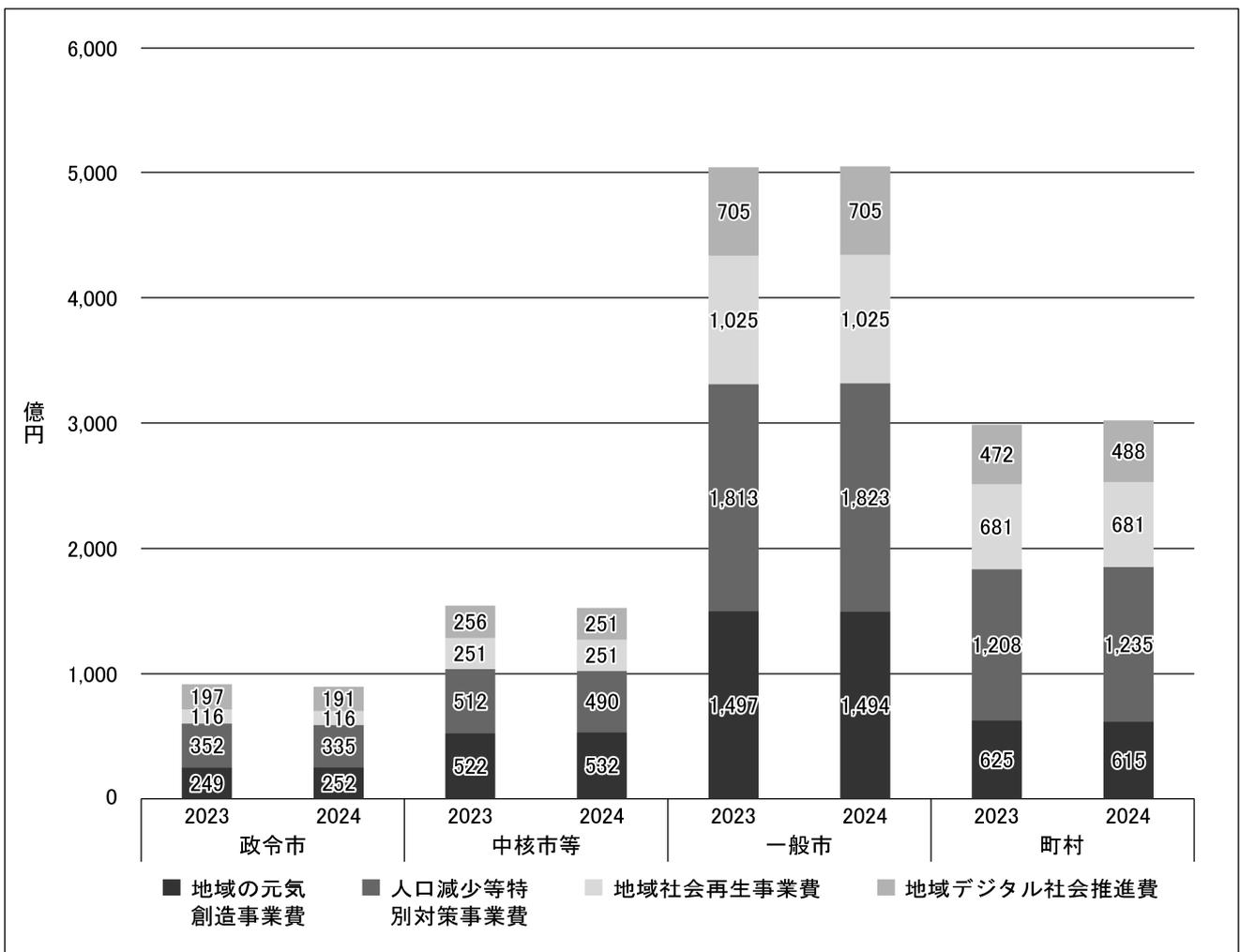
地域における5Gなどのデジタル化推進の経費であり、人口を測定単位として段階補正および経常態

容補正の指標として①高齢者・障がい者人口割合②一次産業事業所数が採用されており、2023年度と2024年度に限ってはマイナンバー利活用特別分として経常態容補正Ⅱが設けられ、マイナンバーカードの交付率に応じた割増率が適用される。

2024年度は障がい者人口の更新と係数の見直し、事業所数等の経済センサスの更新と係数の見直し、その他条件不利地域の割増し係数についても比較年度の更新、マイナンバーカード保有枚数の更新などが行われた。

算定結果については係数の見直しが多く、指標の変化との関係がとらえきれないため明確なことはいえないが、条件不利地域の割増しにより町村では一定程度増額効果として効いた可能性がある。

図表17 地方創生等臨時的経費の項目別の状況



(資料) 同上

結び — インフレ基調で問われる 算定のあり方

2024年度は2023年度の人事委員会勧告等にもとづく給与改定および会計年度任用職員の勤勉手当の支給、物価高騰対策、こども子育て政策の強化などが反映されることで、地財計画、一般財源総額ともに高い伸び率となった。これを受けて交付税算定においても算定項目ごとに人件費の拡充が反映され、久々に多くの項目で単位費用が引き上げられ需要額の増加につながった。振り返ると地方交付税は長らくデフレ基調のもとで経費の縮小あるいは現状維持を基本として、地方創生等臨時的経費などの算入で増額を図ってきたといえる。しかし、2024年度は明らかに人手不足や原油高や円安などを背景にインフレ基調の算定へと大きく踏み出したといえることができる。2025年度の地財計画でも2024年度の給与改定等に加え、2025年度の同改定を先取りした給与改善費が計上され、物価高騰対策の増額などとあわせて大幅な歳出増が見込まれている。今後はこうしたインフレ基調と人口減少社会の財政需要の変化をあわせて、交付税算定が中期的にどのような影響を受けるか注視していく必要がある。

2024年度の交付税算定の分析を通じて明らかとなった特徴や課題を述べて本稿を締めくくる。

第一に交付税算定の側からみたインフレ基調における需要額の十分性の問題である。2024年度算定では物価高騰対策として公共施設等の光熱費については包括算定経費（人口）において、委託料の上昇分については該当する関連項目の単位費用に反映させたが、その他にも単位費用の算定基礎には内部管理費である「需要額等」など物価上昇による自治体の負担増が想定される費目も含まれている。こうした交付税算定の内容からみると、地財計画において一般行政経費の単独分に、より広い範囲での物価高騰対策の充実が求められる。

第二にインフレ基調における包括算定経費のあり方である。人口を測定単位とする包括算定経費は総務費などの内部管理費を中心に（一部建設事業費を含む）重要な経費が算定されているが、2007年度に

創設されて以来減少傾向が続き、2020年度以降は増加に転じたものの、その後も一時的な変動を来す予見可能性を欠いた算定結果となっている。その要因の一つは拙稿（「自治総研」2021年12月号）で指摘したように、当該項目に留保財源の変動にともなう需要額調整の調整弁の機能があるためと推察される。また、そもそも補正係数が主に段階補正に限られ、単位費用の変動が団体規模にかかわらず直接的に需要額に表れやすい算定上の要因もある。しかし、こうした算定上の技術的な事情があるにしても、今後インフレ基調のもとで総務費等の増額などが需要額に着実に反映されるためには包括算定経費の補正係数の見直し、留保財源率のあり方などの検討が必要ではないかと考える。

第三にこども子育て費の算定結果についてである。第5章の分析で指摘したように、既存の需要項目からこども子育て費に移行させた結果、特に一般市や町村では前年度との大きな変動が生じた自治体が散見された。単位費用だけでみれば標準団体の同じ需要額を人口から18歳以下人口に割り直しただけであるが、測定単位が変わることで補正係数では修正しきれない変動が生じた可能性も考えられる。この原因について本稿では詳細な分析に至らなかったが、18歳以下人口の格差が広がるなかで標準的行政経費としての意義を踏まえながら引き続き注目していく必要がある。

第四に地方創生等臨時的経費の「地域の元気創造事業費」や「人口減少等特別対策事業費」については行革や地方創生の成果などの指標が補正係数に用いられてきた。しかし、歳出削減を評価の一つとする行革算定は、インフレ基調における財政需要の状況を鑑みると時代遅れの印象を受ける。また地方創生の成果にいたっては、石破政権がこれまでの地方創生の失敗を認めるなかでは算定自体の意義が問われる。筆者はこれまでも、時の政権の政策を受けた臨時的経費については、その指標の内容も含めて標準的行政経費を算定する交付税のあり方として適切ではないと指摘してきた。ただし、臨時的経費を通じて確保されてきた交付税の額自体は自治体の財政状況からみて必要な額である。やはり、人口減少社会を踏まえて中期的に算定に耐えうる費目や算定内

容の検討が必要である。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所副所長)

キーワード：こども子育て費／給与改定／会計年度任用職員／物価高騰対策／再算定

【参考文献】

飛田博史「2023年度普通交付税算定結果の検証」『自治総研』2024年2月号

飛田博史「2024年度地方財政計画について」『自治総研』2024年3月号

地方財務協会「地方財政」2024年5月号および9月号

地方財務協会『地方交付税制度解説（単位費用編）』令和5年度版および令和6年度版

地方財務協会『地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額編）』令和6年度版

総務省自治財政局「地方交付税等算定計数資料Ⅰ・Ⅱ」令和5年度および令和6年度版

閣議報告

令和6年7月23日

令和6年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、令和6年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区分	令和6年度	令和5年度
総額	17兆5,470億円	17兆2,594億円
道府県分	9兆2,325億円	9兆2,089億円
市町村分	8兆3,145億円	8兆 506億円

2 交付団体及び不交付団体数

区分	令和6年度			令和5年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,636	82	1,718	1,642	76	1,718
計	1,682	83	1,765	1,688	77	1,765

3 主な算定事項

- (1) こども・子育て政策に係る基準財政需要額をよりの確に算定するため、測定単位を18歳以下人口とする「こども子育て費」を設けるとともに、こども・子育て政策に要する経費の財源を措置すること。
- (2) 地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 児童虐待防止、障害者の自立支援、介護給付に要する経費の財源を充実すること。
- (4) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実すること。
- (6) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に要する経費の財源を措置すること。
- (7) ごみ収集、学校給食等の地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、その財源を充実すること。
- (8) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査人口等について特例的な措置を講じること。
- (9) 令和6年能登半島地震の被災団体に対し、教育費や法人関係税等の算定において特例的な措置を講じること。
- (10) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (11) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

4 交付決定日

令和6年7月23日（火）

[参 考]

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	627,816	844,534
青森	213,333	194,919
岩手	222,169	183,433
宮城	157,981	178,046
秋田	195,819	176,357
山形	184,183	151,996
福島	205,445	192,410
茨城	196,334	168,219
栃木	144,779	87,137
群馬	145,472	116,795
埼玉	272,910	200,262
千葉	234,510	195,104
東京	—	71,046
神奈川	129,114	119,705
新潟	249,330	283,516
富山	143,154	85,340
石川	133,619	104,669
福井	131,493	66,755
山梨	138,882	93,517
長野	211,330	262,410
岐阜	192,942	164,722
静岡	188,385	146,945
愛知	123,608	100,576
三重	158,909	129,094
滋賀	133,634	93,175
京都	188,826	177,034
大阪	330,918	349,741
兵庫	348,540	338,009
奈良	175,999	137,371
和歌山	185,106	125,015
鳥取	141,480	88,950
島根	179,361	130,200
岡山	172,138	195,757
広島	190,098	231,246
山口	178,942	132,919
徳島	150,893	91,622
香川	126,357	89,056
愛媛	171,488	145,281
高知	178,821	129,169
福岡	301,065	375,607
佐賀	151,481	93,875
長崎	230,976	183,533
熊本	219,449	243,654
大分	180,635	126,395
宮崎	191,311	129,531
鹿児島	278,692	248,664
沖縄	224,808	141,179
合計	9,232,538	8,314,489

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

令和6年度 普通交付税の決定について

決 定 額

(単位:億円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	伸 率
道府県分	92,325	92,089	0.3
市町村分	83,145	80,506	3.3
合 計	175,470	172,594	1.7

算 定 結 果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円、%)

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分	
	令和6年度	対前年度伸率	令和6年度	対前年度伸率
基準財政需要額	(223,981)	(0.6)	(243,389)	(1.3)
	221,582	2.0	241,244	2.4
基準財政収入額	129,104	3.2	157,933	1.9
交付基準額	92,478	0.3	83,311	3.3
普通交付税額	(94,725)	(Δ2.7)	(85,290)	(0.2)
	92,325	0.3	83,145	3.3

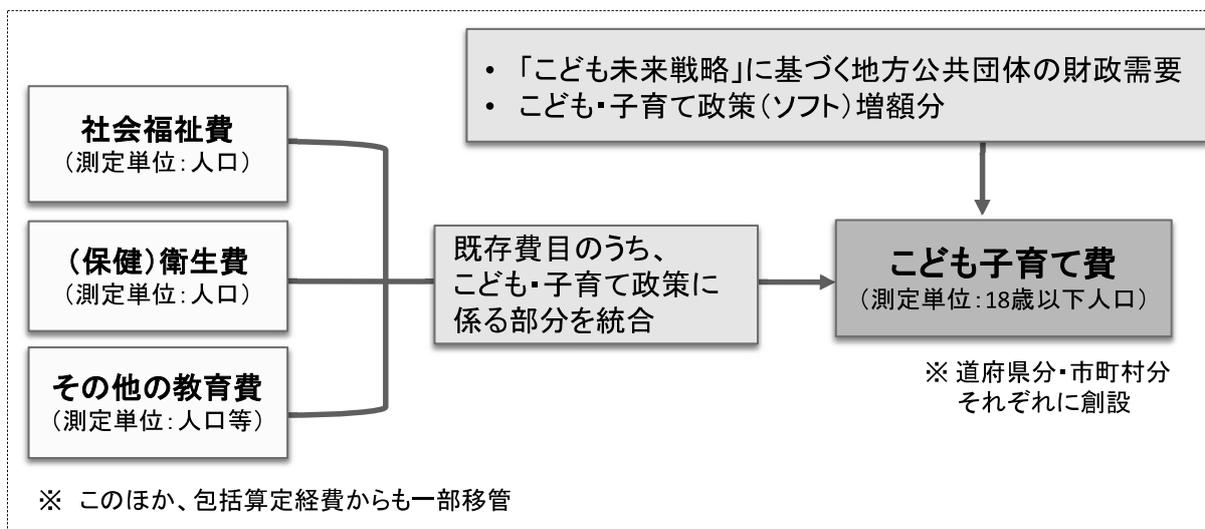
(注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 令和6年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。

2 令和6年度 普通交付税算定のポイント

1 こども子育て費の創設

こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」を創設。

同費目において、「こども未来戦略」等に基づく地方公共団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、一括して算定。



人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した補正措置を実施。

2 給与改定及び会計年度任用職員への勤勉手当支給に係る対応

令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費を算定。

3 物価高への対応

学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ地方財政計画において計上された700億円を算定。

4 能登半島地震の影響を踏まえた特例

能登半島地震の影響を踏まえ、以下の特例措置を講じる。

- 児童・生徒数の減少を踏まえた特例
- 市町村民税法人税割に係る特例
- ゴルフ場利用税及びゴルフ場利用税交付金に係る特例

5 定額減税に伴う地方特例交付金の創設

定額減税による地方公共団体の減収を補填するため、定額減税減収補填特例交付金を創設するとともに、交付額の75%を基準財政収入額に算入。

6 基準財政収入額の増加

道府県分、市町村分ともに、主に以下の税目等において基準財政収入額が令和5年度算定から増加。

道 府 県 分	市 町 村 分
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 法人事業税 ▪ 特別法人事業譲与税 ▪ 定額減税減収補填特例交付金 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 固定資産税 ▪ 定額減税減収補填特例交付金

令和6年度 普通交付税交付額

(単位：百万円)

都道府県	道府県分				市町村分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,202,190	573,545	628,644	627,816	1,603,547	757,907	845,640	844,534
青森	343,107	129,538	213,569	213,333	339,986	144,832	195,154	194,919
岩手	353,779	131,366	222,413	222,169	346,490	162,818	183,672	183,433
宮城	413,012	254,746	158,266	157,981	540,064	361,645	178,418	178,046
秋田	295,882	99,859	196,023	195,819	294,550	117,991	176,560	176,357
山形	300,072	115,682	184,390	184,183	286,068	133,875	152,193	151,996
福島	438,920	233,173	205,748	205,445	454,977	262,254	192,723	192,410
茨城	572,632	375,904	196,729	196,334	527,384	358,801	168,583	168,219
栃木	391,083	246,034	145,049	144,779	383,524	296,123	87,401	87,137
群馬	395,066	249,321	145,745	145,472	410,355	293,277	117,078	116,795
埼玉	1,082,082	808,426	273,656	272,910	1,219,679	1,018,577	201,102	200,262
千葉	961,144	725,971	235,173	234,510	935,850	740,101	195,749	195,104
東京	2,111,697	2,693,732	-	-	424,161	352,823	71,338	71,046
神奈川	1,127,327	997,435	129,891	129,114	1,337,117	1,216,491	120,627	119,705
新潟	486,260	236,595	249,665	249,330	604,261	320,328	283,932	283,516
富山	274,527	131,184	143,343	143,154	243,941	158,433	85,508	85,340
石川	277,039	143,229	133,810	133,619	270,107	165,252	104,855	104,669
福井	236,991	105,335	131,656	131,493	176,508	109,632	66,876	66,755
山梨	242,776	103,727	139,049	138,882	205,532	111,873	93,659	93,517
長野	460,732	249,085	211,647	211,330	551,155	288,364	262,790	262,410
岐阜	429,915	236,677	193,239	192,942	452,268	287,234	165,034	164,722
静岡	614,009	425,201	188,809	188,385	696,865	549,440	147,425	146,945
愛知	1,150,895	1,026,494	124,401	123,608	580,213	479,238	100,976	100,576
三重	388,874	229,698	159,177	158,909	339,263	209,936	129,327	129,094
滋賀	310,505	176,657	133,848	133,634	305,396	212,010	93,386	93,175
京都	465,047	275,901	189,146	188,826	597,943	420,497	177,446	177,034
大阪	1,405,106	1,073,220	331,887	330,918	1,885,227	1,534,187	351,040	349,741
兵庫	963,015	613,811	349,204	348,540	1,185,009	846,184	338,826	338,009
奈良	308,481	132,269	176,212	175,999	300,686	163,108	137,578	137,371
和歌山	280,540	95,241	185,299	185,106	245,810	120,626	125,185	125,015
鳥取	200,561	58,942	141,619	141,480	156,827	67,769	89,058	88,950
島根	254,706	75,169	179,536	179,361	218,629	88,278	130,351	130,200
岡山	375,317	202,920	172,397	172,138	492,416	296,320	196,096	195,757
広島	501,669	311,226	190,444	190,098	685,620	453,902	231,718	231,246
山口	335,098	155,925	179,173	178,942	320,160	187,021	133,140	132,919
徳島	233,688	82,634	151,055	150,893	191,907	100,152	91,755	91,622
香川	239,945	113,423	126,522	126,357	222,038	132,829	89,209	89,056
愛媛	325,397	153,684	171,713	171,488	330,469	184,960	145,509	145,281
高知	249,405	70,412	178,993	178,821	216,191	86,872	129,318	129,169
福岡	853,393	551,740	301,653	301,065	1,176,479	800,061	376,418	375,607
佐賀	244,520	92,870	151,650	151,481	198,629	104,616	94,012	93,875
長崎	358,101	126,878	231,223	230,976	343,558	159,788	183,770	183,533
熊本	393,695	173,974	219,721	219,449	489,465	245,473	243,992	243,654
大分	303,925	123,081	180,844	180,635	281,367	154,778	126,589	126,395
宮崎	303,467	111,947	191,520	191,311	266,898	137,183	129,715	129,531
鹿児島	440,736	161,740	278,996	278,692	451,648	202,673	248,975	248,664
沖縄	373,572	148,507	225,066	224,808	338,184	196,772	141,412	141,179
合計	24,269,901	15,604,126	9,247,810	9,232,538	24,124,421	15,793,305	8,331,116	8,314,489

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

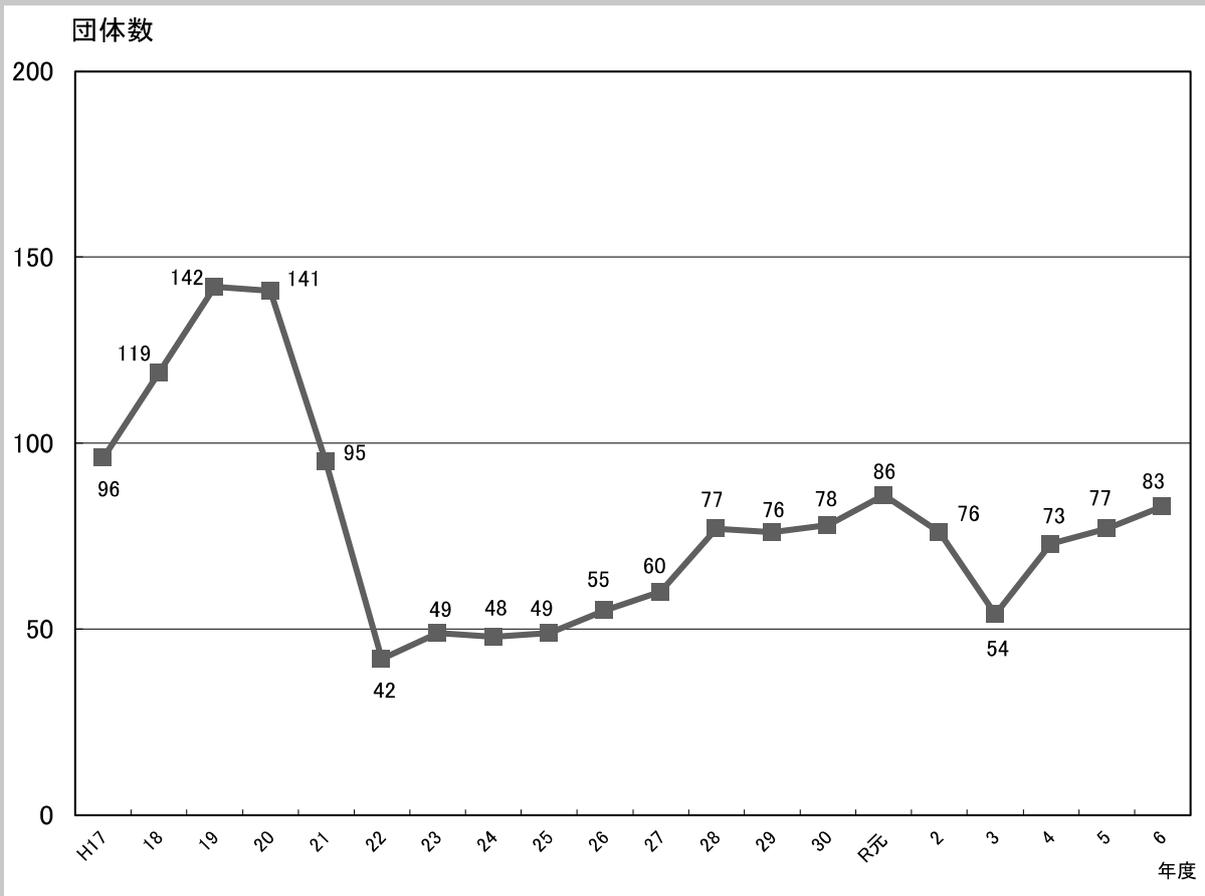
2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

令和6年度 不交付団体の状況

不交付団体数

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	82	76	72
合 計	83	77	73

不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

令和6年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名					
北海道	泊村					
青森県	六ヶ所村					
宮城県	大和町					
福島県	西郷村	広野町	大熊町	新地町		
茨城県	つくば市	神栖市	東海村			
群馬県	明和町					
埼玉県	戸田市	朝霞市	和光市	八潮市	三芳町	
千葉県	市川市	成田市	市原市	君津市	浦安市	袖ヶ浦市
	印西市	芝山町				
東京都	立川市	武蔵野市	三鷹市	府中市	昭島市	調布市
	小金井市	小平市	国分寺市	国立市	多摩市	瑞穂町
神奈川県	川崎市	鎌倉市	藤沢市	厚木市	海老名市	寒川町
	箱根町					
新潟県	聖籠町	刈羽村				
福井県	美浜町	高浜町	おおい町			
山梨県	昭和町	忍野村	山中湖村			
長野県	軽井沢町					
静岡県	富士市	御殿場市	湖西市	長泉町		
愛知県	名古屋市	岡崎市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市
	小牧市	東海市	大府市	高浜市	日進市	田原市
	みよし市	長久手市	豊山町	大口町	飛島村	武豊町
	幸田町					
三重県	四日市市	川越町				
京都府	久御山町					
大阪府	田尻町					
兵庫県	芦屋市					
福岡県	苅田町					
佐賀県	玄海町					

市町村合計 82 団体（令和5年度76団体）

3 合計 83 団体

(注)1 下線は令和6年度に交付団体から不交付団体になった団体である。

2 令和6年度に不交付団体から交付団体になった団体はない。

令和6年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の算定

（単位：億円、％）

区 分	令和6年度	令和5年度	伸 率
道 府 県	2, 3 9 9	5, 3 1 1	△54. 8
市 町 村	2, 1 4 5	4, 6 3 5	△53. 7
合 計	4, 5 4 4	9, 9 4 6	△54. 3

（注）表示単位未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計が一致しない場合がある。

2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、令和5年度から令和7年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの（平成13年度から令和4年度の間においても同様に発行）。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財源不足額が生じている地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出。

（財政力に応じて逡増）

令和6年度 臨時財政対策債発行可能額

(単位:百万円)

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	5,806	16,392
青森	970	1,945
岩手	1,049	1,705
宮城	4,624	5,743
秋田	821	1,428
山形	902	1,429
福島	3,357	3,526
茨城	7,136	2,914
栃木	4,916	1,638
群馬	4,588	3,263
埼玉	23,042	8,880
千葉	20,757	7,876
東京	-	2,213
神奈川	23,770	12,346
新潟	2,306	7,666
富山	1,492	1,920
石川	1,708	1,917
福井	735	1,287
山梨	728	1,132
長野	3,192	3,266
岐阜	3,390	2,742
静岡	9,983	10,302
愛知	27,489	3,438
三重	4,269	1,583
滋賀	2,645	2,051
京都	4,631	8,604
大阪	29,700	19,151
兵庫	11,835	15,694
奈良	985	1,963
和歌山	777	1,626
鳥取	487	820
島根	590	1,019
岡山	2,608	6,400
広島	5,545	10,405
山口	1,446	1,783
徳島	633	781
香川	1,169	1,784
愛媛	1,185	2,126
高知	615	1,213
福岡	10,939	15,823
佐賀	688	1,097
長崎	1,050	2,221
熊本	1,228	5,625
大分	916	1,637
宮崎	869	1,687
鹿児島	1,270	2,635
沖縄	1,095	1,794
合計	239,936	214,488

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

令和6年度 普通交付税の再算定結果について

決 定 額

(単位:億円)

区 分	再算定による 変更決定額 A	当初決定額 B	増加額 A-B
道府県分	97,837	92,325	5,512
市町村分	88,162	83,145	5,017
合 計	186,000	175,470	10,529

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、端数において合計とは合致しないものがある。

再算定結果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円)

区 分	道 府 県 分			市 町 村 分		
	再算定 A	当初算定 B	増加額 A-B	再算定 C	当初算定 D	増加額 C-D
基準財政需要額	226,941	221,582	5,359	253,318	248,443	4,875
基準財政収入額	129,104	129,104	0	165,155	165,155	0
交付基準額	97,837	92,478	5,359	88,162	83,311	4,851
普通交付税額	97,837	92,325	5,512	88,162	83,145	5,017

(注) 1 本表は、再算定後の財源不足団体について作成している。
 2 再算定により新たに財源不足となった団体における当初算定の財源超過額(23億円)は交付基準額から除いている。
 3 当初算定における交付基準額と普通交付税額との差は調整額である。
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、端数において合計とは合致しないものがある。

2 再算定の内容

1 「臨時経済対策費」の創設

地方団体が、経済対策の事業を円滑に実施するために必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時経済対策費」を創設。

<算定方法>

- ・人口を基本とした上で、地方創生施策、こども・子育て支援等に関する客観的な指標を用いて算定。

(算定に用いた指標)

- ・ 一人当たり各産業売上高
- ・ 年少者人口比率
- ・ 人口増減率
- ・ 高齢者人口比率
- ・ 一人当たり事業所数
- ・ 障害者人口比率

2 「給与改定費」の創設

地方公務員の給与改定に必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「給与改定費」を創設。

<算定方法>

- ・人口を基本とした上で、法令により定数が定められている義務教育・高等学校の教職員数や警察職員数等を反映して算定。

3 「臨時財政対策債償還基金費」の創設

地方団体が臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時財政対策債償還基金費」を創設。

<算定方法>

- ・各地方団体の令和7年度及び令和8年度の普通交付税算定で見込まれる臨時財政対策債償還額のうち4,000億円程度を算定。

普通交付税 都道府県別変更決定額(道府県分・市町村分)

(単位：百万円)

都道府県	道府県分			市町村分		
	令和6年度 再算定 A	令和6年度 当初算定 B	差引 A-B C	令和6年度 再算定 D	令和6年度 当初算定 E	差引 D-E F
北海道	654,091	627,816	26,275	875,398	844,534	30,863
青森	221,538	213,333	8,205	201,812	194,919	6,893
岩手	230,685	222,169	8,516	190,254	183,433	6,821
宮城	168,180	157,981	10,199	188,861	178,046	10,816
秋田	203,383	195,819	7,564	181,883	176,357	5,527
山形	191,697	184,183	7,514	158,086	151,996	6,090
福島	215,716	205,445	10,271	202,222	192,410	9,813
茨城	210,449	196,334	14,115	179,689	168,219	11,470
栃木	154,780	144,779	10,001	95,304	87,137	8,167
群馬	155,368	145,472	9,896	125,695	116,795	8,900
埼玉	300,619	272,910	27,709	227,307	200,262	27,045
千葉	259,317	234,510	24,807	215,243	195,104	20,138
東京	-	-	-	81,050	71,046	10,004
神奈川	159,250	129,114	30,136	145,820	119,705	26,115
新潟	260,338	249,330	11,008	294,720	283,516	11,204
富山	150,187	143,154	7,033	90,251	85,340	4,911
石川	140,809	133,619	7,190	110,150	104,669	5,481
福井	137,990	131,493	6,497	70,472	66,755	3,717
山梨	145,332	138,882	6,450	97,895	93,517	4,378
長野	222,170	211,330	10,840	273,953	262,410	11,543
岐阜	203,491	192,942	10,548	174,730	164,722	10,009
静岡	204,232	188,385	15,847	161,895	146,945	14,950
愛知	153,885	123,608	30,277	121,185	100,576	20,609
三重	168,573	158,909	9,665	136,239	129,094	7,145
滋賀	141,751	133,634	8,117	99,598	93,175	6,423
京都	200,379	188,826	11,554	189,298	177,034	12,264
大阪	366,074	330,918	35,155	387,202	349,741	37,462
兵庫	371,966	348,540	23,426	362,135	338,009	24,126
奈良	183,771	175,999	7,772	144,249	137,371	6,878
和歌山	192,155	185,106	7,049	130,247	125,015	5,232
鳥取	147,350	141,480	5,869	92,151	88,950	3,201
島根	186,190	179,361	6,829	134,106	130,200	3,906
岡山	181,337	172,138	9,199	205,049	195,757	9,293
広島	202,474	190,098	12,376	244,486	231,246	13,240
山口	187,226	178,942	8,283	139,373	132,919	6,454
徳島	157,248	150,893	6,354	95,697	91,622	4,075
香川	133,012	126,357	6,655	93,662	89,056	4,606
愛媛	179,375	171,488	7,887	151,696	145,281	6,415
高知	185,568	178,821	6,747	133,590	129,169	4,421
福岡	321,347	301,065	20,282	399,610	375,607	24,003
佐賀	158,011	151,481	6,529	97,981	93,875	4,106
長崎	239,378	230,976	8,402	190,088	183,533	6,554
熊本	228,267	219,449	8,818	253,268	243,654	9,614
大分	188,008	180,635	7,374	131,851	126,395	5,456
宮崎	198,856	191,311	7,544	135,039	129,531	5,508
鹿児島	288,253	278,692	9,561	257,349	248,664	8,685
沖縄	233,648	224,808	8,840	148,388	141,179	7,209
合計	9,783,725	9,232,538	551,187	8,816,227	8,314,489	501,738

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない箇所がある。

臨時経済対策費、給与改定費及び 臨時財政対策債償還基金費算定額(都道府県別内訳)

(単位：百万円)

都道府県	道 府 県 分				市 町 村 分			
	臨時経済 対策費	給与改定費	臨時財政 対策債 償還基金費	計	臨時経済 対策費	給与改定費	臨時財政 対策債 償還基金費	計
	A	B	C	A+B+C D	E	F	G	E+F+G H
北海道	4,485	9,516	11,446	25,447	7,352	12,376	10,058	29,786
青森	2,063	2,798	3,107	7,968	1,904	2,685	2,143	6,732
岩手	1,982	3,023	3,267	8,273	1,758	2,687	2,138	6,582
宮城	2,072	3,423	4,420	9,915	2,408	4,534	3,639	10,580
秋田	2,048	2,493	2,819	7,360	1,401	2,079	1,844	5,324
山形	1,972	2,531	2,804	7,307	1,664	2,417	1,812	5,893
福島	2,134	3,708	4,127	9,969	2,689	3,896	3,252	9,837
茨城	2,357	5,186	6,177	13,720	3,213	4,961	4,071	12,246
栃木	1,933	3,538	4,261	9,732	2,047	3,205	2,651	7,903
群馬	1,937	3,521	4,165	9,623	2,207	3,413	3,083	8,703
埼玉	5,007	9,568	12,388	26,963	7,066	11,895	8,522	27,482
千葉	4,424	8,587	11,133	24,144	6,100	10,118	6,943	23,161
東京	7,406	20,488	4,517	32,411	9,543	19,056	8,995	37,594
神奈川	5,943	9,074	14,341	29,359	6,986	16,270	9,328	32,583
新潟	2,292	3,740	4,640	10,672	2,477	4,203	4,233	10,913
富山	1,813	2,286	2,744	6,844	1,161	1,772	1,810	4,743
石川	1,830	2,337	2,832	7,000	1,350	2,025	1,920	5,295
福井	1,867	2,085	2,381	6,333	1,060	1,474	1,322	3,855
山梨	1,749	2,120	2,413	6,283	1,193	1,740	1,515	4,447
長野	2,128	4,049	4,345	10,523	3,080	4,454	3,731	11,266
岐阜	2,136	3,898	4,218	10,252	2,565	3,738	3,393	9,697
静岡	2,994	4,881	7,549	15,424	3,554	6,316	5,307	15,176
愛知	4,952	9,892	14,640	29,484	6,606	12,613	7,149	26,368
三重	1,906	3,434	4,057	9,397	2,073	3,088	2,692	7,853
滋賀	1,746	2,935	3,222	7,903	1,590	2,386	2,236	6,212
京都	2,401	3,787	5,045	11,233	2,558	4,837	4,540	11,935
大阪	5,802	11,763	16,622	34,187	7,733	14,735	13,757	36,225
兵庫	4,366	8,154	10,242	22,762	5,170	9,379	9,125	23,673
奈良	2,076	2,658	2,825	7,559	1,967	2,559	2,145	6,671
和歌山	1,959	2,399	2,499	6,856	1,456	1,952	1,655	5,063
鳥取	1,921	1,778	2,032	5,731	895	1,200	998	3,093
島根	1,973	2,211	2,470	6,654	1,028	1,425	1,302	3,755
岡山	1,997	3,099	3,845	8,940	1,987	3,551	3,415	8,953
広島	2,522	3,964	5,544	12,031	2,641	5,063	5,064	12,768
山口	1,934	2,912	3,206	8,052	1,586	2,277	2,370	6,233
徳島	1,872	2,054	2,267	6,193	1,116	1,540	1,286	3,943
香川	1,817	2,181	2,491	6,489	1,148	1,665	1,640	4,453
愛媛	1,945	2,724	2,993	7,663	1,580	2,276	2,331	6,187
高知	2,042	2,133	2,400	6,575	1,277	1,699	1,296	4,272
福岡	4,066	6,681	8,947	19,694	5,388	9,648	8,288	23,324
佐賀	1,882	2,199	2,280	6,361	1,178	1,533	1,315	4,027
長崎	2,200	2,969	2,986	8,155	1,778	2,273	2,267	6,318
熊本	2,102	3,018	3,427	8,547	2,424	3,772	3,080	9,276
大分	1,893	2,550	2,721	7,164	1,398	2,012	1,852	5,262
宮崎	2,030	2,605	2,700	7,335	1,546	2,071	1,706	5,324
鹿児島	2,196	3,553	3,508	9,257	2,405	3,212	2,756	8,374
沖縄	2,262	3,449	2,871	8,582	2,331	2,656	1,989	6,976
合計	124,436	207,958	235,932	568,326	133,637	224,735	177,962	536,334

(注) 1 本表は、財源超過団体も含めた算定額である。
 2 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない箇所がある。

普通交付税 交付・不交付別団体数

(1) 対当初算定比較

区分		令和6年度		増減
		再算定 A	当初算定 B	A-B
道府県	交付	46	46	0
	不交付	1	1	0
	計	47	47	0
市町村	交付	1,643	1,636	7
	不交付	75	82	△7
	計	1,718	1,718	0
合計	交付	1,689	1,682	7
	不交付	76	83	△7
	計	1,765	1,765	0

(注)道府県の不交付団体は、東京都のみである。

(2) 令和6年度普通交付税[再算定]不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名	不交付 団体数	(参考)	
			R6当初不交付団体	→ R6再算定交付団体
北海道	泊村	1		
青森県	六ヶ所村	1		
宮城県	大和町	1		
福島県	西郷村 広野町 大熊町 新地町	4		
茨城県	つくば市 神栖市 東海村	3		
群馬県	明和町	1		
埼玉県	戸田市 和光市 八潮市 三芳町	4	朝霞市	
千葉県	市川市 成田市 市原市 君津市	8		
	浦安市 袖ヶ浦市 印西市 芝山町			
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市	10	小平市	瑞穂町
	昭島市 調布市 小金井市 国分寺市			
	国立市 多摩市			
神奈川県	川崎市 鎌倉市 藤沢市 厚木市	7		
	海老名市 寒川町 箱根町			
新潟県	聖籠町 刈羽村	2		
福井県	美浜町 高浜町 おおい町	3		
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3		
長野県	軽井沢町	1		
静岡県	御殿場市 湖西市 長泉町	3	富士市	
愛知県	碧南市 刈谷市 豊田市 安城市	16	名古屋市	岡崎市
	小牧市 東海市 大府市 高浜市		田原市	
	日進市 みよし市 長久手市 豊山町			
	大口町 飛島村 武豊町 幸田町			
三重県	四日市市 川越町	2		
京都府	久御山町	1		
大阪府	田尻町	1		
兵庫県	芦屋市	1		
福岡県	苅田町	1		
佐賀県	玄海町	1		

市町村合計 75団体 (令和6年度当初82団体)

3 合計 76団体

(注) 令和6年度再算定により新たに不交付団体となった市町村はない。

今月のマガジン・ラック

各地の地方自治研究所・センター等の発行誌の主な内容を、当研究所の責任で紹介しします。
前月末までに到着したものを対象とします。

北海道自治研究 第673号 2025年2月

公益社団法人 北海道地方自治研究所

鋭角鈍角 介護保険25年の現実と高齢者介護の未来

北海学園大学名誉教授 横山 純一

ダイバーシティ研究会 2023年統一地方選にみる女性の政治参画 ― 候補者データの分析に向けて

北海道大学大学院法学研究科准教授／当研究所理事 馬場 香織

散射韻 「道民目線」の行方

2025年度政府予算と地方財政計画

公益財団法人地方自治総合研究所研究員 其田 茂樹

継続調査から見えてきた道内公営合同墓の現状と今後の展望（中）

公益社団法人北海道地方自治研究所研究員 高野 譲

追悼 川村喜芳さんの大きな足跡 ロマンと構想力が拓いた自治の地平

北海道大学名誉教授 神原 勝

生存権77歳の現在地 第10回 社会保険制度から排除される「低所得」層

当研究所会員／元北海道新聞記者 本田 良一

チャレンジ！ 議会改革 20 地域課題の政策形成のために 住民代表機関としての議会の権限と責務の再確認を

議会技術研究会顧問／元登別市議会議長 松山 哲男

北海道の動き<2024・12・1～31>

とちぎ地方自治と住民 第623号 2025年2月

一般社団法人 栃木県地方自治研究センター

巻頭言 地方自治を守るために人材確保対策を

自治研センター理事 中山 文生

栃木県2025年度当初予算に向けた〈民主市民クラブ〉の考え方（インタビュー）

栃木県議会議員 山田 みやこ

栃木県議会議員 小池 篤史

栃木県「令和7（2025）年度当初予算案の概要」（抜すい）

対米追従外交は永遠に続くのか

弁護士（元栃木市長） 鈴木 俊美

とちぎと京を結ぶ歴史の散歩道（上）（京都における那須与一）

宇都宮市退職者の会 岡 勉

地域短信

栃木県ホームページ拾い読み（2025年1月）

自治研ちば 第46号 2025年2月

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

巻頭言 衆議院選挙で初当選

衆議院議員 安藤 じゅん子

第14回千葉県地方自治研究集会 基調講演 地方創生10年を検証する ～国策の失敗と地域の持続可能性

東京都立大学 人文社会学部教授 山下 祐介

第14回千葉県地方自治研究集会 パネルディスカッション 千葉県における持続可能な地域社会づくり

コーディネーター 千葉県地方自治研究センター 理事長 若井 康彦

コメンテーター 基調講演講師 山下 祐 介
パネリスト 銚子市長 越 川 信 一
千葉県議会議員 守 屋 貴 子
酒々井町議会議員 川 島 邦 彦

企画記事 千葉県における介護サービスを取りまく現状と課題

淑徳大学総合福祉学部 教授 結 城 康 博

企画記事 成田空港拡張に伴う北総地域の資料・文化財の保全活動について

北総地域資料・文化財保全ネットワーク 共同世話人 相 川 陽 一

シリーズ「日本のまちなみを創る」⑥ 沖縄の新たな風景——今帰仁村の選択（後編）

千葉県地方自治研究センター 理事長 若 井 康 彦

企画記事 第50回衆議院議員総選挙を振り返って

研究員 井 原 慶 一

市議会報告 不登校のこどもたちが教えてくれた「学校教育」改革の必要性

千葉県議会議員 渡 辺 忍

公共の担い手 51年目の、千葉県立美術館

千葉県立美術館 館長 貝 塚 健

シリーズ千葉の地域紹介 未来に向けてみんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち

大網白里市総務課

新聞の切り抜き記事から

研究員 井 原 慶 一

八王子自治研究センター通信 第31号 2025年1月

一般社団法人 八王子自治研究センター

2025年、時代の節目に——多摩、八王子の自治を考える 八王子自治研究センター・2025年度事業計画
「公共サービスと地方自治」連続講座開催

八王子自治研究センター・2025年度事業計画 自治体政策課題と市民政治——市民史・行政史の記録継承・
自治資料室の開設——

自治研かながわ月報 第212号 2025年2月

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター

巻頭言 縮減する社会に向き合おう

神奈川自治研センター理事長 佐 野 充

神奈川県における公共交通改善対象地域の抽出とその対策

日本大学文理学部准教授 任 海

【書評】吉田忠彦「NPO支援組織の生成と発展——アリスセンターによる市民活動支援の軌跡」

——アリスセンターがめざした自治型社会とアドボケート型NPOの存立を考える——

元NPO法人まちづくり情報センターかながわ（アリスセンター）理事 岡 田 実

信州自治研 第396号 2025年2月

長野県地方自治研究センター

長野県上高井郡小布施町の財政状況をみる（2） 1989年度以降の財政の特徴

長野市在住（会員） 山 田 米 一

第40回地方自治研究全国集会参加報告

長野県地方自治研究センター理事長 中 村 明 文

2024年度第1回地方自治公開講座 地域資源を活かした地域づくり・ひとづくり（2）——令和6年能登半島
地震の経験も踏まえて—— <編集部>

月刊「地方自治みえ」 第392号 2025年2月

三重県地方自治研究センター

公共交通の利便性向上への取組について ～公共交通の利用促進に関する研究会より～

三重県地方自治研究センター 主任研究員 堺 利 文

徳島自治 第123号 2025年2月

公益社団法人 徳島地方自治研究所

巻頭言 地方自治の現状と課題

公益社団法人徳島地方自治研究所 理事長／鳴門教育大学名誉教授 山 本 準

公益社団法人徳島地方自治研究所2024年度通常総会シンポジウム 急がれる地域公共交通の確立

基調講演 「地域公共交通の課題と取り組み」

公益財団法人地方自治総合研究所 研究員 其 田 茂 樹

パネルディスカッション 「どうする?! 徳島の地域公共交通」

パネラー 徳島県生活環境部交通政策課 課長 橋 本 貴 弘

パネラー 三好市企画財政部地方創生推進課 課長 細 田 博 樹

パネラー 徳島バス株式会社運輸部 副部長 東 孝 行

コーディネーター 公益財団法人地方自治総合研究所 研究員 其 田 茂 樹

徳島県最低賃金の決着

連合徳島 副事務局長 南 礼 子

島根の地で交流・つなげる自治研活動を体感

公益社団法人徳島地方自治研究所 事務局員 鹿 山 美 穂

教員をめざす学生への意識調査

公益社団法人徳島地方自治研究所

徳島の ちょっと 行きたい 見てみたい 「淡路街道をゆく(2)」

農業、保護司、元北島町教育次長、元自治労北島町職員労働組合委員長 小 西 昌 幸

資料室増加月報

図書番号	図書名	編著者名	発行所	発行年
2 法律				
23 行政法				
23-698	空き家問題解決を支える政策法務／施策展開のための改正法解釈	北村喜宣	第一法規	2025 (令7)
23-699	気候変動期の行政法	山田洋	信山社	2024 (令6)
3 行政				
30 行政学一般				
30-190	日本の政策評価	山谷清志	晃洋書房	2025 (令7)
4 地方自治				
40 地方自治一般				
40-328-33	自治体と民主主義	日本地方自治学会	敬文堂	2024 (令6)
45 地域と自治体(2)				
45-57	交差する辺野古／問いなおされる自治	熊本博之	勁草書房	2021 (令3)
5 財政				
51 税制				
51-233	デジタルエコノミーと課税のフロンティア	中里実／太田洋／伊藤剛志	有斐閣	2020 (令2)
51-234	デジタルエコノミーと課税のフロンティアⅡ	太田洋／吉村政穂／伊藤剛志／中村真由子	有斐閣	2024 (令6)
7 社会労働				
72 社会保障				
72-541	これからの福祉政策／ローカルの視点から考える	畑本裕介／木下武徳	有斐閣	2024 (令6)

自治総研ボックス／自治総研ブックレット

自治総研ボックス

- | | |
|--|----------------------|
| 14. 今村都南雄著『大牟田市まちづくりの二つの難題
——「楕円の構図」による把握——』2018年 | (税別)
2,200円 (公人社) |
| 15. 辻山幸宣著『自治年々刻々』 同時代記 一九九六～二〇一七 2018年 | 2,200円 (") |
| 16. 青木宗明編『国税・森林環境税——問題だらけの増税——』2021年 | 2,200円 (公人の友社) |

自治総研ブックレット

- | | |
|---|----------------------|
| 17. 『釧路市の生活保護行政と福祉職・榑部武俊』2014年 | (税別)
1,500円 (公人社) |
| 18. 澤井 勝・上林陽治・正木浩司編『自立と依存』2015年
——第29回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 19. 辻山幸宣・堀内 匠編『“地域の民意”と議会』2016年
——第30回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 20. 其田茂樹編『不寛容の時代を生きる～生きづらさを克服する解を求めて～』2018年
——第31回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 21. 新垣二郎編『自治のゆくえ～「連携・補完」を問う～』2018年
——第32回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 22. 飛田博史編『自治のゆくえ 自治体森林政策の可能性』2018年
——第33回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (公人の友社) |
| 23. 今井 照編『原発災害で自治体ができなかったこと できなかったこと』2019年
——第34回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 24. 上林陽治編『未完の「公共私連携」 介護保険制度20年目の課題』2020年
——第35回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 25. 其田茂樹編『自治から考える「自治体DX」「標準化」「共通化」を中心に』2021年
——第36回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 26. 飛田博史編『コロナ禍で問われる社会政策と自治体 「住まい」の支援を中心に』2022年
——第37回自治総研セミナーの記録 | 1,500円 (") |
| 27. 今井 照・自治総研編『「転回」する地方自治
——<<2024年地方自治法改正(上)>>【解題編】』2024年 | 1,700円 (") |
| 28. 坪井ゆづる・其田茂樹・自治総研編『「転回」する地方自治
——<<2024年地方自治法改正(下)>>【警鐘の記録】』2024年 | 1,900円 (") |

書店からの注文が出来ない場合には、自治総研 (TEL 03-3264-5924 FAX 03-3230-3649) までお願いします。なお、在庫切れの場合はご容赦願います。

自治総研叢書 (敬文堂)

- | | |
|--|----------------|
| 30. 人見剛・横田覚・海老名富夫編著『公害防止条例の研究』2012年 | (税別)
4,500円 |
| 31. 馬場 健著『英国の大都市行政と都市政策 1945-2000』2012年 | 3,000円 |
| 32. 河上 暁弘著『平和と市民自治の憲法理論』2012年 | 4,200円 |
| 33. 武藤 博己編著『公共サービス改革の本質——比較の視点から——』2014年 | 4,500円 |
| 34. 北村 喜宣編著『第2次分権改革の検証
——義務付け・枠付けの見直しを中心に——』2016年 | 4,500円 |
| 35. 佐藤 竺著『ベルギーの連邦化と地域主義
——連邦・共同体・地域圏の並存と地方自治の変貌——』2016年 | 5,500円 |
| 36. 佐藤 英善編著『公務員制度改革という時代』2017年 | 5,700円 |
| 37. 河上 暁弘著『戦後日本の平和・民主主義・自治の論点
小林直樹憲法学との「対話」に向けて』2022年 | 4,500円 |

ご注文は書店または敬文堂 (TEL 03-3203-6161 FAX 03-3204-0161) までお願いします。

自治総研関連図書

- | | |
|--|--------------|
| ○ 今井 照／自治総研編『原発事故 自治体からの証言』2021年 筑摩書房 | (税別)
880円 |
| ○ 上林陽治著『非正規公務員のリアル
欺瞞の会計年度任用職員制度』2021年 日本評論社 | 1,900円 |
| ○ 神原 勝著『東京・区長準公選運動
区長公選制復活への道程』2022年 公人の友社 | 5,500円 |
| ○ 篠田 徹・上林陽治編著『格差に挑む自治体労働政策——就労支援、地域雇用、
公契約、公共調達』2022年 日本評論社 | 2,000円 |
| ○ 今井 照著『未来の自治体論——デジタル社会と地方自治』
2024年 第一法規 | 4,300円 |

ご注文は書店までお願いします。

Monthly Review of Local Government
THE JICHI-SOKEN
Vol.51 No.4 2025.4

CONTENTS

- 1** Re-Expansion of Regional Disparity, Population and Industry under Pandemic of Corona-Virus.
MACHIDA, Toshihiko. Professor Emeritus of Senshu Univ.
- 17** Local Allocation Taxes in 2024.
TOBITA, Hiroshi. Research Fellow of the Japan Research Institute for Local Government.
- 65** Magazine Rack.
- 68** Monthly List of Our Library.

-
- 公益財団法人 地方自治総合研究所ウェブサイトにて、本誌の目次および掲載論文を公表しています。
※公表論文には、論文末尾に掲載されるキーワードを登録しています。
 - 月刊『自治総研』への論文投稿を、公募しています。投稿要領については、公益財団法人 地方自治総合研究所ウェブサイトで開催している月刊『自治総研』投稿要領をご参照ください。

<https://www.jichisoken.jp/>

視覚障害その他の理由で活字のままでは本を利用出来ない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作を認めます。
その際は当研究所まで御連絡ください。

The Japan Research Institute for Local Government
1 Rokubancho, Chiyoda-ku, Tokyo TEL.03(3264)5924